

独立行政法人農畜産業振興機構の
令和 7 年度に係る業務の実績に関する評価書

農林水産省

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人農畜産業振興機構		
評価対象事業年度	年度評価	令和7年度（第5期）	
	中期目標期間	令和5～9年度	

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣	農林水産大臣			
	法人所管部局	畜産局	担当課、責任者	総務課長 廣岡 亮介
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 野添 剛司

3. 評価の実施に関する事項	
農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領（平成27年4月27日付け27評第104号政策評価審議官通知。以下「評価実施要領」という。）に基づき、法人が自ら評価を行った結果を明らかにした報告書（以下「自己評価書」という。）を踏まえて、政策に関する責任の一貫性及び評価の的確性を確保するため、法人所管部局である畜産局が法人の業務の実績評価（以下「評価」という。）を実施し、評価書案を作成した。また、評価を実施するに当たっては、農林水産省独立行政法人評価有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催し、外部有識者の意見を聴いた。さらに、評価の客観性を担保するため、大臣官房広報評価課が評価書案の点検を行った上で、評価書を決定した。 なお、有識者会議に併せ、法人の長及び役員等にヒアリングを実施するとともに、監事から意見を聴取することにより、評価に必要な情報を収集した。	

4. その他評価に関する重要事項
特になし。

1. 全体の評定																																
評定 (S、A、B、C、D)	B：令和7年度の業務は、中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況																														
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度																										
		B	B	B																												
評定に至った理由	評価を行った結果、小項目では1項目がs評価、9項目がa評価、86項目がb評価、1項目がc評価となり、中項目では2項目がA評価、24項目がB評価となり、大項目の評価は6項目がB評価となった。また、全体の評定を引き下げる事象もなかったため、評価実施要領に基づきB評価とした。																															
	(項目別評定の分布)																															
	小項目では、110項目中 1項目がs評価、9項目がa評価、86項目がb評価、1項目がc評価、評価対象外が13項目																															
	中項目では、 31項目中 2項目がA評価、24項目がB評価、評価対象外が5項目																															
	大項目では、 8項目中 6項目がB評価、評価対象外が2項目																															
	<table><tr><th colspan="2">評 価 項 目 (大 項 目)</th><th>評価</th></tr><tr><td>第1</td><td>国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</td><td>B</td></tr><tr><td>第2</td><td>業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</td><td>B</td></tr><tr><td>第3</td><td>予算、収支計画及び資金計画</td><td>B</td></tr><tr><td>第4</td><td>短期借入金の限度額</td><td>B</td></tr><tr><td>第5</td><td>不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</td><td>B</td></tr><tr><td>第6</td><td>第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</td><td>—</td></tr><tr><td>第7</td><td>剰余金の使途</td><td>—</td></tr><tr><td>第8</td><td>その他主務省令で定める業務運営に関する事項</td><td>B</td></tr></table>					評 価 項 目 (大 項 目)		評価	第1	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	B	第2	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B	第3	予算、収支計画及び資金計画	B	第4	短期借入金の限度額	B	第5	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B	第6	第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—	第7	剰余金の使途	—	第8	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B
	評 価 項 目 (大 項 目)		評価																													
	第1	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	B																													
	第2	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B																													
第3	予算、収支計画及び資金計画	B																														
第4	短期借入金の限度額	B																														
第5	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	B																														
第6	第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—																														
第7	剰余金の使途	—																														
第8	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B																														
2. 法人全体に対する評価																																
法人全体の評価	「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」の項目については、指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等の交付における2件の交付遅延を除き、セグメント毎の経営安定対策等は、目標どおり迅速な交付金の交付等を行った。 畜産関係業務では、当省の要請に基づき実施した緊急対策事業のうち、令和7年8月から9月に発生した豪雨等により被害を受けた畜産農家等に対して、畜舎の補改修、代替粗飼料の購入等の支援を実施した。また、令和7年度補正予算で措置された和牛肉の販売促進を支援する和牛肉需要拡大緊急対策事業については、事業内容を見直して早期に実施するため、前年度事業と並行して実施した。生乳の不需要期対策として実施した不需要コア期需給安定緊急対策事業については、事業実施主体と連携して事業の周知を早期に実施したこと等により生乳の出荷調整が行われた。これらの取組が和牛肉の需給の改善や生乳の適正な余乳処理に寄与した。 野菜関係業務では、指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等の交付遅延により、当該指標の達成度合が99.6%となった。交付金交付の決裁後に支払伝票の起票を失念したことが要因であることから、進捗管理の確認事項に支払伝票の起票の確認を追加する再発防止策を講じた。また、野菜農業振興事業において、令和7年度補正予算により措置された高温、渇水対策の取組を追加した国産野菜周年安定供給強化事業の早期実施に向けて公募により事業実施主体を採択し、年度内に交付決定を行ったことは、国産の加工・業務用野菜の安定的な生産及び供給に寄与した。 砂糖・でん粉関係業務では、甘しゅ糖の国内産糖交付金の交付申請に必要な糖度検査の検査料の引き上げに際し、検査機関と連携して、検査精度が維持される実施条件を検証・確認の上、検査の実施単位を見直し、事業者の検査料の負担増加を抑制した。また、国内産異性化糖の調整金の徴収が再開されたことから、当省や業界団体と協議し、納付期限等を緩和することによって申込者の手続を簡素化し、事務負担を軽減した。																															

	情報収集提供業務では、現地調査が困難な中国の穀物や牛乳乳製品の需給動向等について現地調査を実施するなど畜産、酪農経営に有益な情報を発信した。また、令和7年4月1日に施行された食料供給困難事態対策法における特定食料の在庫状況等を把握するため、民間在庫緊急調査委託事業により牛肉、豚肉、鶏肉、液卵、粉卵、バター及び砂糖の調査を実施し、同法第4条による国が特定食料の需給状況を把握するために行う調査の実施に大いに貢献した。 「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」の項目については、業務経費（附帯事務費）及び一般管理費の抑制を計画どおりに実施した。また、契約については、調達等合理化計画に基づく契約の適正化、契約監視委員会による点検、業務の執行については、年度計画の工程表による進行状況の点検、第三者機関による業務実績の点検・評価、補助事業については、透明性の確保、効率的な事業の実施、デジタル化の推進や情報システムの適切な管理については、管理事務の効率化、PMOによる各システムの支援等を計画どおり実施した。このほか、機能的で効率的な組織体制の整備については、少人数の課を統合する方針のもと令和7年度に総務部、企画調整部及び特産関係の部の再編を実施するとともに令和8年度に野菜及び特産関係の部の再編の実施を決定し、機動的な人員の配置、職員の多様な働き方に対応できる柔軟な組織体制を整備した。 「予算、収支計画及び資金計画」の項目については、資金の管理及び運用として、長期運用が可能な資金の効率的な運用のため、債券の受取利息の増加額が売却損を上回るように利回りの高い債券への切り替えを行った。「短期借入金の限度額」の項目については、砂糖勘定の借入金の借入コストの抑制を図った。「不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画」の項目については、畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の国庫納付を計画どおり実施した。 「その他主務省令で定める業務運営に関する事項」の項目については、ガバナンスの強化として、内部統制の充実・強化を図るための内部統制委員会の開催、また、役員会、幹部会等を開催し、業務運営の方向性等について役職員間において共有したほか、内部監査の実施、リスク管理委員会の開催、コンプライアンス推進計画に基づく取組を実施した。情報公開の推進として、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく情報を開示した。情報セキュリティ対策の向上として、令和7年度情報セキュリティ推進計画に基づき、情報セキュリティに係る研修、訓練、自己点検等を計画どおり実施した。このほか、職員の人事に関する計画として、機構のセグメント業務について専門的な知識を有する職員を育成するためにキャリアパスを見直すとともに、職員採用については、大学の業界研究会等への参加やオープンカンパニーの開催等の取組を拡大したことにより、採用応募者が増加した。また、次世代育成支援対策推進法の「くるみん認定」について、令和7年4月1日の法改正による基準引き上げ後の新基準による認定を早期に取得し、仕事と育児の両立ができる職場環境の整備を推進した。 これらにより、令和7年度の機構の業務・組織運営については、全体として着実に実施されたものと評価する。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	野菜関係業務の指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等の交付において、交付した502件のうち2件が交付申請の受理日から11業務日を超えて交付された。交付の遅れは交付事務の進捗管理が不十分であり、交付金交付の決裁後に支払伝票の起票を失念したことが要因であることから、機構は進捗管理の確認事項に支払伝票の起票の確認を追加する再発防止策を講じた。また、機構が行う他の交付金や補助金の交付事務において、同様の事案の発生を防止するため、関係部署に周知し、再発防止策を実施している。
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし。
その他特記事項	(外部有識者からの意見) 特産（砂糖・でん粉）関係業務における甘しゅ糖の国内産糖交付金の交付申請に必要な糖度検査について、検査精度が維持されていることの納得感が得られるよう、科学的な検証等を行った上で見直したということに記載した方が良いのではないかとの有識者の意見を評定理由に反映した。

様式 1－1－3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度		
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B	B				
○1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務	A	B	B			1－1	
（1）経営安定対策						〃	
ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等						〃	
◇（ア）肉用牛交付金の交付	a○重	b○重	b○重			〃	
◇（イ）肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表	b	b	b			〃	
◇（ウ）肉豚交付金の交付	－○重	－○重	－○重			〃	
◇（エ）肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表	－	－	－			〃	
イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等						〃	
◇（ア）肉用子牛生産者補給交付金等の交付	a○重	b○重	b○重			〃	
◇（イ）肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報の公表	b	b	b			〃	
◇ウ 畜産業振興事業	b	b	b			〃	
◇（2）緊急対策	a重	a重	a重			〃	
○2 畜産（酪農・乳業）関係業務	B	B	B			1－2	
（1）経営安定対策						〃	
ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等						〃	
◇（ア）加工原料乳生産者補給交付金等の交付	a○重	b○重	b○重			〃	
◇（イ）対象事業者別の加工原料乳認定数量等に係る情報の公表	b	b	b			〃	

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度		
イ 畜産業振興事業	◇（ア）酪農対策	b○重	－○重	－○重			〃	
	加工原料乳生産者経営安定対策事業に係る補填金の交付に要する補助金の交付						〃	
	◇（イ）補完対策	b	b	b			〃	
	酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業の効率的かつ効果的な実施						〃	
	（2）需給調整・価格安定対策						〃	
	ア 指定乳製品等の輸入・売買						〃	
	◇（ア）指定乳製品等の輸入入札	b	b	b			〃	
	（イ）指定乳製品等の売渡し等						〃	
	◇①指定乳製品等の売渡し	b	b	b			〃	
	◇②需要者との意見交換による要望・意向の把握	b	b	b			〃	
	◇（ウ）指定乳製品等の価格高騰等の場合における売渡し	－	a	－			〃	
	◇（エ）輸入バターの流通計画の公表	b	b	b			〃	
	◇（オ）指定乳製品等の買入れ・売戻しに係る情報の公表	b	b	b			〃	
	◇イ 乳製品需給等情報交換会議の開催	b	b	b			〃	
	◇（3）緊急対策	a重	a重	a重			〃	
	○3 野菜関係業務	B	B	B			1－3	
	（1）経営安定対策						〃	
	◇ア 指定野菜価格安定対策事業	b○重	b○重	c○重			〃	
	◇イ 契約指定野菜安定供給事業	c○重	b○重	b○重			〃	
	◇ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業等	c○重	b○重	b○重			〃	

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度		
◇エ 業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象となっ ている各品目及び出荷時期毎の交付 予約数量、価格等の公表		b	b	b			〃	
◇オ セーフティネット対策の適切な 対応		a	b	b			〃	
◇カ 野菜農業振興事業		b	b	a			〃	
◇(2)需給調整・価格安定対策 野菜の需給の調整その他の価格安定 に資するための事業の機動的・弾力 的な実施		b	a	b			〃	
○4 特産(砂糖・でん粉)関係業務		B	B	B			1－4	
(1)経営安定対策							〃	
ア 砂糖関係業務							〃	
◇(ア)甘味資源作物交付金の交付		b○重	a○重	b○重			〃	
◇(イ)国内産糖交付金の交付		b○重	b○重	a○重			〃	
◇(ウ)制度周知等の取組状況		a	b	b			〃	
◇(エ)業務内容等の公表		b	b	b			〃	
イ でん粉関係業務							〃	
◇(ア)でん粉原料用いも交付金の交付		b○重	a○重	b○重			〃	
◇(イ)国内産いもでん粉交付金の交付		b○重	b○重	b○重			〃	
◇(ウ)業務内容等の公表		b	b	b			〃	
(2)需給調整・価格安定対策							〃	
ア 砂糖関係業務							〃	
◇(ア)制度周知等の取組状況		a	b	a			〃	
◇(イ)売買実績の公表		a	b	b			〃	
◇イ でん粉関係業務		b	a	b			〃	
○5 情報収集提供業務		B	B	A			1－5	
(1)情報収集の的確な実施							〃	
◇ア 情報検討委員会の意見等を踏ま えた調査テーマの重点化		b	b	b			〃	

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度		
◇イ 海外における情報収集体制の整 備の取組状況		a	a	a			〃	
(2)需給等関連情報の迅速な提供							〃	
◇ア 情報の期間内の公表		b	b	b			〃	
◇イ 情報提供の迅速な対応		b	b	s			〃	
(3)情報提供の効果測定等							〃	
◇ア アンケート調査の実施		b	b	b			〃	
◇イ 情報利用者の満足度		a	b	b			〃	
◇ウ 情報提供内容等の改善等		b	a	b			〃	
第2 業務運営の効率化に関する目標を達 成するためとるべき措置		B	B	B				
○1 業務運営の効率化による経費の 削減		B	B	B			2－1	
◇(1)業務経費の削減		b	b	b			〃	
◇(2)一般管理費の削減		b	b	b			〃	
○2 役職員の給与水準		B	B	B			2－2	
○3 調達等合理化 随意契約の見直しに向けた計画的取 組		B	B	B			2－3	
◇(1)「調達等合理化計画」に基づく 取組		b	b	b			〃	
◇(2)競争性、透明性の確保		b	b	b			〃	
◇(3)監事への報告及び契約監視委員 会による点検等		b	b	b			〃	
○4 業務執行の改善		B	B	B			2－4	
◇(1)業務全体の進捗状況等の点検・ 評価		b	b	b			〃	
◇(2)第三者機関による業務の点検・ 評価		b	b	b			〃	
◇(3)第三者機関による業務の点検・ 評価結果の反映		－	b	－			〃	

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度		
○5	機能的で効率的な組織体制の整備	－	B	A			2－5	
○6	補助事業の効率化等	B	B	B			2－6	
	（1）透明性の確保						〃	
◇ア	公募の実施	b	b	b			〃	
◇イ	事業の採択の概要等の公表	b	b	b			〃	
◇ウ	事業説明会等の開催	b	b	b			〃	
	（2）効率的な事業の実施						〃	
◇ア	事業の進行管理	b	b	b			〃	
◇イ	費用対効果分析等の実施	b	b	b			〃	
◇ウ	現地調査の実施	－	－	－			〃	
◇エ	事後評価	－	－	－			〃	
◇オ	事務処理手続きの迅速化	b	b	b			〃	
◇カ	決算上の不用理由の分析	b	b	b			〃	
◇キ	基金の見直し	b	b	b			〃	
	（3）補助事業の審査・評価						〃	
◇ア	事業の達成状況等の自己評価	b	b	b			〃	
◇イ	第三者機関による事業の審査・評価	b	b	b			〃	
◇ウ	必要に応じた業務の見直し	－	b	b			〃	
○7	デジタル化の推進による業務の効率化	S	A	B			2－7	
◇	（1）デジタル化の推進	s	a	b			〃	
	（2）情報システムの適切な整備及び管理						〃	
◇（ア）	PMOの設置等による体制整備	a	a	b			〃	
◇（イ）	デジタル人材の育成・確保等による体制強化	b	b	b			〃	
○8	砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制	B	B	B			2－8	

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度		
第3 予算、収支計画及び資金計画		A	A	B				
	○1 財務運営の適正化	B	B	B			3	
	◇（1）収益化単位毎の予算管理	b	b	b			〃	
	◇（2）セグメント情報の開示	b	b	b			〃	
	○2 資金の管理及び運用 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用	A	A	B			〃	
第4 短期借入金の限度額		B	B	B				
	○1 運営費交付金に係る短期借入金	－	－	－			4	
	○2 国内産糖価格調整事業に係る短期借入金	B	B	B			〃	
	○3 でん粉価格調整事業に係る短期借入金	B	B	B			〃	
第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		B	B	B				
	○1 緊急的な経済対策として補正予算で措置等された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による国庫納付	B	B	B			5	
	○2 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による国庫納付	B	B	B			〃	
	○3 所有する職員宿舍の廃止に向けた取組	B	B	B			〃	
第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		－	－	－				
		－	－	－			6	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度		
第7 剰余金の使途	－	－	－				
	－	－	－			7	
第8 その他業務運営に関する事項	B	B	B				
○1 ガバナンスの強化	B	B	B			8－1	
（1）内部統制の充実・強化						〃	
◇ア 内部統制の推進	b	b	b			〃	
◇イ 役員会の開催	b	b	b			〃	
◇ウ 役職員間の情報共有	b	b	b			〃	
◇エ 内部監査の実施	b	b	b			〃	
◇オ リスク管理対策の推進	b	b	b			〃	
◇カ 個人情報保護対策の推進	b	b	b			〃	
◇（2）コンプライアンスの推進	a	b	b			〃	
○2 職員の人事に関する計画	B	B	B			8－2	
◇（1）職員の人事に関する方針	b	a	a			〃	
◇（2）人員に関する指標	b	b	b			〃	
（3）業務運営能力等の向上						〃	
◇ア 階層別研修の実施	b	a	b			〃	
◇イ 専門別研修の実施	b	b	b			〃	
◇ウ デジタル人材育成研修の実施	b	b	b			〃	
◇エ 「えるぼし認定」等の取得に係る取組の推進	a	b	a			〃	
○3 情報公開の推進	B	B	B			8－3	
◇（1）情報開示及び照会事項への対応	b	b	－			〃	
（2）資金の流れ等についての情報公開の推進						〃	
ア 畜産関係業務、野菜関係業務						〃	
◇（ア）補助事業者に係る情報公開	b	b	b			〃	
◇（イ）生産者等への資金に係る情報公開	b	b	b			〃	
◇イ 特産関係(砂糖・でん粉)業務	b	b	b			〃	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度		
◇ウ 基金の保有状況等の公表	b	b	b			〃	
◇エ 経理の流れの公表	b	b	b			〃	
○4 消費者等への広報	A	A	B			8－4	
（1）アンケート調査の実施及び広報活動の改善策についての検討						〃	
◇ア 広報推進委員会における広報活動の改善の検討	b	b	b			〃	
◇イ アンケート調査の実施	b	b	b			〃	
◇（2）ホームページ等での情報提供の推進	a	a	b			〃	
◇（3）消費者等との意見交換会等の開催	a	a	b			〃	
○5 情報セキュリティ対策の向上	B	B	B			8－5	
◇（1）情報セキュリティ対策	b	b	b			〃	
◇（2）連絡体制の整備	b	b	b			〃	
○6 施設及び設備に関する計画	－	－	－			8－6	
○7 積立金の処分	B	B	B			8－7	
○8 長期借入れを行う場合の留意事項	－	－	－			8－8	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書No」欄には、令和7年度の項目別評定調書の項目別調書Noを記載。

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （１）経営安定対策 ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等、イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等、ウ 畜産業振興事業 （２）緊急対策		
業務に関連する政策・施策	食料・農業・農村基本計画 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 我が国の食料供給	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条 畜産経営の安定に関する法律第3条 肉用子牛生産安定等特別措置法第3条
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」（基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため） 困難度：「高」（災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業：003273、003276

[illegible]

	事業数														
	達成度合	—	100%	100%	100%	100%									

注1）主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、畜産（肉畜・食肉等）関係に関するもの（生産者等へ交付される補助金等が含まれる。）を掲載している。

2）予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第2 中期目標の期間 機構の中期目標の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。			(◎：大項目、 ○：中項目、 ◇：小項目)				
	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	◎第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置			評価	B
							大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価はAが1、Bが4であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値※の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。 （※基準となる数値：大項目に含まれる中項目の項目数に2を乗じて得た数。以下同じ。） 中項目の総数：5 評価Sの中項目数：0×4点＝ 0点 評価Aの中項目数：1×3点＝ 3点 評価Bの中項目数：4×2点＝ 8点 評価Cの中項目数：0×1点＝ 0点 評価Dの中項目数：0×0点＝ 0点 合計 11 点（11／10＝110%）	
							評価	B
	1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策 国の政策目標である基本計画等を踏まえ、生産者が希望を持って畜産業に従事できるよう、畜産経営の安定とともに、競争力を高めて生産	1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策	1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策	○1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 （1）経営安定対策			＜評価に至った理由＞ 項目別の評価（中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価。以下同じ。）は、中項目に係る具体的な項目のうち最小のもの（「小項目」。評価指標の「◇」を付したもの。以下同じ。）の評価を点数化して行う（以下同じ。）が、畜産（肉畜・食肉等）関係業務については、小項目の評価はaが1、bが5であり、これらの合計数値の割合が基	

	基盤の強化を図る観点から、肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等、肉畜・食肉等に係る補助事業等を以下のとおり実施する。						準となる数値※の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。 （※基準となる数値：中項目に含まれる小項目の項目数に 2 を乗じて得た数。以下同じ。） 小項目の総数：8 評価 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数：1 × 3 点＝ 3 点 評価 b の小項目数：5 × 2 点＝ 10 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 （評価対象外：2） 合計 13 点（13／12＝108%） ・畜産（肉畜・食肉等）関係業務については、畜産経営の安定に関する法律及び肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく経営安定対策を迅速かつ適切に実施した。 ・中期目標において、機構は畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を実施することとしており、令和7年8月から9月に発生した豪雨等により被害を受けた畜産農家に対して、畜舎の補改修、代替粗飼料の購入を支援する事業を実施した。また、令和7年度補正予算で措置された和牛肉需要拡大緊急対策事業について、機構は国と緊密に連絡・調整を行い、早期に事業を実施した。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし
	ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等 肉用牛・肉豚生産者の経営安定及び国産の牛肉・豚肉の安定供給を図	ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等	ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等	ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等			

	るため、畜産経営の安定に関する法律(昭和 36 年法律第 183 号。以下「畜産経営安定法」という。)に基づき、肉用牛又は肉豚 1 頭当たりの粗収益が生産コストを下回った場合の交付対象生産者への交付金の交付等を行う。 （ア）肉用牛交付金の交付 肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。 （第 4 期中期目標期間実績：34 業務日）	（ア）肉用牛交付金の交付 肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。	（ア）肉用牛交付金の交付 肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。	◇（ア）肉用牛交付金の交付 分母を肉用牛交付金を交付した件数とし、分子を当該交付金を 35 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 肉用牛交付金について、販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に全て交付した。	＜評定と根拠＞ 評定 b 達成度合は 100 %（12,455 件/12,455 件）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
	評定	b									
	法人の自己評価は、適当と認められる。										
（イ）肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表 肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内	（イ）肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金	（イ）肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金	◇（イ）肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表 分母を肉用牛交付金を交付した回数とし、分子を 5 業務日以内に公表を行った回数とする。 s：達成度合は 100%で	＜主要な業務実績＞ 肉用牛交付金の交付状況に係る情報について、交付を終了した日から 5 業務日以内にホームページで公表した。	＜評定と根拠＞ 評定 b 達成度合は 100%（4 回/4 回）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。		
評定	b										
法人の自己評価は、適当と認められる。											

	に、ホームページで公表する。 （第 4 期中期目標期間実績：2 業務日）	の交付が終了した日から5 業務日以内に、ホームページで公表する。	の交付が終了した日から5 業務日以内に、ホームページで公表する。	あり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった							
	（ウ）肉豚交付金の交付肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から30 業務日以内に交付する。 （第 4 期中期目標期間実績：－業務日）	（ウ）肉豚交付金の交付肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から30 業務日以内に交付する。	（ウ）肉豚交付金の交付肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から30 業務日以内に交付する。	◇（ウ）肉豚交付金の交付 分母を肉豚交付金を交付した件数とし、分子を当該交付金を 30 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 肉豚交付金については、標準的販売価格が標準的生産費を上回ったため、本年度内に交付金の交付は行われなかった。	＜評定と根拠＞ 評定－ ＜課題と対応＞ －	<table><tr><td>評定</td><td>－</td></tr><tr><td colspan="2">－</td></tr></table>	評定	－	－	
	評定	－									
	－										
（エ）肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表	（エ）肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表	（エ）肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表	◇（エ）肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表	＜主要な業務実績＞ 該当なし	＜評定と根拠＞ 評定－	<table><tr><td>評定</td><td>－</td></tr><tr><td colspan="2">－</td></tr></table>	評定	－	－		
評定	－										
－											

	肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。 （第4期中期目標期間実績：－業務日）	交付業務の透明性を確保する観点から、肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。	交付業務の透明性を確保する観点から、肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。	分母を肉豚交付金を交付した回数とし、分子を5業務日以内に公表を行った回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった		＜課題と対応＞ －				
	イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等 肉用子牛生産の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）に基づき、肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合に、肉用子牛生産者補給交付金の交付等を行う。	イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等	イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等	イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等						
	（ア）肉用子牛生産者補給交付金等の交付 肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。 （第4期中期目標期間実績：11業務日）	（ア）肉用子牛生産者補給交付金等の交付 肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。	（ア）肉用子牛生産者補給交付金等の交付 肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に生産者補給交付金等を交付する。	◇（ア）肉用子牛生産者補給交付金等の交付 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した件数と生産者積立助成金を交付した件数の合計件数とし、分子をそれぞれの交付金等を14業務日以内に交付した	＜主要な業務実績＞ 肉用子牛生産者補給交付金等について、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に全て交付した。	＜評定と根拠＞ 評定b 達成度合は100%（202件/202件）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

	ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等に係る補助事業は、肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号。以下「機構法」という。）に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。 （第4期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100%） 【重要度：高】（第3の1の（1）のアの（ア）、（ウ）及びイの（ア）） 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、総合的なT P P等関連政策大綱（令和2年12月8日T P P等総合対策本部決定。以下「T P P等政策大綱」という。）において充実の措置を	ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等に係る補助事業は、肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。	ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等に係る補助事業は、肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。	◇ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等に係る経営安定対策を補完する事業の効率的かつ効果的な実施 分母を新規・拡充事業数とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 経営安定対策の補完対策にあつては、必要のあつた全ての新規・拡充事業について、事業説明会等を実施した（6回）。（第2の6の（1）のウ参照）	＜評定と根拠＞ 評定b 第2の6の（1）のウ参照 ＜課題と対応＞ 特になし	評価	b
	法人の自己評価は、適当と認められる。							

	講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。							
	（２）緊急対策 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。 （第４期中期目標期間実績：18業務日） 【困難度：高】（第3の1の（2）） 災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため。	（２）緊急対策 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。	（２）緊急対策 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。	◇（２）緊急対策 分母を緊急対策として制定した事業数とし、分子を当該緊急対策に係る国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定した事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は80%未満であった	<主要な業務実績> 令和7年6月から発生したトカラ列島近海を震源とする地震に対する畜産支援対策として、緊急的な避難に伴う家畜の輸送等を支援する事業、令和7年8月から9月までの豪雨及び暴風雨により被害を受けた畜産農家における畜舎の補改修や粗飼料の代替飼料の購入を支援する事業及び令和7年度補正予算で措置された和牛肉の新規需要開拓等の取組を支援する事業等の緊急対策（延べ7事業）について、国からの要請文受理後、いずれも事業実施要綱を18業務日以内に制定又は改正した。 特に、令和7年度補正予算で措置された和牛肉の新規需要開拓等の取組を支援する事業の実施に当たっては、国と緊密に連絡・調整を行い、要請文の受理（1月9日）後、速やかに事業実施要綱を制定し（1月14日）、さらに迅速に事業着手ができるよう事業実施主体と連携して事業説明会を開催（1月20日）するなどの的確に事	<評定と根拠> 評定 a 達成度合は100%（7事業/7事業）であった。 事業実施要綱の制定に当たっては、国における事業内容の検討段階から国と緊密に連絡・調整を行うことで、国からの要請文受理後、短期間で延べ7事業全ての事業実施要綱を制定又は改正することができた。 特に、令和7年度補正予算で措置された和牛肉の新規需要開拓等の取組を支援する事業の実施に当たっては、国や事業実施主体と緊密に連携を図り、6年度の同事業の執行と並行して早期かつ機動的に実施することができた。 以上のとおり、達成度合が100%で優れた取組内容が認められ、また、当該項目は困難度の高い項目でもあることから、a評価とした。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><th>評定</th><td>a</td></tr></table> 緊急対策事業については、当省の要請に基づき、迅速、適切に事業実施要綱を制定又は改正し、実施した。 このうち、令和7年6月から発生したトカラ列島の地震において、畜産農家が避難する場合、牛の継続的な飼養が課題となったことから、特例的に牛の避難を支援するため、事業実施要綱を早期に整備した。結果として畜産農家が避難する事態は生じなかったものの緊急時における畜産農家の安全の確保と負担の軽減を図った。 また、同年8月から9月に発生した豪雨等により被害を受けた畜産農家に対して、畜舎の補改修、代替粗飼料の購入を支援する事業を実施した。 さらに令和7年度補正予算で措置された和牛肉の販売促進を支援する和牛肉需要拡大緊急対策事業について、和牛肉の消費拡大を促進するため、当省と緊密な調整を行い、事業内容を見直し、令和6年度事業と並行して早期に実施したことは、和牛肉の需給環境の改善に寄与し、目標を上回る成果があったものと認められるため、a評価とした。	評定
評定	a							

					業を実施した。		
--	--	--	--	--	---------	--	--

4. その他参考情報
（予算と決算の乖離理由） 本セグメントにおいて、決算額が予算額の 11％程度となっているが、肉豚経営安定交付金の交付が無かったこと、肉用牛肥育経営安定交付金及び肉用子牛生産者補給金の交付が当初見込みより少なかったこと等が要因である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （１）経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等、イ 畜産業振興事業 （２）需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買、イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 （３）緊急対策		
業務に関連する政策・施策	食料・農業・農村基本計画 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 我が国の食料供給	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条 畜産経営の安定に関する法律第4条、第14条、第24条
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」（基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため） 困難度：「高」（災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：003270、003275、003276

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	（参考） （前中期目標期間 最終年度値等）	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
加工原料乳 生産者補給 交付金の支 払請求件数	－	160 件	133 件	134 件	135 件			予算額（千円）	97, 188, 733	93, 821, 768	93, 442, 867		
目 標 業 務 日 以 内 に 交 付 した件数	18 業務日以 内の交付	160 件	133 件	134 件	135 件			決算額（千円）	77, 610, 791	74, 006, 835	71, 075, 105		
達成度合	－	100%	100%	100%	100%			経常費用（千円）	76, 374, 508	73, 092, 523	70, 206, 512		
受託数量等 を公表した 回数	－	12 回	12 回	12 回	12 回			経常利益（千円）	△843, 354	△1, 112, 982	△727, 457		
目 標 業 務 日 以 内 に 公 表 した回数	9 業務日以 内の公表	12 回	12 回	12 回	12 回			当期総利益（千円）	1, 211	190	3, 381		
達成度合	－	100%	100%	100%	100%			行政コスト（千円）	76, 374, 508	73, 092, 523	70, 206, 512		
加工原料乳	－	8 件	9 件	－	－			行政サービス実施コス ト（千円）	－	－	－		
								従事人員数	22. 70	22. 70	22. 70		

[illegible]

[illegible]

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、畜産（酪農・乳業）関係に関するもの（指定生乳生産者団体等へ交付される交付金、輸入指定乳製品等の買入費等が含まれる。）を掲載している。

2) 予算額、決算額は支出額を記載。

3) 参考の欄における前中期目標期間最終年度値等について、本中期目標期間とは異なる達成目標に基づく件数については、括弧内に記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （１）経営安定対策 国の政策目標である基本計画等を踏まえ、生産者が希望を持って酪農業に従事できるよう、酪農経営の安定とともに、競争力を高めて生産基盤の強化を図る観点から、酪農・乳業に係る補助事業等を以下のとおり実施する。	2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （１）経営安定対策	2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （１）経営安定対策	○ 2 畜産（酪農・乳業）関係業務 （１）経営安定対策			評価 B	＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はaが1、bが9であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：12 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：1×3点＝3点 評価bの小項目数：9×2点＝18点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 （評価対象外：2） 合計 21点（21／20＝105%） ・畜産（酪農・乳業）関係業務については、畜産経営の安定に関する法律に基づく経営安定対

						策、需給調整・価格安定対策を迅速かつ適切に実施した。 ・中期目標において、機構は畜産に重大な影響を及ぼす家畜疾病や乳製品等の価格変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した酪農関係者等への影響緩和対策を実施することとしており、令和7年8月から9月に発生した豪雨等により被害を受けた酪農家に対して、畜舎の補改修、非常用電源の整備を支援する事業を実施した。また、年末年始における生乳の不需要期対策について、当省と連絡調整を行い、事業実施主体と連携して事業内容を周知し、迅速かつ確実に実施した。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし <その他事項> 特になし					
	ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等 生乳等の需給の安定及び酪農経営の安定を図るため、畜産経営安定法に基づき、対象事業者に加工原料乳生産者補給交付金の交付等を行う。 （ア）加工原料乳生産者補給交付金等の交付 加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する（対象事業者及び指定事業者から	ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等 （ア）加工原料乳生産者補給交付金等の交付 加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。 ただし、対象事業者及	ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等 （ア）加工原料乳生産者補給交付金等の交付 加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。 ただし、対象事業者及	ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等 ◇（ア）加工原料乳生産者補給交付金等の交付 分母を支払請求件数とし、分子を18業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる	<主要な業務実績> 生産者補給交付金等の交付について、交付対象事業者等からの交付申請に係る支払請求件数135件に対し、18業務日以内に全て交付した。	<評定と根拠> 評定b 達成度合は100%（135件/135件）であった。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><th>評定</th><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b										
法人の自己評価は、適当と認められる。											

	18 業務日を超えた支払希望がある場合を除く。) （第 4 期中期目標期間実績：18 業務日）	び指定事業者から 18 業務日を超えた支払希望がある場合を除く。	び指定事業者から 18 業務日を超えた支払希望がある場合を除く。	a：達成度合は 100％であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100％であった c：達成度合は、80％以上 100％未満であった d：達成度合は、80％未満であった			
	（イ）対象事業者別の加工原料乳認定数量等に係る情報の公表 加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から 9 業務日以内に、ホームページで公表する。 （第 4 期中期目標期間実績：9 業務日）	（イ）対象事業者別の加工原料乳認定数量等に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から 9 業務日以内に、ホームページで公表する。	（イ）対象事業者別の加工原料乳認定数量等に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から 9 業務日以内に、ホームページで公表する。	◇（イ）対象事業者別の加工原料乳認定数量等に係る情報の公表 分母を公表回数とし、分子を 9 業務日以内に公表した回数とする。 s：達成度合は 100％であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100％であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100％であった c：達成度合は、80％以上 100％未満であった d：達成度合は、80％未満であった	＜主要な業務実績＞ 交付対象事業者別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報について、全都道府県からの報告終了後、9 業務日以内にホームページで公表した。 事務処理の迅速化等に当たっては、都道府県及び第 1 号交付対象事業者（注）に文書を発し、相互連絡等について指導を行った。 （注）生乳を生産者から集めて乳業に販売し、機構から補給交付金を預かり、生産者に補給金を交付する事業者。	＜評定と根拠＞ 評定 b 達成度合は 100％（12 回/12 回）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	
	イ 畜産業振興事業 酪農・乳業に係る補助事業は、酪農・乳業の生産・流通の合理化を図るための事業その他の酪農・乳業に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象	イ 畜産業振興事業 酪農・乳業に係る補助事業は、酪農・乳業の生産・流通の合理化を図るための事業その他の酪農・乳業に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象	イ 畜産業振興事業 酪農・乳業に係る補助事業は、酪農・乳業の生産・流通の合理化を図るための事業その他の酪農・乳業に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象	イ 畜産業振興事業			評価 法人の自己評価は、適当と認められる。

	とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。	とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。	とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。				
	(ア) 酪農対策 酪農経営の安定を図るため、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行う。 補填金の交付に要する補助金については、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から 14 業務日以内に交付する。 (第 4 期中期目標期間実績：11 業務日)	(ア) 酪農対策 酪農経営の安定を図るため、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行う。 このため、補填金の交付に要する補助金については、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から 14 業務日以内に交付する。	(ア) 酪農対策 加工原料乳生産者経営安定対策事業について、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行う。 補填金の交付に要する補助金については、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から 14 業務日以内に交付する。	◇ (ア) 酪農対策 加工原料乳生産者経営安定対策事業に係る補填金の交付に要する補助金の交付 分母を加工原料乳生産者経営安定対策事業に係る補填金の交付に要する補助金を交付した件数とし、分子を、当該補助金を 14 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を上回ったことから、本年度内に補填金の交付は行われなかった。	<評定と根拠> 評定ー <課題と対応> ー	
	(イ) 補完対策 酪農・乳業に係る環境変化等を踏まえ、酪農・乳業の生産性向上等に資するため、経営安定対	(イ) 補完対策 酪農・乳業に係る環境変化等を踏まえ、酪農・乳業の生産性向上等に資するため、経営安定対	(イ) 補完対策 酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業にあっては、新規、拡充事業の事業説明会等	◇ (イ) 補完対策 酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業の効率的かつ効果的な実施	<主要な業務実績> 経営安定対策の補完対策にあっては、必要のあった全ての新規・拡充事業について、事業説明会	<評定と根拠> 評定 b 第 2 の 6 の (1) のウ参照	

	策を補完する事業を、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。 （第４期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100%） 【重要度：高】（第３の２の（１）のアの（ア）及びイの（ア）） アの（ア）及びイの（ア）については、基本計画に基づく経営安定対策として、加えて、アの（ア）については、ＴＰＰ等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。	策を補完する事業を、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。	の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。	分母を新規・拡充事業数とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	等を実施した（９回）。（第２の６の（１）のウ参照）	<課題と対応> 特になし		
	（２）需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買 指定乳製品等の需給の安定を図るため、生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、畜産経営安定法に基づき、指定乳製品等の買入れ、売渡し等を以下のとおり実施する。	（２）需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買	（２）需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買	（２）需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買				
	（ア）指定乳製品等の輸入入札	（ア）指定乳製品等の輸入入札	（ア）生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する	◇（ア）指定乳製品等の輸入入札	<主要な業務実績> 国家貿易機関として、	<評定と根拠> 評定 b	評定 b	法人の自己評価は、適当と認められる。

	国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、その全量を輸入のために入札に付するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。 (第4期中期目標期間実績：輸入及び売渡しのための入札に付した数量の割合：100%)	生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、毎年度、その全量を輸入のために入札に付するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。	る情報を定期的に把握するとともに、国家貿易機関として、国から通知を受けた令和7年度の指定乳製品等の全量を輸入のために入札に付する。	分母を国から通知を受けた輸入数量とし、分子を輸入入札に付した数量とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	令和7年度に国際約束に従って国が定めて機構に通知した数量について、需給状況を踏まえて品目、数量等を決定し、輸入入札に付した。 i) 国から通知を受けた数量 全乳換算数量 137,202 トン ii) 輸入入札に付した上で契約を締結した数量（不落札分を除く。） 全乳換算数量 137,202 トン	達成度合は 100 % (137,202 トン/137,202 トン) であった。 ＜課題と対応＞ 特になし		
			(イ) 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。	(イ) 指定乳製品等の売渡し等 ◇①指定乳製品等の売渡し 分母を国が指示する方針による売渡し計画の合計数量とし、分子を売渡入札に付した数量とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以	＜主要な業務実績＞ 四半期毎に農林水産省畜産局長あてに届け出ている売渡し計画に基づき、バター、脱脂粉乳、ホエイ・調製ホエイ及びバターオイルを売渡入札に付した。 i) 売渡し計画の合計数量 15,103 トン ii) 売渡入札に付した数量 15,103 トン	＜評定と根拠＞ 評定 b 達成度合は 100 % (15,103 トン/15,103 トン) であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	評定 b	法人の自己評価は、適当と認められる。

			上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった (売渡計画において、売渡を行わない場合を除く。)							
	また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保する観点から、需要者に対して外国産指定乳製品等の品質・規格等の情報を提供するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。	また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保する観点から、需要者との意見交換を通じ、外国産指定乳製品等の品質・規格等の情報を提供するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。	◇②需要者との意見交換による要望・意向の把握 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保するため、四半期毎に大手需要者との情報交換会議を開催（４回）し、外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等に関して意見交換を行った。	＜評定と根拠＞ 評定 b 需要者との情報交換会議からの要望・意見等の聴取・把握を行うことができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										
(イ) 指定乳製品等の価格騰貴等の場合における売渡し 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがある場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められ	(イ) 指定乳製品等の価格騰貴等の場合における売渡し 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがある場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められ	(ウ) 指定乳製品等の価格騰貴等の場合における売渡し 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがある場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められ	◇ (ウ) 指定乳製品等の価格騰貴等の場合における売渡し 分母を輸入の契約数（20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。）とし、分子をこのうち当該輸入に係る指定乳製品等を 20 業務日以内に売り渡した契約数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%で	＜主要な業務実績＞ 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあるという状況には至らなかったため、当該輸入・売渡しは実施しなかった。	＜評定と根拠＞ - ＜課題と対応＞ -	<table><tr><td>評定</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="2">—</td></tr></table>	評定	—	—	
評定	—									
—										

	る場合を除く。 (第 4 期中期目標期間 実績：14 業務日)	る場合を除く。	る場合を除く。	あり、かつ、その達成 のための優れた取組 内容が認められる b：達成度合は、100%で あった c：達成度合は、80%以 上 100%未満であった d：達成度合は、80%未 満であった							
	(ウ) 輸入バターの流通 計画の公表 上記 (ア) 又は (イ) により売り渡した輸入 バターの流通状況を把 握するため、機構の輸入 バターの落札者から徴 収した流通計画を四半 期毎に取りまとめ、四半 期終了月の翌月の 20 日 までにホームページで 公表する。 (第 4 期中期目標期間 実績：四半期終了月の 翌月末)	(ウ) 輸入バターの流通 計画の公表 上記 (ア) 又は (イ) により売り渡した輸入 バターの流通状況を把 握するため、機構の輸入 バターの落札者から徴 収した流通計画を四半 期毎に取りまとめ、四半 期終了月の翌月の 20 日 までに、ホームページで 公表する。	(エ) 輸入バターの流通 計画の公表 上記 (イ) 又は (ウ) により売り渡した輸入 バターの流通状況を把 握するため、機構の輸入 バターの落札者から徴 収した流通計画を四半 期毎に取りまとめ、四半 期終了月の翌月の 20 日 までに、ホームページで 公表する。	◇ (エ) 輸入バターの流 通計画の公表 分母を 4 回とし、分子 を四半期終了月の翌月 の 20 日までに公表した 回数とする。 s：達成度合は 100%で あり、かつ、その達成 のための特に優れた 取組内容が認められ る a：達成度合は 100%で あり、かつ、その達成 のための優れた取組 内容が認められる b：達成度合は、100%で あった c：達成度合は、80%以 上 100%未満であった d：達成度合は、80%未 満であった	<主要な業務実績> 輸入バターの流通状況 を把握するため、機構の 輸入バターの落札者から 徴取した流通計画等を四 半期毎にそれぞれ取りま とめ、四半期終了月の翌 月の 20 日までにホーム ページで公表した。	<評定と根拠> 評定 b 達成度合は 100% (4 回/4 回) であった。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
	評定	b									
	法人の自己評価は、適当と認められる。										
(エ) 指定乳製品等の買 入れ・売戻しに係る情報 の公表 指定乳製品等の内外 価格差の調整を図るた め、機構の買入れ・売戻 しの申込みをする者か ら、調整金の徴収を行 い、指定乳製品等の買入	(エ) 指定乳製品等の買 入れ・売戻しに係る情報 の公表 指定乳製品等の内外 価格差の調整を図るた め、機構の買入れ・売戻 しの申込みをする者か ら、畜産経営の安定に関 する法律(昭和 36 年法律	(オ) 指定乳製品等の買 入れ・売戻しに係る情報 の公表 指定乳製品等の内外 価格差の調整を図るた め、機構の買入れ・売戻 しの申込みをする者か ら、畜産経営の安定に関 する法律(昭和 36 年法	◇ (オ) 指定乳製品等の 買入れ・売戻しに係る 情報の公表 分母を公表回数とし、 分子を翌月 19 日までに 公表した回数とする。 s：達成度合は 100%で あり、かつ、その達成 のための特に優れた	<主要な業務実績> 売戻相手先から輸入許 可書の速やかな提出を受 けること等により、前月 分の指定乳製品等の買入 れ・売戻しの実績につい て、翌月の 19 日までにホ ームページで公表した。	<評定と根拠> 評定 b 達成度合は 100% (12 回/12 回) であった。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。		
評定	b										
法人の自己評価は、適当と認められる。											

	れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 19 日までに、ホームページで公表する。 (第 4 期中期目標期間実績：翌月の 19 日)	第 183 号) に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 19 日までに、ホームページで公表する。	律第 183 号) に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 19 日までに、ホームページで公表する。	取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった							
	イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。 (参考：第 4 期中期目標期間実績：3 回（令和 4 年度実績）)	イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。	イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。	◇イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を 6 月、9 月及び 1 月に国と共催（計 3 回）した。	＜評定と根拠＞ 評定 b 「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催し、関係者間で情報共有と意見交換を行うことができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><th>評定</th><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
	評定	b									
	法人の自己評価は、適当と認められる。										
(3) 緊急対策 酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大な影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した生乳生産者及び酪農関係者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に	(3) 緊急対策 酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大な影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した生乳生産者及び酪農関係者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に	(3) 緊急対策 酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大な影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した生乳生産者及び酪農関係者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に	◇(3) 緊急対策 分母を緊急対策として制定した事業数とし、分子を当該緊急対策に係る国からの要請文受理後、原則として 18 業務日以内に事業実施要綱を制定した事業数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められ	＜主要な業務実績＞ 令和 7 年 8 月から 9 月までの豪雨及び暴風雨により被災した酪農経営体及び年末年始の不需要期の生乳需給の安定に万全を期すことから、生乳の出荷調整や近年の猛暑に対応するため暑熱対策に取り組む酪農経営体を支援する等の緊急対策事業（延べ 7 事業）について、国からの要請文受理後、	＜評定と根拠＞ 評定 a 達成度合は 100%（7 事業/ 7 事業）であった。 事業実施要綱の改正に当たっては、国における事業内容の検討段階から、国と緊密に連絡・調整を行うことで、国からの要請文受理後、短期間で延べ 7 事業全ての事業実施要綱を改正することができた。特に、年末年	<table><tr><th>評定</th><td>a</td></tr><tr><td colspan="2">緊急対策事業については、当省の要請に基づき、迅速、適切に事業実施要綱を改正し、実施した。 このうち、令和 7 年 8 月から 9 月に発生した豪雨等により被害を受けた酪農経営体に対して、畜舎の補改修、非常用電源の整備を支援する事業を実施した。 また、年末年始における生乳の不需要期対策については、夏の乳用牛の受胎が猛暑の影響により、秋口にずれ込んだ結果、生乳の需要の少ない秋から冬に生産が増加することによる生乳廃棄を回避するため、昨年度に引き続き実施した。</td></tr></table>	評定	a	緊急対策事業については、当省の要請に基づき、迅速、適切に事業実施要綱を改正し、実施した。 このうち、令和 7 年 8 月から 9 月に発生した豪雨等により被害を受けた酪農経営体に対して、畜舎の補改修、非常用電源の整備を支援する事業を実施した。 また、年末年始における生乳の不需要期対策については、夏の乳用牛の受胎が猛暑の影響により、秋口にずれ込んだ結果、生乳の需要の少ない秋から冬に生産が増加することによる生乳廃棄を回避するため、昨年度に引き続き実施した。		
評定	a										
緊急対策事業については、当省の要請に基づき、迅速、適切に事業実施要綱を改正し、実施した。 このうち、令和 7 年 8 月から 9 月に発生した豪雨等により被害を受けた酪農経営体に対して、畜舎の補改修、非常用電源の整備を支援する事業を実施した。 また、年末年始における生乳の不需要期対策については、夏の乳用牛の受胎が猛暑の影響により、秋口にずれ込んだ結果、生乳の需要の少ない秋から冬に生産が増加することによる生乳廃棄を回避するため、昨年度に引き続き実施した。											

	実施することとし、国からの要請文受理後、原則として 18 業務日以内に事業実施要綱を制定する。 （第 4 期中期目標期間実績：11 業務日） 【困難度：高】（第 3 の 2 の（3）） 災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため。	実施することとし、国からの要請文受理後、原則として 18 業務日以内に事業実施要綱を制定する。	実施することとし、国からの要請文受理後、原則として 18 業務日以内に事業実施要綱を制定する。	る a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は 80%未満であった	いずれも事業実施要綱を 18 業務日以内に改正した。 特に、年末年始の不需要期の生乳需給の安定を図る緊急対策事業については、近年の猛暑の影響により生乳生産がずれ込み、年末年始の不需要期において生乳廃棄が生じるおそれがあったことから、事業実施主体との連携を図り、短期間で事業を開始した。さらに、不需要コア期（12 月 20 日～1 月 8 日）開始までの短期間に事業実施主体と連携して酪農経営体への事業周知や参加申込書の取りまとめ等を迅速に行った結果、昨年度を上回る 675 酪農経営体が 911 トンの生乳出荷調整を果たし、不需要期の適正な余乳処理に寄与した。	始の不需要期の生乳需給の安定を図る緊急対策事業については、国からの緊急的な要請を受け、事業実施主体と連携し、短期間で事業を開始した上、事業の周知を図った結果、不需要期の適正な余乳処理に寄与し、不需要期対策を迅速かつ的確に実施することができた。 以上のとおり、達成度合が 100%で優れた取組内容が認められ、また、当該項目は困難度の高い項目でもあることから、a 評価とした。 ＜課題と対応＞ 特になし	機構は当省との緊密な調整を行い、事業実施主体と連携して事業の周知等を早期に実施したことにより、911 トンの出荷調整が行われたことは、不需要期の適正な余乳処理に寄与し、目標を上回る成果があったものと認められるため、a 評価とした。
--	---	--	--	---	--	---	--

4. その他参考情報
（予算と決算の乖離理由） 本セグメントにおいて、決算額が予算額の 76%程度となっているが、畜産業振興事業費において、年度内に間接補助事業実施主体までの支払いが間に合わない分（翌年度への繰越）が生じたこと等が要因である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	3 野菜関係業務 (1) 経営安定対策 ア 指定野菜価格安定対策事業、イ 契約指定野菜安定供給事業、ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業等、エ 業務内容等の公表、オ セーフティネット対策の適切な対応、カ 野菜農業振興事業 (2) 需給調整・価格安定対策		
業務に関連する政策・施策	食料・農業・農村基本計画 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 我が国の食料供給	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第10条 野菜生産出荷安定法
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」（基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：003271、003276、003286

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
登録出荷団体等別の品目毎の交付申請の総件数（指定野菜）	－	1,632件	1,221件	638件	502件			予算額（千円）	15,470,444	17,815,684	15,162,677		
								決算額（千円）	9,544,463	7,036,398	3,938,212		
								経常費用（千円）	9,232,434	6,486,904	3,167,005		
								経常利益（千円）	44,289	65,267	108,313		
								当期総利益（千円）	44,306	30,090	119,612		
								行政コスト（千円）	9,232,434	6,523,674	3,174,462		
目標業務日以内に交付した件数	11業務日以内の交付	1,632件	1,221件	638件	500件			行政サービス実施コスト（千円）	－	－	－		
達成度合	－	100%	100%	100%	99.6%			従事人員数	30.00	30.00	30.00		
登録出荷団体等別の品目毎の交付申請の総件数(契約指定野菜)	－	(148件)	179件	144件	65件								
目標業務日以内に交付した件数	20業務日以内の交付	(148件)	179件	144件	65件								
達成度合	－	100%	100%	100%	100%								
野菜価格安定法人別の品目毎の交	－	1,017件	776件	469件	401件								

[illegible]

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、野菜関係に関するもの（生産等へ交付される交付金等が含まれる。）を掲載している。

2) 予算額、決算額は支出額を記載

3) 参考の欄における前中期目標期間最終年度値等について、本中期目標期間とは異なる達成目標に基づく件数については、括弧内に記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	3 野菜関係業務 （１）経営安定対策 野菜については、野菜生産出荷安定法（昭和 41 年法律第 103 号）等に基づき、生産者の経営安定と野菜の安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等を以下のとおり実施する。 その際、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく収入保険の実施に伴い、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう適切に対応する。	3 野菜関係業務 （１）経営安定対策	3 野菜関係業務 （１）経営安定対策	○ 3 野菜関係業務 （１）経営安定対策			評価	B
							＜評価に至った理由＞ 小項目の評価は a が 1、b が 5、c が 1 であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評価は B とした。 小項目の総数： 7 評価 s の小項目数： 0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数： 1 × 3 点＝ 3 点 評価 b の小項目数： 5 × 2 点＝ 10 点 評価 c の小項目数： 1 × 1 点＝ 1 点 評価 d の小項目数： 0 × 0 点＝ 0 点 合計 14 点（14／14＝100%） ・野菜関係業務については、生産者の経営安定を図るための生産者補給金等の交付について、指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等の交付遅延 2 件を除き、迅速な交付を行った。 ・高温、渇水対策の取組を追加して令和 7 年度補正予算で措置された国産野菜周年安定供給強化事業については、早期の事業実施に向けて事業説明会等による周知、公募による事業実施主体の採択を実施し、年度内に交付決定を行った。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等を交付した 502 件のうち 2 件が交付申請の受理日から 11 業務日を超えて交付された。交付の遅れは交付事務の進捗管理が不十分であり、交付金交付の決裁後に支払伝票の起票を失念したことが要因であることから、機構は進捗管理の確認事項に支払伝票の起票の確認を追加する再発防止策を講じた。 ＜その他事項＞ 特になし	

	ア 指定野菜価格安定対策事業 指定野菜の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象野菜（野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。）の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。 生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。 （第 4 期中期目標期間実績：11 業務日）	ア 指定野菜価格安定対策事業 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。	ア 指定野菜価格安定対策事業 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。	◇ア 指定野菜価格安定対策事業 分母を登録出荷団体等別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち 11 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 生産者補給交付金等の交付については、交付申請のあった 502 件のうち、2 件を除く 500 件に対し、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付した。	＜評定と根拠＞ 評定 c 達成度合は 99.6 %（500 件/502 件）であった。 ＜課題と対応＞ 指定野菜価格安定対策事業の交付金交付（令和 7 年：4/21～6/26）において、交付までの期間が交付申請受理日から 11 業務日を超過したケースが全交付件数（80 件）のうち 2 件あった。交付金交付に係る決裁の進捗管理は行っていたものの、決裁後に交付通知と同時に行う支払伝票の起票を失念したことが要因である。このため、交付金交付の決裁の進捗確認項目に支払伝票の作成を追加し、同作業も明示化して進捗管理できるよう見直しを行った。これにより、現時点では事務手続が確実に実施されている。	<table><tr><th>評定</th><th>c</th></tr><tr><td colspan="2">指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等を交付した 502 件のうち 2 件が交付申請の受理日から 11 業務日を超えて交付された。交付の遅れは交付事務の進捗管理が不十分であり、交付金交付の決裁後に支払伝票の起票を失念したことが要因であることから、機構は進捗管理の確認事項に支払伝票の起票の確認を追加する再発防止策を講じた。交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する評価指標の達成度合が 99.6%であったため、c 評価とした。</td></tr></table>	評定	c	指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等を交付した 502 件のうち 2 件が交付申請の受理日から 11 業務日を超えて交付された。交付の遅れは交付事務の進捗管理が不十分であり、交付金交付の決裁後に支払伝票の起票を失念したことが要因であることから、機構は進捗管理の確認事項に支払伝票の起票の確認を追加する再発防止策を講じた。交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する評価指標の達成度合が 99.6%であったため、c 評価とした。	
	評定	c									
	指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等を交付した 502 件のうち 2 件が交付申請の受理日から 11 業務日を超えて交付された。交付の遅れは交付事務の進捗管理が不十分であり、交付金交付の決裁後に支払伝票の起票を失念したことが要因であることから、機構は進捗管理の確認事項に支払伝票の起票の確認を追加する再発防止策を講じた。交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する評価指標の達成度合が 99.6%であったため、c 評価とした。										
イ 契約指定野菜安定供給事業 あらかじめ締結した指定野菜の供給に係る契約につき指定野菜の価格の著しい低落があった場合及びあらかじめ締結した契約に基づき契約数量の確保を要する場合において、生産者の経営に及ぼ	イ 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 20 業務日以内に交付する。	イ 契約指定野菜安定供給事業 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 20 業務日以内に交付する。	◇イ 契約指定野菜安定供給事業 分母を登録出荷団体等別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち 20 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた	＜主要な業務実績＞ 生産者補給交付金等の交付については、交付申請のあった 65 件に対し、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 20 業務日以内に全て交付した。	＜評定と根拠＞ 評定 b 達成度合は 100 %（65 件/65 件）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><th>評定</th><th>b</th></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。		
評定	b										
法人の自己評価は、適当と認められる。											

	す影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。 生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 20 業務日以内に交付する。 (第 4 期中期目標期間実績：16 業務日)										
	ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業等 特定野菜等の価格の著しい低落があった場合において、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金を交付する。 助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。 (第 4 期中期目標期間実績：11 業務日)	ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業等 ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。	ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業等 ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。	◇ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業等 分母を都道府県の野菜価格安定法人別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち 11 業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 助成金の交付については、交付申請のあった 401 件に対し、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に全て交付した。	<評定と根拠> 評定 b 達成度合は 100% (401 件/401 件) であった。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
	評定	b									
	法人の自己評価は、適当と認められる。										
エ 業務内容等の公表 ア、イ又はウの事業の対象となっている各品目	エ 業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象となっている各品	エ 業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象となっている各品	◇エ 業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対	<主要な業務実績> 野菜価格安定制度の対象となっている各品	<評定と根拠> 評定 b 達成度合は100% (12	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。		
評定	b										
法人の自己評価は、適当と認められる。											

	及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。 (第4期中期目標期間実績：毎月)	目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。	目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。	象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等の公表分母を12月とし、分子を公表した月数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	目及び出荷時期毎の交付予約数量や交付金額について毎月ホームページで公表した。 また、対象出荷期間の終了月の翌月に、指定野菜価格安定対策事業の対象となっている各品目の旬別又は月別の平均販売価額をホームページで公表した。	月/12月)であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	
	オ セーフティネット対策の適切な対応 農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく収入保険の実施に伴い、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう、事業説明会の実施により周知を図るなど、適切に対応する。	オ セーフティネット対策の適切な対応 農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく収入保険の実施に伴い、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう、関係者からの照会等に対して、適切に対応する。	◇オ セーフティネット対策の適切な対応 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 野菜価格安定対策事業実務担当者説明会(5月15～16日開催)において、令和8年から収入保険との重複加入ができない旨及び留意事項などを説明した。 また、登録出荷団体・都道府県野菜価格安定法人等からの照会に適切に対応した。 さらに、①農協担当者等からの要望を踏まえ、新たに生産者等にとって分かりやすい野菜価格安定制度のパンフレットを作成し、ホームページに掲載、②農林水産省の現地調査に同行し、	＜評定と根拠＞ 評定b 生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう、適切に対応した。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr></table> 法人の自己評価は、適当と認められる。	評定
評定	b						

	オ 野菜農業振興事業 加工・業務用野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業について、国等の行う他の事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。 (第4期中期目標期間実績:事業説明会の実施:100%) 【重要度:高】(第3の3の(1)のア～ウ) 基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。	カ 野菜農業振興事業 加工・業務用野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業について、国等の行う他の事業・施策との整合性を確保しつつ、国等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。	カ 野菜農業振興事業 加工・業務用野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業について、国等の行う他の事業・施策との整合性を確保しつつ、国等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。	◇カ 野菜農業振興事業 分母を経営安定対策に係る野菜農業振興事業の事業数とし、分子を事業説明会等を開催した事業数とする。 s:達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a:達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b:達成度合は、100%であった c:達成度合は、80%以上100%未満であった d:達成度合は、80%未満であった	農協担当者、生産者等に野菜価格安定制度と収入保険制度の加入状況等の聞き取りや当該パンフレットを用いての説明、③各種調査等の際に関係者にパンフレットを配布(630部)し、本制度の役割、重要性を説明した。	＜主要な業務実績＞ 契約野菜収入確保モデル事業及び国産野菜周年安定供給強化事業について、野菜価格安定対策事業実務担当者説明会等において事業内容の説明を行った。 また、事業実施主体の公募を行うに当たり、ホームページ、情報誌、農業紙などへの広告掲載、生産者・中間事業者に対する事業の情報提供(公募チラシの郵送など)など、幅広く事業内容の周知を行った。 令和7年度補正予算において、令和7年度農林水産関係補正予算の重点事項のうち、「Ⅱ食料安全保障の強化のための重点事項対策(2)過度な輸入依存からの脱却③加工・業務用野菜の生産拡大対策」として予算措置された国産野菜周年安定供給強化事業(補正予算分)の公募を実施した。公募は、ホ	＜評定と根拠＞ 評定 a 達成度合は100%(3事業/3事業)であった。 特に令和7年度補正予算で措置された国産野菜周年安定供給強化事業(補正予算分)については、11月末の令和7年度補正予算閣議決定後、国と緊密な調整を図り、短期間の準備を経て、12月17日から1月9日に公募を実施し、12月23日に公募説明会を開催した他、農業紙への広告掲載等事業内容の周知に迅速に取り組んだ。さらに、1月22日に国から当該事業の事業要件変更の要請を受け、1月27日から2月2日に追加公募を実施した。年度内の限られた期間中に2回の公募を実施する必要があったため、機構の事務手続を迅速化し、ほぼ当初計画どおりの時期に公募審査委員会を開催して3件を		
								評定	a
								契約野菜収入確保モデル事業及び国産野菜周年安定供給強化事業については、事業説明会等を行い、適切に実施した。 また、夏期の高温による野菜の生産量の減少や品質の低下等に対して、安定した周年供給に向けて高温、渇水対策の取組を追加して令和7年度補正予算で措置された国産野菜周年安定供給強化事業については、補正予算事業として限られた期間において、早期の事業実施に向けて、事業説明会や広告掲載による周知、公募による事業実施主体の採択を実施し、年度内に交付決定まで行ったことは、事業の早期の実施を通じて国産の加工・業務用野菜の安定的な生産及び供給に寄与し、目標を上回る成果があったものと認められるため、a評価とした。	

				ームページ、農業紙への 広告掲載など幅広く事 業内容の周知を行いな がら、12月17日から1 月9日に実施後、事業要 件変更に伴う追加公募 を1月27日から2月2 日に実施した。2月10日 に実施した事業実施主 体審査委員会にて事業 実施主体候補者の選定 を行い、3件を採択し た。年度内に円滑に事業 を遂行するため、各採択 者に対し、WEBにて事務 手続き等に関する説明 会を実施し、年度内に全 件の交付決定を行った。	採択した。なお、年度内 に全件（予算全額）につ いて交付決定を行った。 非常に限られた期間 で、国と連携を図り、機 動的、弾力的及び的確に 事業を実施することが できたため、達成度合 100%であり、優れた取 組と評価できることから、a評価とした。 ＜課題と対応＞ 特になし	
（2）需給調整・価格安 定対策 野菜の需給動向を定期的 に把握し、関係者に情 報提供するとともに、野 菜の需給の調整その他の 価格安定に資するための 事業について、国等の行 う他の事業・施策との整 合性を確保しつつ、機構 法に基づき、国等との明 確な役割分担と連携の下 に、事業説明会等を実施 し、機動的かつ弾力的に 実施する。 （第4期中期目標期間実 績:事業説明会の実施: 100%）	（2）需給調整・価格安 定対策 野菜の需給動向を定期的 に把握し、関係者に情 報提供するとともに、野 菜の需給の調整その他の 価格安定に資するための 事業について、国等の行 う他の事業・施策との整 合性を確保しつつ、国等 との明確な役割分担と連 携の下に、事業説明会等 を実施し、機動的かつ弾 力的に実施する。	（2）需給調整・価格安 定対策 野菜の需給動向を定期的 に把握し、関係者に情 報提供するとともに、野 菜の需給の調整その他の 価格安定に資するための 事業について、国等の行 う他の事業・施策との整 合性を確保しつつ、国等 との明確な役割分担と連 携の下に、事業説明会等 を実施し、機動的かつ弾 力的に実施する。	◇（2）需給調整・価格 安定対策 野菜の需給の調整その 他の価格安定に資する ための事業の機動的・弾 力的な実施 分母を野菜の需給の 調整その他の価格安定 に資するための事業数 とし、分子を事業説明会 等を開催した事業数と する。 s：達成度合は100%で あり、かつ、その達成 のための特に優れた 取組内容が認められ る a：達成度合は100%で あり、かつ、その達成 のための優れた取組 内容が認められる b：達成度合は、100%で	＜主要な業務実績＞ 緊急需給調整事業に ついて、野菜価格安定対 策事業実務担当者説明 会（対面及びWeb会議） 等において、事業の内 容、運用方針等の説明を 行い、周知を図った。 また、やさいレポート の公表等により野菜需 給情報の発信強化を図 るとともに、野菜需給情 報等交換会メンバー等 に情報を提供し、野菜の 需給について、生産から 流通・消費に至る幅広い 関係者の共通認識の醸 成を図った。 さらに、農水省、団体 等と連携し、緊急需給調 整事業を適時に実施し たほか、野菜需給情報等	＜評定と根拠＞ 評定b 野菜価格安定対策事 業実務担当者説明会等 において、事業の内容、 運用方針等の説明を行 い、事業の普及推進を図 ることができた。達成度 合は100%（1事業/1事 業）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	
						評定

				あった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	交換会においてその実施状況を報告するとともに、新低温保存技術の報告及び加工・業務用野菜に係る活発な意見交換を行った。		
--	--	--	--	---	---	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の乖離理由) 本セグメントにおいて、決算額が予算額の 26%程度となっているが、総じて価格が堅調に推移したことにより、生産者補給交付金の交付が当初の見込みより少なかったことが要因である。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1—4	4 特産（砂糖・でん粉）関係業務 （１）経営安定対策 ア 砂糖関係業務、イ でん粉関係業務 （２）需給調整・価格安定対策 ア 砂糖関係業務、イ でん粉関係業務		
業務に関連する政策・施策	食料・農業・農村基本計画 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 我が国の食料供給	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第 10 条 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」（基本計画に基づく経営安定対策であり、また、ＴＰＰ等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：003276、003302、020876

[illegible]

[illegible]

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、特産関係に関するもの（生産者等へ交付される交付金等が含まれる。）を掲載している。

2) 予算額、決算額は支出額を記載。

3) 令和5年度の経常利益がマイナスとなっているが、これは砂糖勘定の政府交付金と業務収入365億円に対し交付金等支出が480億円となり115億円の収支差が生じたため。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	4 特産（砂糖・でん粉）関係業務 （1）経営安定対策 砂糖及びでん粉については、基本計画を踏まえ、地域経済におけるその重要性に鑑み、実需者ニーズに対応した生産や生産性の向上に向けた取組を推進し、価格調整制度による国内生産の安定を図るため、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号。以下「糖価調整法」という。)に基づき、交付金の交付等を以下のとおり実施する。	4 特産（砂糖・でん粉）関係業務 （1）経営安定対策	4 特産（砂糖・でん粉）関係業務 （1）経営安定対策	○4 特産（砂糖・でん粉）関係業務 （1）経営安定対策			評定	B
							<評定に至った理由> 小項目の評定はaが2、bが8であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：10 評定 s の小項目数：0×4点＝ 0点 評定 a の小項目数：2×3点＝ 6点 評価 b の小項目数：8×2点＝ 16点 評価 c の小項目数：0×1点＝ 0点 評価 d の小項目数：0×0点＝ 0点 合計 22点（22／20＝110%） ・砂糖・でん粉関係業務については、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく経営安定対策を迅速かつ適切に実施した。また、甘しや糖の国内産糖交付金の交付申請に必要な糖度検査の検査料の引き上げに際し、検査機関と連携して、検査精度が維持される実施条件を検証・確認の上、検査の実施単位を見直したことにより、事業者の検査料の負担増加を抑制した。 ・輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品及び輸入指定でん粉等の買入れ及び売戻しの申込者から調整金を徴収し、月毎の売買実績について、定められた期間内に公表した。また、国内産異性化糖の調整金の徴収が再開されたことから、申込者の事務負担を軽減するため、調整金の納付期限等を緩和した。	

	ア 砂糖関係業務 甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に対する交付金の交付等を以下のとおり実施する。 （ア）甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から８業務日以内に交付する。 （第４期中期目標期間実績：７業務日）	ア 砂糖関係業務 （ア）甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から８業務日以内に交付する。	ア 砂糖関係業務 （ア）甘味資源作物交付金の交付 甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から８業務日以内に交付する。	ア 砂糖関係業務 ◇（ア）甘味資源作物交付金の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、甘味資源作物交付金の概算払請求の総件数とし、分子を８業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は１００％であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は１００％であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、１００％であった c：達成度合は、８０％以上１００％未満であった d：達成度合は、８０％未	<主要な業務実績> 甘味資源作物交付金については、進行管理を徹底することにより、機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった２４０件全てについて、８業務日以内に交付した。	<評価と根拠> 評価 b 達成度合は 100% (240 件/240 件) であった。 <課題と対応> 特になし	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし <その他事項> 特産（砂糖・でん粉）関係業務における甘しや糖の国内産糖交付金の交付申請に必要な糖度検査について、検査精度が維持されていることの納得感が得られるよう、科学的な検証等を行った上で見直したということを記載した方が良いのではないかとの有識者の意見を評定理由に反映した。
	<table><tr><td>評価</td><td>b</td></tr></table>		評価	b	法人の自己評価は、適当と認められる。		
	評価	b					

				満であった																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

				検査単位を拡大することでサンプル数を減らす方法により検査料の値上げ幅を抑えたい旨)の要請があったところ。 機構としては、検査機関と連携し、検査精度の維持に関する検証を行った上で、機構が定める国内産糖検査要領を一部改正して検査単位を原則100トン毎から原則運搬船一隻毎に拡大する見直しを行った。						
(ウ) 業務内容等の公表制度の円滑な運用を図るため、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。 (第 4 期中期目標期間実績：翌月の 15 日)	(ウ) 業務内容等の公表制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。	(ウ) 業務内容等の公表制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。	◇ (ウ) 制度周知等の取組状況 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、優良なさとうきび生産者等を対象とした沖縄県さとうきび競作会等において、価格調整制度の重要性について情報発信を行った。また、「さとうきび・甘蔗糖関係検討会」を鹿児島県で開催し、交流機会の少ない鹿児島・沖縄両県の関係者が一堂に会してさとうきび生産に関する様々な課題を検討した。	<評価と根拠> 評価 b ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、さとうきび生産者等を対象として、生産地等において価格調整制度の必要性や生産性向上の重要性について情報発信を行うことにより、制度の周知・浸透に十分に取り組んだ。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><td>評価</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評価	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評価	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										
			◇ (エ) 業務内容等の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の 15 日までに公表した回数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた	<主要な業務実績> 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表した。	<評価と根拠> 評価 b 達成度合は 100% (12 回/12 回) であった。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><td>評価</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評価	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評価	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

	イ でん粉関係業務 でん粉原料用いも生産者及び国内産いもでん粉製造事業者に対する交付金の交付等を以下のとおり実施する。 （ア）でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。 （第4期中期目標期間実績：7業務日）	イ でん粉関係業務 （ア）でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	イ でん粉関係業務 （ア）でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	イ でん粉関係業務 ◇（ア）でん粉原料用いも交付金の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、でん粉原料用いも交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった	イ でん粉関係業務 ＜主要な業務実績＞ でん粉原料用いも交付金については、進行管理を徹底することにより、機構が指定する電磁的方法により概算払請求があった56件全てについて、8業務日以内に交付した。	イ でん粉関係業務 ＜評定と根拠＞ 評定b 達成度合は100%（56件/56件）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし		
							評定	b
							法人の自己評価は、適当と認められる。	

	(イ) 国内産いもでん粉 交付金の交付 国内産いもでん粉交 付金については、対象国 内産いもでん粉製造事 業者からの交付申請を 受理した日から 18 業務 日以内に交付する。 (第 4 期中期目標期間 実績：18 業務日)	(イ) 国内産いもでん粉 交付金の交付 国内産いもでん粉交 付金については、対象国 内産いもでん粉製造事 業者からの交付申請を 受理した日から 18 業務 日以内に交付する。	(イ) 国内産いもでん粉 交付金の交付 国内産いもでん粉交 付金については、対象国 内産いもでん粉製造事 業者からの交付申請を 受理した日から 18 業務 日以内に交付する。	d：達成度合は、80%未 満であった ◇(イ) 国内産いもでん 粉交付金の交付 分母を交付申請があ った、国内産いもでん粉 の申請書受理の総件数 とし、分子を 18 業務日 以内に交付した件数とす る。 s：達成度合は 100%で あり、かつ、その達成 のための特に優れた 取組内容が認められ る a：達成度合は 100%で あり、かつ、その達成 のための優れた取組 内容が認められる b：達成度合は、100%で あった c：達成度合は、80%以 上 100%未満であった d：達成度合は、80%未 満であった	<主要な業務実績> 国内産いもでん粉交 付金については、進行管 理を徹底することによ り、交付申請があった 83 件全てについて、18 業務 日以内に交付した。	<評定と根拠> 評定 b 達成度合は 100% (83 件/83 件) であった。 <課題と対応> 特になし		
							評定	b
							法人の自己評価は、適当と認められる。	
	(ウ) 業務内容等の公表 ホームページにおい て、制度の仕組みを公開 するとともに、でん粉原 料用いも交付金及び国 内産いもでん粉交付金 の月毎の交付決定数量 を翌月の 15 日までに公 表する。 (第 4 期中期目標期間 実績：翌月の 15 日)	(ウ) 業務内容等の公表 本業務の透明性を確 保する観点から、ホーム ページにおいて、制度の 仕組みを公開するとと もに、でん粉原料用いも 交付金及び国内産いも でん粉交付金の月毎の 交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。	(ウ) 業務内容等の公表 本業務の透明性を確 保する観点から、ホーム ページにおいて、制度の 仕組みを公開するとと もに、でん粉原料用いも 交付金及び国内産いも でん粉交付金の月毎の 交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。	◇(ウ) 業務内容等の公 表 でん粉原料用いも交付 金及び国内産いもでん 粉交付金の交付決定数 量の公表 分母を公表回数とし、 分子を翌月の 15 日ま でに公表した回数とす る。 s：達成度合は 100%で あり、かつ、その達成 のための特に優れた	<主要な業務実績> ホームページにおい て、でん粉の価格調整制 度の仕組みを公開する とともに、でん粉原料用 いも交付金及び国内産 いもでん粉交付金の月 毎の交付決定数量を翌 月の 15 日までに公表し た。	<評定と根拠> 評定 b 達成度合は 100% (12 回/12 回) であった。 <課題と対応> 特になし		
							評定	b
							法人の自己評価は、適当と認められる。	

	【重要度：高】(第3の4の(1)アの(ア)、(イ)及びイの(ア)、(イ)) 基本計画に基づく経営安定対策であり、また、T P P等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。			取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった						
	(2) 需給調整・価格安定対策 砂糖及びでん粉の内外価格差の調整を図るため、糖価調整法に基づき、調整金の徴収を以下のとおり実施する。 ア 砂糖関係業務 制度の円滑な運用を図るため、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。 (第4期中期目標期間実績：翌月の15日)	(2) 需給調整・価格安定対策 ア 砂糖関係業務 砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行う。また、制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。	(2) 需給調整・価格安定対策 ア 砂糖関係業務 砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行う。また、制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。	(2) 需給調整・価格安定対策 ア 砂糖関係業務 ◇(ア) 制度周知等の取組状況 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、砂糖の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、「第20回食育推進全国大会」等において、機構が作成したパンフレットの配布やパネルの展示を行った。 また、機構職員が自ら講師となって出前講座を実施し、高校生を対象とした講義のほか、栄養学を専攻する大学生に対しては、精糖工業会とのタイアップによる実験をするなど、砂糖の価	<評定と根拠> 評定 a ホームページにおいて、砂糖の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、一般消費者が参加する交流イベントに積極的に出展し、機構が作成した啓発資料を配布した。 また、出前講座を実施し、より多くの者に対し砂糖の価格調整制度の重要性や砂糖の正しい知識の普及を図った。 さらに、国内産異性化糖の売買手続について、業界団体や売買申込者から強い要望があったことを踏まえ、農林水産				
							<table><tr><th>評定</th><th>a</th></tr><tr><td colspan="2">糖価調整制度における調整金の徴収及び制度の周知等については、適切に実施した。 このほか、国内産異性化糖からの調整金の徴収が再開され、申込者の売買手続に係る事務負担が増加したことから、業界団体等からの要望を受け、当省や業界団体等と協議し、関係規程の改正、システム改修、関係者への説明を行い、令和7年10月から納付期限等を緩和した。申込者の手続を簡素化し、事務の負担軽減により、同制度の円滑な運用が図られ、目標を上回る成果があったものと認められるため、a評価とした。</td></tr></table>	評定	a	糖価調整制度における調整金の徴収及び制度の周知等については、適切に実施した。 このほか、国内産異性化糖からの調整金の徴収が再開され、申込者の売買手続に係る事務負担が増加したことから、業界団体等からの要望を受け、当省や業界団体等と協議し、関係規程の改正、システム改修、関係者への説明を行い、令和7年10月から納付期限等を緩和した。申込者の手続を簡素化し、事務の負担軽減により、同制度の円滑な運用が図られ、目標を上回る成果があったものと認められるため、a評価とした。
評定	a									
糖価調整制度における調整金の徴収及び制度の周知等については、適切に実施した。 このほか、国内産異性化糖からの調整金の徴収が再開され、申込者の売買手続に係る事務負担が増加したことから、業界団体等からの要望を受け、当省や業界団体等と協議し、関係規程の改正、システム改修、関係者への説明を行い、令和7年10月から納付期限等を緩和した。申込者の手続を簡素化し、事務の負担軽減により、同制度の円滑な運用が図られ、目標を上回る成果があったものと認められるため、a評価とした。										

			格調整制度の重要性や砂糖の正しい知識の普及を図った。 さらに、令和6年1月から13年ぶりに再開した国内産異性化糖の売買手続について、業界団体や売渡申込者からは、事務負担が増加したことに伴って、納付期限等を緩和する旨の強い要望があった。これを踏まえ、機構が主体となり、農林水産省や業界団体と協議・調整を重ね、規程の改正、業界団体への説明、システムの改修及び売渡申込者への個別の案内を行った上で、令和7砂糖年度（令和7年10月）から、調整金の納付期限の緩和措置（上期分：当月25日→月末、下期分：翌月10日→翌月15日）及び納付手続の簡素化（上期分について下期分と合わせて納付する選択制を導入）を行った。	省や業界団体との協議・調整を経て規程改正、システム改修及び関係者への説明を行い、売買手続の見直しを実施した。これにより制度の利便性の向上や申込者の事務負担の軽減を図ることができたことからa評価とした。 ＜課題と対応＞ 特になし					
		◇（イ）売買実績の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の15日までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成	＜主要な業務実績＞ 輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績について、翌月の15日までに公表した。	＜評定と根拠＞ 評定b 達成度合は100%（12回/12回）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b								
法人の自己評価は、適当と認められる。									

	イ　でん粉関係業務 機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表する。 （第 4 期中期目標期間実績：翌月の 15 日）	イ　でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表する。	イ　でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表する。	のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	◇イ　でん粉関係業務 輸入指定でん粉等の売買実績の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月の 15 日までに公表した回数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、でん粉の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表した。	＜評定と根拠＞ 評定 b 達成度合は 100% (12 回/12 回) であった。 ＜課題と対応＞ 特になし		
				評定				b	
				法人の自己評価は、適当と認められる。					

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－5	5 情報収集提供業務 （１）情報収集の的確な実施 （２）需給等関連情報の迅速な提供 （３）情報提供の効果測定等		
業務に関連する政策・施策	食料・農業・農村基本計画 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 我が国の食料供給	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農畜産業振興機構法第 10 条
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：003270、003271、003273、003275、003276、003286、003302、020876

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	（参考） （前中期目標 期間最終年度 値等）	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
需給等関連 情報を提供 した件数	－	1,214 件	1,120 件	1,200 件	1,127 件			予算額（千円）	715,712	653,066	690,139		
目標の期日 までに提供 した件数	8 業務日又 は翌月まで の公表	1,214 件	1,120 件	1,200 件	1,127 件			決算額（千円）	588,242	545,403	579,932		
達成度合	－	100%	100%	100%	100%			経常費用（千円）	521,838	527,604	561,427		
情報利用者の満足度 に係る指標（5 段階評価、目標）	4.0 以上	4.0	4.0	4.0	4.0			経常利益（千円）	32,107	36,371	49,447		
アンケート調査結果の 平均値（実績）	－	4.2	4.2	4.2	4.1			当期総利益（千円）	32,107	36,371	49,447		
達成度合	－	－	100%	100%	100%			行政コスト（千円）	521,838	527,604	561,427		
								行政サービス実施コスト（千円）	－	－	－		
								従事人員数	25.32	25.32	25.32		

注1）主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、情報収集提供に関するものを掲載している。

2）予算額、決算額は支出額を記載。

3）参考の欄における前中期目標期間最終年度値等について、本中期目標期間とは異なる達成目標に基づく件数については、括弧内に記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	5 情報収集提供業務 農畜産物の生産・流通関係者や需要者等に対して、需給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）を適時適切に提供すること等を通じて、生産者の経営安定並びに農畜産物の需給及び価格の安定に寄与するよう、機構法に基づき、情報収集提供業務を以下のとおり実施する。なお、実施に当たっては、中国等の需給動向の重要性が増しているほか、海外の情勢により我が国の農畜産業に甚大な影響が生じている状況を踏まえ、海外における情報収集体制を強化する。	5 情報収集提供業務	5 情報収集提供業務	○ 5 情報収集提供業務			評価	A
							＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はsが1、aが1、bが5であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の120%以上であることから、評価はAとした。 小項目の総数：7 評価sの小項目数：1×4点＝4点 評価aの小項目数：1×3点＝3点 評価bの小項目数：5×2点＝10点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計17点（17／14＝121%） ・情報収集提供業務については、情報検討委員会で得られたニーズや意見を基に策定した重点テーマに沿って、農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報の提供を的確に実施した。また、現地調査が困難である中国の穀物や牛乳乳製品の需給動向について、中国の関係機関と共同現地調査を実施したほか、豪州の日本向け牧草輸出や米国のアニマルウェルフェアの取組状況について調査し発信した。 ・令和7年4月1日に施行された食料供給困難事態対策法において、国が把握する特定食料の民間在庫状況等について、民間在庫緊急調査委託事業により牛肉、豚肉、鶏肉、液卵、粉卵、バター及び砂糖の調査を実施した。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし	
							評価	b

	集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。	の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、国内外の需給等関連情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。	の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、国内外の需給等関連情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、情報利用者等の参画を得て開催する情報検討委員会において、令和7年度の実施状況及び令和8年度の計画について検討する。	の意見等を踏まえた調査テーマの重点化 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	前年度の情報検討委員会で得られたニーズや意見等を基に策定した重点テーマに即し、農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報の提供を行った。 また、令和7年11月に、畜産、野菜、砂糖類・でん粉それぞれの部門で同委員会を開催し、委員からの意見を踏まえ令和8年度の調査テーマの重点化を図った。 さらに、令和8年度からは、重点テーマをキーワード化し、より柔軟に情報収集及び提供業務ができるよう工夫した。	評価b 調査テーマの重点化等業務の合理化及び情報収集・提供の令和7年度の実施状況の総括及び令和8年度の計画の検討に十分取り組んだ。 ＜課題と対応＞ 特になし	法人の自己評価は、適当と認められる。	
	また、諸情勢の変化等を踏まえた情報提供内容の拡充に向け、関係機関との連携等、海外における情報収集体制の整備を図る。 (参考：第4期中期目標期間実績：委員会を年3回開催)	また、諸情勢の変化等を踏まえた情報提供内容の拡充に向け、関係機関との連携等、海外における情報収集体制の整備を図る。	また、諸情勢の変化等を踏まえた情報提供内容の拡充に向け、関係機関との連携等、海外における情報収集体制の整備を図る。	◇イ 海外における情報収集体制の整備の取組状況 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 米国、豪州及び台湾の関係機関である米国食肉輸出連合会、豪州食肉家畜生産者事業団及び台湾中央畜産会との定期会合を行い、引き続き連携を深めた。 利用者のニーズの高まりや、需給動向に関する情報の重要性が増していると考えられる情報については、関係機関と連携し、以下の調査を行った。 また、日本貿易振興機構（JETRO）駐在員による関係機関との密な連携により、令和7年11月にスペインで発生したアフリカ豚熱（ASF）に関する情報を現地業界関係者から入手し、国内	＜評価と根拠＞ 評価a 従来から関係のあった機関と引き続き連携を深めることができた。また、中国について、中国農科大学等との共同調査により、入手困難な現地情報を収集するとともに、豪州について、新たな関係構築により、国内の酪農・畜産関係者からの関心が高い現地の飼料生産情報等を提供することができた。加えて、JETRO駐在員による現地業界関係者との密な連携により、迅速な情報発信ができた。 これらの情報提供内容の拡充を可能とした体制の整備は、目標を上回る	評価 a 情報収集体制の維持のため、米国、豪州及び台湾の関係機関と定期会合を通じて、連携を深めた。 また、現地調査が困難な中国について、同国の政策を踏まえた穀物や牛乳乳製品の需給動向について、中国の関係機関と共同現地調査を実施したほか、日本が乾牧草を輸入している豪州の飼料製造業者の状況や同国の牧草の生産、輸出動向の調査、米国のアニマルウェルフェアについて、採卵鶏のケージフリー化における飼養状況や鶏卵の販売消費動向等について調査した。 これらの調査は、機構が海外における情報収集体制を構築、強化してきたことによるものであり、畜産、酪農経営に有益な情報を提供し、目標を上回る成果があったものと認められるため、a評価とした。	

				関係者に迅速に提供した。 ○ 日本からのアクセスが困難である中国での共同現地調査 ① 中国農業大学については、10 年以上に及ぶ関係構築により令和 6 年度から共同現地調査を実施しており、令和 7 年度は日本を含む国外からの現地調査が極めて困難である中国における穀物の需給動向について、共同現地調査を実施した。 ② これまで情報誌への原稿の寄稿により協力を得ていた、内蒙古財経大学で畜産を専門に研究している准教授にさらなる協力を依頼し、近年生乳生産量が急増し、世界の乳製品需給に大きな影響を与えているものの、生産現場の調査が困難である中国の酪農について共同現地調査を初めて実施した。 ○ 豪州での牧草関連現地調査 令和 7 年 6 月に南オーストラリア州政府主催のイベントに参加したことを契機に、豪州の牧草輸出メーカーや	成果と評価できることから、a 評価とした。 ＜課題と対応＞ 特になし	
--	--	--	--	--	--	--

				日本の輸入商社と面談を行い、新たに関係を構築した。 豪州はわが国の乾牧草の主要な輸入先であることから、これらの関係者に調査協力を依頼し、初めて同国における日本向け牧草輸出現場の調査を実施した。 ○ 米国でのアニマルウェルフェアの現地調査ニーズがあるものの機密性や専門性が高い海外のアニマルウェルフェアの取組状況について、機構のネットワークを活用して、粘り強く業界団体へのアプローチを継続したことで、初めて、米国の鶏卵の動向について現地調査を実施した。読者から「入手しづらいコストやリスクなど多岐にわたる分析がなされていて感心した」といった評価を得た。			
(2) 需給等関連情報の提供 需給等関連情報の提供は、情報の種類に応じ可能な限り速やかに行うこととし、需給関連統計情報については情報収集から8業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月まで	(2) 需給等関連情報の迅速な提供 需給関連統計情報については情報収集から8業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。	(2) 需給等関連情報の迅速な提供 需給関連統計情報については情報収集から8業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。	(2) 需給等関連情報の迅速な提供 ◇ア 情報の期間内の公表 分母を年度計画に掲げる情報についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。 s：達成度合は 100%で	＜主要な業務実績＞ 情報件数 1,127 件（うち需給関連統計情報 580 件、需給動向情報 547 件）の全てを期間内に公表した。	＜評定と根拠＞ 評定 b 達成度合は 100 %（1,127 件/1,127 件）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	評定	b
						法人の自己評価は、適当と認められる。	

に公表する。 （第4期中期目標期間 実績：需給関連統計情 報は8業務日、需給動 向情報は翌月）			あり、かつ、その達成 のための特に優れた 取組内容が認められ る a：達成度合は100%で あり、かつ、その達成 のための優れた取組 内容が認められる b：達成度合は、100%で あった c：達成度合は、80%以 上100%未満であった d：達成度合は、80%未 満であった																																																																																																																																																																																				
								また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	◇イ 情報提供の迅速 な対応 s：取組は十分であり、 かつ、目標を上回る顕 著な成果があった a：取組は十分であり、 かつ、目標を上回る成 果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分で あり、改善を要する d：取組は不十分であ り、抜本的な改善を要 する	＜主要な業務実績＞ 情報利用者等から133 件（うち国から10件、国 以外から123件）の問合 せがあり、全て翌業務日 以内に対応した。 また、情報利用者等の ニーズが非常に高いと思 われる事案について、迅 速に対応した。 具体的には、令和7年 4月に公表されたラン プ政権による関税政策に ついては、その動向を速 やかにホームページに5 本公表する等、随時、タ イムリーな情報を発信し た。 また、令和7年11月に スペインにおいて発生 したアフリカ豚熱（ASF） に関する情報につい て、その動向を速やかに ホームページに2本公 表した。 国を横断した情報提供 に関する需要がある中、	＜評価と根拠＞ 評価s 情報利用者等からの問 合せ等に対し迅速に対応 することができた。 特に、トランプ関税や スペインにおけるASF の発生等、ニーズが高い ものの専門性や機密性が 高く情報収集が非常に困 難な情報について、速や かに情報発信することが できた。 また、わが国の食料安 全保障の確保が求めら れ、特定食料の民間在庫 調査の迅速な実施が求め られる中、これまでのノ ウハウやネットワークを 基に、関係者と連携しな がら計画的に当該調査を 実施し、遅滞なく農林水 産省に報告することがで きた。 自ら情報を収集し、情 報利用者に迅速に提供す るとともに、新たに取り	評価s	s																																																																																																																																																																									
															また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。	また、情報利用者等か らの需給等関連情報の 問合せ等には迅速に対 応する。

				12月に開催した「a l i c セミナー」において初めて、カナダ、メキシコ、スペイン、ブラジル、中国における豚肉需給について、他国や世界全体の需給への影響も含めて説明した。この中で、まだ整理された情報が少ないスペインでのA S F 対策や日本を含む各国における豚肉需給への影響も説明し、参加者から「A S F 発生を受けた各国の動きや日本への影響が分かり勉強になった」「日本の輸入豚肉の構成比の大きな変化に際し、輸出国の状況を理解でき有益だった」といった評価が得られた。 加えて、令和7年4月1日に施行された食料供給困難事態対策法第4条の規定に基づき農林水産省が実施している、特定食料等に係る民間在庫の実態等の調査（令和6年度総合的な備蓄体制の推進に向けた民間在庫緊急調査事業）について、農林水産・食品の知見やネットワークを有する民間調査会社2社とコンソーシアムを組み、新たに受託した。 民間企業における在庫や商流実態等に関する情報は機密性が高く、質の高い情報の収集が困難で	組んだ国の食料安全保障政策に係る調査に対する迅速かつタイムリーな対応は、目標を上回る顕著な成果と評価できることからs 評価とした。 <課題と対応> 特になし	た。
--	--	--	--	---	--	-----------

				あった中で、機構の知見やネットワーク等を活用することで、特定食料の調査対象品目 12 品目のうち牛肉、豚肉、鶏肉、液卵、粉卵、バター、砂糖について、適切な調査先の選定と調整を主体的に推し進め、結果として、より多くの企業や業界団体に対する調査が実現した。 また、調査時においては、機構の信頼性と知見を背景に、事業趣旨を丁寧かつ平易に説明することで、調査先の理解と協力による円滑な調査を実行し、その結果、より多くの情報を収集することができた。 調査結果については、限られた調査・集計期間で、機構の知見とともに民間調査会社のノウハウ等も積極的に活用し、事業趣旨に沿った適切な報告として、質の高い内容で取りまとめることができた。		
(3) 情報提供の効果測定等	情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報についての効果測定を行うこととし、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化した 5 段階評価	(3) 情報提供の効果測定等	アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を行うこととし、情報利用者の満足度を指標化した 5 段階評価で 4.0 以上の評価を得る。	(3) 情報提供の効果測定等	◇ア アンケート調査の実施 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった	＜主要な業務実績＞
						提供した情報やその提供方法について、その効果を測定するため、「畜産の情報」「野菜情報」「砂糖類・でん粉情報」について、情報利用者を対象にアンケート調査を実施
(3) 情報提供の効果測定等	情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報についての効果測定を行うこととし、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化した 5 段階評価	(3) 情報提供の効果測定等	アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を行うこととし、情報利用者の満足度を指標化した 5 段階評価で 4.0 以上の評価を得る。	(3) 情報提供の効果測定等	◇ア アンケート調査の実施 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった	＜評定と根拠＞
						評定 b アンケート調査を適切に実施することができた。
						＜課題と対応＞ 特になし
	</					

で 4.0 以上の評価を得る。 (第 4 期中期目標期間実績：4.1)	4.0 以上の評価を得る。		b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	した。より多くの情報利用者の要望や評価等を収集するため、ホームページのトップによりわかりやすくWe b回答ページのリンクを設置し、また、電話による協力依頼を早期に実施した。その結果、全体の5割を超える送付先からアンケートを回収することができた。 (アンケート発送件数：2,569 件 回答数：1,403 件 回収率：54.6% (昨年度47.4%))						
			◇イ 情報利用者の満足度 分母を5段階評価の4.0とし、分子を畜産、野菜、砂糖、でん粉の各情報提供についてのアンケート調査結果の5段階評価の平均値とする。 s：達成度合は100%以上であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%以上であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%以上であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未	<主要な業務実績> アンケート調査の集計結果は5段階評価で平均値4.1であり、目標の4.0を上回った。 ・「畜産の情報」の評価結果：4.1 ・「野菜情報」の評価結果：4.1 ・「砂糖類・でん粉情報」の評価結果：4.0	<評定と根拠> 評定b 達成度合は100%以上であった。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

	また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。 さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。	また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。 さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。	また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。 さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。	満であった ◇ウ 情報提供内容等の改善等 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ アンケート調査結果や情報検討委員会における意見等を踏まえて記事を掲載した。 （記事の具体例） 「畜産の情報」 - E U加盟国のアニマルウェルフェア関連規制について～ドイツ、オランダ、デンマークにおける運用～（2025 年 6 月号） 「野菜情報」 - 気候変動待ったなし！野菜の生産・流通現場の適応策（2025 年 8 月号、特集号） 「砂糖類・でん粉情報」 - バイオプラスチックの基礎知識と可能性～大阪・関西万博でも活躍するバイオプラスチック～（2025 年 8 月号）	＜評定と根拠＞ 評定 b 取組は十分であった。 ＜課題と対応＞ 特になし		
							評定	b
							法人の自己評価は、適当と認められる。	

4. その他参考情報
（予算と決算の乖離理由） 本セグメントにおいて、決算額が予算額の 84％程度となっているが、円安の進展や物価上昇に伴い、調査の内容及び回数等を見直したことが要因である。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1～2－8	2－1 業務運営の効率化による経費の削減 2－2 役職員の給与水準 2－3 調達等合理化 （1）「調達等合理化計画」に基づく取組 （2）競争性、透明性の確保 （3）監事への報告及び契約監視委員会による点検等 2－4 業務執行の改善 （1）業務全体の進行状況等の点検・評価 （2）第三者機関による業務の点検・評価 （3）第三者機関による業務の点検・評価結果の反映	2－5 機能的で効率的な組織体制の整備 2－6 補助事業の効率化等 （1）透明性の確保 （2）効率的な事業の実施 （3）補助事業の審査・評価 2－7 デジタル化の推進による業務の効率化 （1）デジタル化の推進 （2）情報システムの適切な整備及び管理 2－8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制	
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：003270、003271、003273、003275、003276、003286、003302、020876

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	（参考） （前中期目標期間最終年度値等）	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））の対前年度比の平均縮減率	毎年度平均で少なくとも対前年度比1％の抑制	（令和4年度業務経費（附帯事務費））	令和4年度比で1.0％の抑制	令和5年度比で1.0％の抑制	令和6年度比で1.0％の抑制			
	業務経費（当年度予算額）	－	3,444 百万円	3,410 百万円	3,376 百万円	3,358 百万円			
	対前年度平均縮減率	－	－	1.0％	1.0％	1.0％			
	達成度合	－	－	100％	100％	100％			
	一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ関連経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）の対前年度比の平均縮減率	毎年度平均で少なくとも対前年度比3％の抑制	（令和4年度一般管理費）	令和4年度比で3.0％の抑制	令和5年度比で3.0％の抑制	令和6年度比で3.0％の抑制			
	一般管理費（当年度予算額）（百万円）	－	224 百万円	217 百万円	211 百万円	163 百万円			
	対前年度平均縮減率		－	3.0％	3.0％	3.0％			
	達成度合	－	－	100％	100％	100％			
	締結した契約件数	競争性のある契	198 件	201 件	211 件	185 件			

(真にやむを得ない 随意契約及び少額随 意契約を除く)	約の実施							
競争性のある契約と した件数	—	198 件	201 件	211 件	185 件			
達成度合	—	100%	100%	100%	100%			
企画競争・公募等を 実施した随意契約の 件数	—	41 件	35 件	37 件	40 件			
機構掲示板への掲示 及びホームページへ の掲載件数	企画競争・公募等 の掲載	41 件	35 件	37 件	40 件			
達成度合	—	100%	100%	100%	100%			
事業数	—	15 事業	12 事業	11 事業	13 事業			
公募を実施した事業 数	全ての事業につ いて公募の実施	15 事業	12 事業	11 事業	13 事業			
達成度合	—	100%	100%	100%	100%			
公表回数		8 回	7 回	7 回	7 回			
目標業務日以内に公 表した回数	四半期終了月の 翌月末	8 回	7 回	7 回	7 回			
達成度合		100%	100%	100%	100%			
新規に実施した補助 事業数（拡充事業を 含む。）	—	16 事業	14 事業	10 事業	9 事業			
事業説明会を開催し た又は現地確認調査 等を行った事業数	全ての新規事業 等に係る説明会 等の実施	16 事業	14 事業	10 事業	9 事業			
達成度合	—	100%	100%	100%	100%			
事業採択を行った件 数		58 件	41 件	51 件	46 件			
評価基準を満たして いるものを採択した 件数	評価基準を満た しているものを 全て採択	58 件	41 件	51 件	46 件			
達成度合	—	100%	100%	100%	100%			
利用状況調査対象件 数		4 件	—	—	—			
利用状況を確認した 件数	対象件数の全て を確認	4 件	—	—	—			
達成度合	—	100%	—	—	—			
事後評価で効用が費 用以下となった件数		1 件	0 件	—	—			

現地調査等を通じ改善を指導した件数	全て改善を指導	1 件	—	—	—			
達成度合	—	100%	—	—	—			
要領、実施計画及び交付申請の合計件数	—	1, 237 件	981 件	744 件	756 件			
目標業務日以内に承認通知及び交付決定の通知を行った件数	10 業務日以内の承認通知及び交付決定の通知	1, 237 件	981 件	744 件	756 件			
達成度合	—	100%	100%	100%	100%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第4 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	◎第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置			評価	B
							大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、A評価が1、B評価が7であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 中項目の総数：8 評価Sの中項目数：0×4点＝0点 評価Aの中項目数：1×3点＝3点 評価Bの中項目数：7×2点＝14点 評価Cの中項目数：0×1点＝0点 評価Dの中項目数：0×0点＝0点 合計17点（17／16＝106%）	
	1 業務運営の効率化による経費の削減	1 業務運営の効率化による経費の削減	1 業務運営の効率化による経費の削減	○1 業務運営の効率化による経費の削減			評価	B
							<評価に至った理由> 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：2 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：2×2点＝4点 評価cの小項目数：0×1点＝0点	

							評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 4 点（4／4＝100%） ・業務経費（附帯事務費）については、毎年度平均で対前年度比 1 %の抑制を行った。 ・一般管理費については、毎年度平均で対前年度比 3 %の抑制を行った。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし <その他事項> 特になし
							評価 b
							法人の自己評価は、適当と認められる。
							（1）業務経費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））については、毎年度平均で少なくとも対前年度比 1 %の抑制を行うことを目標に、削減する。
							（1）業務経費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））については、毎年度平均で少なくとも対前年度比 1 %の抑制を行うことを目標に、削減する。
							（1）業務経費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））については、毎年度平均で少なくとも対前年度比 1 %の抑制を行うことを目標に、削減する。
							◇（1）業務経費の削減 業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））を毎年度平均で少なくとも対前年度比 1 %削減する。 s：達成度合は、120%以上であり、顕著な成果がある a：達成度合は、120%以上であった b：達成度合は、100%以上 120%未満であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった
							<主要な業務実績> 業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））については、3,358 百万円となり、対前年度比の毎年度平均は 1.0%の抑制となった。
							<評価と根拠> 評価 b 達成度合は 100%であった。
							<課題と対応> 特になし
							（2）一般管理費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因によ
							（2）一般管理費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因によ
							（2）一般管理費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要
							◇（2）一般管理費の削減 一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）
							<主要な業務実績> 一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、163 百万円
							<評価と根拠> 評価 b 達成度合は 100%であった。
							<課題と対応> 特になし
							評価 b
							法人の自己評価は、適当と認められる。

	り増減する経費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。	り増減する経費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。	因により増減する経費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。	を毎年度平均で少なくとも対前年度比3%削減する。 s：達成度合は、120%以上であり、顕著な成果がある a：達成度合は、120%以上であった b：達成度合は、100%以上120%未満であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	となり、対前年度比の毎年度平均は3.0%の抑制となった。 令和7年度予算額は、経費内容を精査したところ、評価対象外経費に区分すべき情報セキュリティ経費等が評価対象経費に含まれていたため、評価対象外経費に移したことに伴い、大幅な縮減となっている。		
	2 役職員の給与水準	2 役職員の給与水準	2 役職員の給与水準	○ 2 役職員の給与水準			
	＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はbであり、この数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：1 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：1×2点＝2点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計2点（2／2＝100%） ・役職員の給与水準については、対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）は102.7であり、国家公務員の特別調整手当（管理職手当）に相当する手当の支給対象職員の割合が高いことが要因であり、このことを考慮すれば妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし						

	給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。	給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。	給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、対国家公務員年齢・地域・学歴勘案指数を国家公務員と同程度に維持するとともに、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況について公表する。	s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 給与水準については、高年齢管理職の昇給幅の圧縮、管理職のポストオフ等を継続的に実施した結果、令和6年度の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は102.7となり、この結果については、「主務大臣の検証結果」において、「国家公務員における俸給の特別調整手当（管理職手当）が支給される職員の割合が高いことに要因があり、これを考慮すれば妥当である」とされた。 この検証結果等を令和7年6月30日に公表した。	＜評定と根拠＞ 評定b 令和6年度の給与水準について、国家公務員の状況を考慮した上で、必要な取組を行い、国家公務員と同程度に維持することができた。また、その検証結果等を遅滞なく公表した。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><th>評定</th><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
	評定	b									
	法人の自己評価は、適当と認められる。										
3 調達等合理化	3 調達等合理化	3 調達等合理化	○3 調達等合理化 随意契約の見直しに向けた計画的取組			<table><tr><th>評定</th><td>B</td></tr><tr><td colspan="2">＜評定に至った理由＞ 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：3 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：3×2点＝6点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計6点（6／6＝100%） ・随意契約の見直しに向けた計画的取組については、真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く全ての契約を競争性のある契約とするなど、着実に実施した。また、契約状況を定期的にホームページに公表することにより、透明性を</td></tr></table>	評定	B	＜評定に至った理由＞ 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：3 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：3×2点＝6点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計6点（6／6＝100%） ・随意契約の見直しに向けた計画的取組については、真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く全ての契約を競争性のある契約とするなど、着実に実施した。また、契約状況を定期的にホームページに公表することにより、透明性を		
評定	B										
＜評定に至った理由＞ 小項目の評定はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：3 評定sの小項目数：0×4点＝0点 評定aの小項目数：0×3点＝0点 評価bの小項目数：3×2点＝6点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計6点（6／6＝100%） ・随意契約の見直しに向けた計画的取組については、真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く全ての契約を競争性のある契約とするなど、着実に実施した。また、契約状況を定期的にホームページに公表することにより、透明性を											

						確保したほか、適正な契約の実施について、外部有識者等からなる契約監視委員会により契約状況の点検を受けるとともに毎月、監事へ契約状況の報告を行った。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし <その他事項> 特になし					
	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、競争性のない随意契約は真にやむを得ないものを除き行わないこととともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）を踏まえ、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によるものとするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）を踏まえ、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によるものとするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。	◇（１）「調達等合理化計画」に基づく取組 分母を機構が締結した契約件数（競争性のない随意契約及び少額随意契約を除く。）とし、分子を競争性のある調達手続を実施した契約件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった ◇（２）競争性、透明性の確保 分母を企画競争・公募を実施した随意契約の件数とし、分子を機構掲	<主要な業務実績> 「令和 7 年度独立行政法人農畜産業振興機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、随意契約（少額随意契約を除く。）のうち、事務室の賃借契約、都道府県への委託契約等、真にやむを得ないものを除いた全契約（39 件）について、企画競争又は参加確認型公募とした。これにより、真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く機構が締結した契約（185 件）全てについて競争性のある契約とした。 また、一者応札・応募の解消に向けた取組状況を公表した。	<評定と根拠> 評定 b 達成度合は 100%（185 件/185 件）であった。 また、一者応札・応募の解消に向けた取組状況について、公表することができた。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><th>評定</th><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b										
法人の自己評価は、適当と認められる。											
				◇（２）競争性、透明性の確保 分母を企画競争・公募を実施した随意契約の件数とし、分子を機構掲	<主要な業務実績> 競争性・透明性を確保するため、企画競争、参加確認型公募、不落・不調により実施した随意	<評定と根拠> 評定 b 達成度合は 100%（40 件/40 件）であった。	<table><tr><th>評定</th><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b										
法人の自己評価は、適当と認められる。											

			示板への掲示及びホームページへの掲載件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	契約（40 件）全てにおいて、掲示板及びホームページへの掲載を行った。	<課題と対応> 特になし					
また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を受ける。 （参考：第 4 期中期目標 期間実績：委員会を年 1 回開催）	また、監事に対し、毎月契約状況を報告するとともに、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会による点検を受ける。	また、監事に対し、毎月契約状況を報告するとともに、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会による点検を受ける。	◇（3）監事への報告及び契約監視委員会による点検等 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 監事に対して、毎月、所定の様式により、各部の契約状況を報告するとともに、外部有識者等からなる契約監視委員会に令和 6 年度の契約の状況を報告し点検を受けた。	<評定と根拠> 評定 b 毎月、監事に対し契約状況を報告するとともに、契約監視委員会による点検を受け、指摘事項等に適切に対応することができた。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										
4 業務執行の改善 機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価	4 業務執行の改善 機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価	4 業務執行の改善 機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点	○ 4 業務執行の改善			<table><tr><td>評定</td><td>B</td></tr><tr><td colspan="2"><評定に至った理由> 小項目の評定はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評定は B とした。</td></tr></table>	評定	B	<評定に至った理由> 小項目の評定はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評定は B とした。	
評定	B									
<評定に至った理由> 小項目の評定はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評定は B とした。										

	を行い、その結果を業務運営に反映させる。	を行い、その結果を業務運営に反映させる。	検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させるため、次の取組を行う。			小項目の総数：3 評定 s の小項目数：0×4点＝ 0点 評定 a の小項目数：0×3点＝ 0点 評価 b の小項目数：2×2点＝ 4点 評価 c の小項目数：0×1点＝ 0点 評価 d の小項目数：0×0点＝ 0点 （評価対象外：1） 合計 4点（4／4＝100%） ・業務全体の進捗状況等の点検・評価については、各部が行う四半期毎の点検及び理事長が行う半期毎のヒアリングにより、業務の進捗状況を点検・分析し、抽出された課題等への対応を的確に指示し、状況を確認することにより、目標の達成に向けて業務運営を行った。 ・第三者機関による業務の点検・結果については、機構独自の取組として、外部有識者からなる機構評価委員会を開催し、令和6年度業務実績に関する自己評価について審査した。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし	
			（1）業務の進行状況及び実績について、四半期毎に点検・評価する。	◇（1）業務全体の進行状況等の点検・評価 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 年度計画を具体化するための工程表（具体化推進シート）を年度初めに策定し、各部において四半期毎に業務の進行状況を点検・評価するとともに、半期毎に理事長が主催するヒアリングにおいて、工程表の内容と実績とを比較し、業務の進行状況を点検することにより、目標の達成状況、阻害要因など、現状を適切に把握した。	＜評定と根拠＞ 評定 b 工程表に基づき四半期毎に点検・評価を行うことができた。また、半期毎に行うヒアリングにより、業務運営の的確な進行管理及び自己評価を実施し、業務の進行状況及び実績の点検・評価について十分取り組んだ。 ＜課題と対応＞ 特になし	
						<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr></table> 法人の自己評価は、適当と認められる。	評定
評定	b						

					また、抽出された問題点、課題等への対応を的確に指示し、確認することで、業務運営の適切な進行管理を行った。併せて、業務の進行状況について自己評価を行った。						
			(2) 令和6年度における業務実績について、自己評価をもとに第三者機関による点検・評価を実施する。	◇(2) 第三者機関による業務の点検・評価 s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は充分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 令和7年6月17日に「令和6年度業務実績について」等を議題とする外部専門家・有識者からなる第23回機構評価委員会を開催し、令和6年度における業務実績に関する自己評価について点検・評価を実施した。	<評定と根拠> 評定b 機構評価委員会による業務の点検・評価に十分に取り組んだ。なお、業務実績の自己評価に当たって、第三者機関による点検・評価を受けることは、独立行政法人通則法等に規定のない当機構独自の自主的取組である。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b										
法人の自己評価は、適当と認められる。											
			(3) 第三者機関による令和6年度における業務実績に係る点検・評価結果を必要に応じて業務運営に反映させる。	◇(3) 第三者機関による業務の点検・評価結果の反映 s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は充分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 第三者機関による、業務運営に反映させる必要がある点検・評価結果の事項はなかった。	<評定と根拠> 評定― <課題と対応> ―	<table><tr><td>評定</td><td>―</td></tr><tr><td colspan="2">―</td></tr></table>	評定	―	―	
評定	―										
―											

	5 機能的で効率的な組織体制の整備	5 機能的で効率的な組織体制の整備	5 機能的で効率的な組織体制の整備	○ 5 機能的で効率的な組織体制の整備			<table><tr><th>評価</th><td>A</td></tr><tr><td colspan="2">＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はaであり、この数値の割合が基準となる数値の120%以上であることから、評価はAとした。 小項目の総数：1 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：1×3点＝3点 評価bの小項目数：0×2点＝0点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計3点（3／2＝150%） ・効率的な業務体制を整備するため、少人数の課を統合する方針のもと機構全体の組織再編を実施した。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし</td></tr><tr><th>評価</th><td>a</td></tr><tr><td colspan="2">効率的な業務体制を整備するため、少人数の課を統合する方針のもと地方事務所との業務の連携体制の維持等にも対応して機構全体の組織再編を進め、令和7年4月に総務部と企画調整部の再編、特産関係2部における再編を実施し、令和8年度に野菜関係2部、特産関係2部における再編を実施することを決定した。 このことは、機動的な人事配置、部署内の労働力の融通など職員の多様な働き方に対応できる柔軟な体制を整備するものであり、目標を上回る成果があったものと認められるため、a評価とした。</td></tr></table>	評価	A	＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はaであり、この数値の割合が基準となる数値の120%以上であることから、評価はAとした。 小項目の総数：1 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：1×3点＝3点 評価bの小項目数：0×2点＝0点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計3点（3／2＝150%） ・効率的な業務体制を整備するため、少人数の課を統合する方針のもと機構全体の組織再編を実施した。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし		評価	a	効率的な業務体制を整備するため、少人数の課を統合する方針のもと地方事務所との業務の連携体制の維持等にも対応して機構全体の組織再編を進め、令和7年4月に総務部と企画調整部の再編、特産関係2部における再編を実施し、令和8年度に野菜関係2部、特産関係2部における再編を実施することを決定した。 このことは、機動的な人事配置、部署内の労働力の融通など職員の多様な働き方に対応できる柔軟な体制を整備するものであり、目標を上回る成果があったものと認められるため、a評価とした。	
	評価	A													
	＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はaであり、この数値の割合が基準となる数値の120%以上であることから、評価はAとした。 小項目の総数：1 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：1×3点＝3点 評価bの小項目数：0×2点＝0点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 合計3点（3／2＝150%） ・効率的な業務体制を整備するため、少人数の課を統合する方針のもと機構全体の組織再編を実施した。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし														
	評価	a													
効率的な業務体制を整備するため、少人数の課を統合する方針のもと地方事務所との業務の連携体制の維持等にも対応して機構全体の組織再編を進め、令和7年4月に総務部と企画調整部の再編、特産関係2部における再編を実施し、令和8年度に野菜関係2部、特産関係2部における再編を実施することを決定した。 このことは、機動的な人事配置、部署内の労働力の融通など職員の多様な働き方に対応できる柔軟な体制を整備するものであり、目標を上回る成果があったものと認められるため、a評価とした。															
業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。	業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。	業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。	必要に応じた機能的で効率的な組織体制の見直し s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ より効率的な業務運営を進める観点から総務部総務課と企画調整部広報消費者課を総務部総務広報課に統合するとともに、特産業務部を特産運営部と名称を変更し、特産調整部管理課を特産運営部に移管し、運営管理課とした。また、より効率的な組織体制の整備を更に進めるため、令和8年度に野菜振興部需給業務課の業務を目的別に既存の課に振り分け、野菜セグ	＜評価と根拠＞ 評価a 効率的な業務運営を進める観点から、少人数の課は統合するという方針のもと組織再編を行い、十分に機能的で効率的な組織体制を整備することができた。 課長の削減分は非管理職を増員することで業務量の増加等にも機動的に対応できる体制を構築することが可能となった。また、令和8年度の組織体制の整備に向けた検討を行い、実										

6 補助事業の効率化等	6 補助事業の効率化等	6 補助事業の効率化等	○ 6 補助事業の効率化等	メントの組織体制を 2 部 6 課体制から 2 部 5 課体制に再編することを組織的に確認した。 令和 6 年度において組織的に確認した特産運営部特産製品課及び特産原料課の統合については、地方事務所との連携等の実務面での課題について再検証を行い、連携強化について新たな取組も実施する等の対応を行った上で、当初の方針どおり令和 8 年度に統合することとした。	行することを決定することができた。 これらを踏まえ、組織体制の整備に係る取組について、既存の枠組みにとらわれず組織改革等を行い、目標を上回る成果があったと評価できることから a 評価とした。		
					＜課題と対応＞ 特になし		
					評価		B
					＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80 % 以上 120 % 未満であることから、評価は B とした。 小項目の総数：13 評価 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数：0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数：11 × 2 点＝ 22 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 (評価対象外：2) 合計 22 点 (22 / 22 = 100 %) ・補助事業については、事業実施主体を公募により選定し、事業概要を公表して透明性を確保するとともに新規事業を中心として事業説明会等を実施し、適正かつ効率的な実施について取り組んだ。 ・補助事業等管理台帳により、毎月の進捗状況の確認を行った。また、施設整備事業については、費用対効果分析等の評価基準を満たしたものを		

						採択し、施設等の設置工事が計画に沿って進行しているか確認を行った。 ・事業実施計画等の承認や交付決定の通知については、定められた日数以内に適切に実施した。 ・補助事業の達成状況について自己評価を行ったほか、第三者委員会において、不用理由の分析結果の報告や事業の審査、評価を実施した。また、畜産業振興事業により設置した基金について、国の基金基準に準じて見直しを行った。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし <その他事項> 特になし					
	（１）透明性の確保 透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、事業内容等の事業に関する各種情報を公表することとし、事業の採択の概要については、四半期終了月の翌月末までに公表する。	（１）透明性の確保 透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、以下の取組を実施する。	（１）透明性の確保 透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、以下の取組を実施する。	（１）透明性の確保 ◇ア 公募の実施 分母を事業数（事業の性格・内容に照らし、公募による事業実施主体の選定になじまないものを除く。）とし、分子をこのうち公募を実施した事業数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> i）畜産業振興事業において、公募を計画通り実施した上で、令和7年3月に応募がなかった堆肥舎長寿命化推進事業の事業実施主体の選定に当たっては、農林水産省からの依頼により追加公募を実施した。また、令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算に係る以下の9事業の事業実施主体の選定に当たっては、公募を実施した。 ① 酪農経営支援総合対策事業 ② 肉用牛経営安定対策補完事業 ③ 養豚経営安定対策補完事業 ④ 堆肥舎等長寿命化推進事業	<評定と根拠> 評定 b 達成度合は 100%（13事業/13 事業）であった。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b										
法人の自己評価は、適当と認められる。											

				⑤ 畜産特別支援資金融通事業 ⑥ 食肉流通改善合理化支援事業 ⑦ 畜産副産物適正処分等推進事業 ⑧ 畜産経営安定化飼料支援事業 ⑨ 国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業 ii) 野菜農業振興事業において、令和7年度当初予算及び令和7年度補正予算に係る以下の3事業の事業実施主体の選定に当たっては、公募を実施した。 ① 契約野菜収入確保モデル事業 ② 国産野菜周年安定供給強化事業 ③ 国産野菜周年安定供給強化事業（補正予算分） (内訳) ・畜産分野：年2回、延べ10事業 ・野菜分野：年4回、3事業						
	ア 事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。	ア 事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。	◇イ 事業の採択の概要等の公表 分母を公表回数とし、分子を四半期終了月の翌月末までにホームページに公表した回数とする。 s：達成度合は100%で	<主要な業務実績> 補助事業の適正、効率的な実施を図るため、令和7年度に実施する畜産業振興事業及び野菜農業振興事業の事業概要及び採択した事業の概要について、四半期終	<評定と根拠> 評定b 達成度合は100%（7回/7回）であった。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

				あり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	了月の翌月末までにホームページで公表した。 (内訳) ・畜産分野：年 4 回 ・野菜分野：年 3 回			
また、事業の適切かつ円滑な実施の観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。	イ 事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。	イ 新規事業を中心に、事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。	◇ウ 事業説明会等の開催 分母を新規に実施した補助事業数（拡充事業を含む。）とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、 i) 畜産業振興事業において、新規・拡充事業（7 事業）に係る事業実施主体に対する事業説明会（肉畜 6 回、酪農 9 回、計 15 回）を実施した。なお、継続事業についても、事業実施主体に対する事業説明会（肉畜 15 回、酪農 17 回、計 32 回）及び現地確認調査（肉畜 41 回、酪農 9 回、計 50 回）を実施した。 ii) 野菜農業振興事業において、新規・拡充事業（2 事業）に係る事業実施主体に対する事業説明会（8 回）を実施した。なお、継続事業についても、事業実施主体に対する事業説明会（3 回）及び現地確認調査（4 回）	<評定と根拠> 評定 b 達成度合は 100%（9 事業/9 事業）であった。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr></table> 法人の自己評価は、適当と認められる。	評定	b
評定	b							

	(2) 効率的な事業の実施 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、受理した要領、実施計画及び交付申請について、10 業務日以内に承認等を行うとともに、施設整備事業について費用対効果分析等の評価手法を踏まえた採択及び費用対効果分析を実施した施設整備事業についての事後評価を実施し、事後評価により効用が費用以下となる場合は、すべて改善指導を実施する。 また、畜産業振興事業等について、補助金の効率的な交付の観点から、国における事業の改廃にも資するよう、決算上の不用理由の分析を行うとともに、事業実施主体における基金について毎年度見直しを行う。その上で、保有資金及び事業実施主体に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。 (第4 期中期目標期間実績：要領等の受理から 10 業務日以内の承認等：99%)	(2) 効率的な事業の実施 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、以下の取組を実施する。	(2) 効率的な事業の実施 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、以下の取組を実施する。	(2) 効率的な事業の実施 ◇ア 事業の進行管理 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	を実施した。	<主要な業務実績> 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、事業の補助事業等管理台帳により執行件数や執行額等について毎月進捗状況の管理を行った。	<評定と根拠> 評定 b 補助事業等管理台帳により事業の進行管理を的確に実施することができたことから、取組は十分であった。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
	評定	b										
	法人の自己評価は、適当と認められる。											
		ア 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を適切に設定し、同基準を満たしているものを採択する。	ア 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を適切に設定し、同基準を満たしているものを採択する。	◇イ 費用対効果分析等の実施 分母を事業採択を行った件数とし、分子を評価基準を満たしているものを採択した件数とする。 s：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は 100%であった c：達成度合は、80%以上 100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 評価手法が開発されている施設整備事業について、コスト分析の評価基準を満たしている 46 件を採択した。なお、費用対効果分析による採択実績はなかった。採択状況は以下のとおり。 ・酪農経営支援総合対策事業 40 件 ・肉用牛経営安定対策補完事業 6 件	<評定と根拠> 評定 b 達成度合は 100%（46 件/46 件）であった。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。		
評定	b											
法人の自己評価は、適当と認められる。												

	イ 費用対効果分析を実施している事業にあっては、施設設置後3年目までは利用状況の調査を行う。	イ 費用対効果分析を実施している事業で設置した施設については、施設設置後3年目までのものの利用状況の調査を行う。	◇ウ 現地調査の実施 分母を対象件数とし、分子を確認した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 採択した事業について、施設等の設置工事が計画に沿って進行していることをヒアリング又は報告徴求により確認した結果、工事の進捗が遅れるなどにより、現地調査を必要とする施設はなかった。	＜評定と根拠＞ 評定－ ＜課題と対応＞ －	<table><tr><td>評定</td><td>－</td></tr><tr><td colspan="2">－</td></tr></table>	評定	－	－	
	評定	－								
－										
また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用以下となる場合は、現地調査等を通じ、改善を指導する。	また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用以下となる場合は、現地調査等を通じ、改善を指導する。	◇エ 事後評価 分母を効用が費用以下となった件数とし、分子を現地調査等を通じ改善を指導した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未	＜主要な業務実績＞ 令和7年度に事後評価を行う予定であった施設1件について、事業実施主体から高病原性鳥インフルエンザの発生及び能登半島地震の影響により事後評価を適切に実施することが困難であるとの申請があったことから、事後評価の実施時期を令和9年度に変更することとした。	＜評定と根拠＞ 評定－ ＜課題と対応＞ －	<table><tr><td>評定</td><td>－</td></tr><tr><td colspan="2">－</td></tr></table>	評定	－	－		
評定	－									
－										

		ウ 事業実施主体からの要領及び事業実施計画の承認並びに補助金の交付決定については、申請を受理した日から10 業務日以内に承認等を行う。	ウ 事務処理手続の迅速化、進行管理の徹底等を通じ、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間を10 業務日以内とする。	満であった	◇オ 事務処理手続きの迅速化 分母を受理した要領、実施計画及び交付申請の合計件数とし、分子をこのうち10 業務日以内で行った要領、実施計画の承認通知及び交付決定の通知の合計件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 補助事業等管理台帳の活用等により、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間は、総受理件数756 件全てが10 業務日以内であった。 (内訳) ・畜産分野 653 件/653 件 ・野菜分野 103 件/103 件	＜評定と根拠＞ 評定 b 達成割合は100% (756 件/756 件) であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	
		エ 畜産業振興事業等について、決算上の不用理由の分析を行う。	エ 畜産業振興事業等について、次の取組を行う。 (ア) 決算上の不用理由の分析を行う。	◇カ 決算上の不用理由の分析 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分で	＜主要な業務実績＞ 令和6 年度事業のうち不用額が大きい事業について、その理由を分析し、令和7 年7 月3 日に開催した補助事業に関する第三者委員会において、その結果を報告した。	＜評定と根拠＞ 評定 b 不用額の大きい事業について、その理由の分析等を行うことができたことから、取組は十分であった。 ＜課題と対応＞ 特になし		

			あり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する								
		また、同事業により造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づき、国における事業の改廃に資するよう、毎年度見直しを実施する。その上で、保有資金及び事業実施主体に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。	(イ) 造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づく基金の見直しを行う。	◇キ 基金の見直し s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 基金基準等に準じて定めた基準に基づき、以下の4基金について、基金規模等の見直しを行った。 ① 融資準備財産 ② 畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金 ③ 貸付機械取得資金 ④ 畜産高度化支援リース基金	<評定と根拠> 評定b 基金基準等に準じて定めた基準に基づき、基金の見直しを行うことができたことから、取組は十分であった。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
	評定	b									
	法人の自己評価は、適当と認められる。										
(3) 補助事業の審査・評価 機構自らが主体的に補助事業の執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による補助事業についての審査・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。	(3) 補助事業の審査・評価 補助事業について、毎事業年度の事業の達成状況等の自己評価を行うとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。	(3) 補助事業の審査・評価 令和6年度事業の達成状況等について、自己評価を行うとともに、第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。	◇ア 事業の達成状況等の自己評価 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 補助事業の的確な進行管理とともに、「補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則」に基づき、令和6年度の各事業の達成状況等について自己評価を行った。	<評定と根拠> 評定b 令和6年度補助事業の達成状況等についての自己評価に十分取り組んだ。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。		
評定	b										
法人の自己評価は、適当と認められる。											
			◇イ 第三者機関による事業の審査・評価	<主要な業務実績> 令和7年7月3日に	<評定と根拠> 評定b	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。		
評定	b										
法人の自己評価は、適当と認められる。											

			s：取組は十分にあり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分にあり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	外部専門家・有識者からなる第 31 回補助事業に関する第三者委員会を開催し、事業の評価等を行った。	補助事業の適正性等を確認するため、補助事業に関する第三者委員会を開催し、事業の審査・評価に十分取り組んだ。 ＜課題と対応＞ 特になし	
			評価			b
			法人の自己評価は、適当と認められる。			
			評価			B
7 デジタル化の推進による業務の効率化	7 デジタル化の推進による業務の効率化	7 デジタル化の推進による業務の効率化	○ 7 デジタル化の推進による業務の効率化		＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80 % 以上 120% 未満であることから、評価は B とした。 小項目の総数：3 評価 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数：0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数：3 × 2 点＝ 6 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 6 点（6／6＝100%）	

						・デジタル化を推進するため、若手職員で構成する部署横断的なプロジェクトチームの取組として、Microsoft365 のR P A化ツール等を積極的に活用することにより、内部管理事務の効率化を図った。 ・PMOが各P J M Oからヒアリングを行い、技術的な支援、助言を行うとともに支援が必要な情報システムについて、PMOが伴走支援した。また、機構職員のデジタル人材を育成するため、各研修を実施した。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし <その他事項> 特になし					
	（１）デジタル化の推進 業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応として、農林水産省共通申請サービス（e M A F F）等を活用した業務手続きのオンライン化や、内部管理のデジタル化等、業務運営の効率化を推進する。 なお、e M A F Fの活用にあたっては、業務における効率化の程度などを勘案の上、機構所有のシステムとの連携や生産者等の利便性も考慮し、より効率的なサービスとなるよう国と連携し計画的に推進するよう努める。	（１）デジタル化の推進 業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応として、農林水産省共通申請サービス（e M A F F）等を活用した業務手続きのオンライン化や、内部管理のデジタル化等、業務運営の効率化を推進する。 なお、e M A F Fの活用にあたっては、業務における効率化の程度などを勘案の上、機構所有のシステムとの連携や生産者等の利便性も考慮し、より効率的なサービスとなるよう国と連携し計画的に推進するよう努める。	（１）デジタル化の推進 業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応として、業務手続きのオンライン化や、内部管理のデジタル化等、業務運営の効率化を推進する。	◇（１）デジタル化の推進 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 機構におけるD Xの水準の底上げを図り、D Xの推進を加速させるため、前年度に引き続き機構内の若手職員で構成する横断的なプロジェクトチーム（D X検討チーム）の活動を継続し、機構の内部管理事務の効率化、簡素化、ペーパーレス化等による生産性向上の取組として、Microsoft365 のR P A化ツール等を積極的に活用していくことを機構内に提案。R P A化ツール等で効率化等が可能な作業の聞取りを行い、18 件（部分的に実装した 2 件を含む）の作業について、R P A化等を行った。	<評定と根拠> 評定 b D X 検討チームの活動を継続し、機構の内部管理事務の効率化等による生産性向上の取組として、Microsoft365 のR P A化ツール等を積極的に活用していくこととし、職員から要望のあった作業について、R P A化等を行うことができた。 こうしたデジタル化推進の取組により機構業務の効率化等を実現できたことから、取組は十分であった。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><th>評定</th><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b										
法人の自己評価は、適当と認められる。											

	(2) 情報システムの適切な整備及び管理 情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を行う。	(2) 情報システムの適切な整備及び管理 情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を行う。	(2) 情報システムの適切な整備及び管理 情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり適切に対応するとともに、PMOの設置等を踏まえた体制整備を行う。	◇ア PMOの設置等による体制整備 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> PMOが、各情報システムの担当部署であるPJMOに実施している、課題等のヒアリングを例年より1か月前倒して実施し、各情報システムが抱える技術的な課題等に対する支援及び助言を早期に開始し、合計52件の支援及び助言を実施した。 また、今年度からヒアリングの結果に基づき、PMOによる支援が特に必要と認められる情報システム4件を選定して伴走支援を行うこととし、PJMOがベンダー等と実施する打合せへの同席(33回)、更改等に向けた計画の策定など、技術的な支援を行った。	<評定と根拠> 評定b PMOが、PJMOに実施する課題等のヒアリングを例年より1か月前倒して実施したことにより、各情報システムが抱える技術的な課題等に対する支援及び助言を早期に開始することができた。 また、今年度からヒアリングの結果に基づき、PMOによる支援が特に必要と認められる情報システムを選定して伴走支援を行うことができた。 これらの取組により、機構における情報システムの適切な整備及び管理を推進することができたことから、取組は十分であった。	
	また、情報セキュリティ対策やDX推進に不可欠なデジタル人材の育成・確保等により、体制の強化を図る。	また、情報セキュリティ対策やDX推進に不可欠なデジタル人材の育成・確保等により、体制の強化を図る。	また、情報セキュリティ対策やDX推進に不可欠なデジタル人材の育成・確保等により、体制の強化を図る。	◇イ デジタル人材の育成・確保等による体制強化 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分で	<主要な業務実績> 若手職員等がITに係る基礎知識を習得するITリテラシー向上研修(17名受講)、PMO人材として必要な知識を習得するデジタル庁の情報システム統一研修(延べ11名受講)、PJMO人材として情報システムの運用等に	<評定と根拠> 評定b 機構全体のITリテラシーを維持・向上するための、デジタル人材育成研修を計画的に実施した。 また、PMO等が講師となって、PJMOを対象とした勉強会を前年度から継続して実施す	

	第5 財務内容の改善に関する事項 3 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制	8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制	8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制	あり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	必要な各種知識を習得する情報システム知識習得研修（延べ 47 名受講）を実施した（詳細は第8の2の（3）のウに記載）。 また、PMO等が講師となってP JMOを対象とした勉強会を前年度から継続して実施した（7月、10月）。	るなど、組織全体でのデジタル人材育成を推進することができたことから、取組は十分であった。 ＜課題と対応＞ 特になし				
				○ 8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制						
				砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」(平成	砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」(平成	砂糖勘定の累積欠損が多額に及ぶ状況下において、「糖価調整制度の持続的な運営を図る	s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、	＜主要な業務実績＞ 砂糖勘定の短期借入については、令和7年3月に一般競争入札を実	＜評価と根拠＞ 評価b 競争性を持たせた借入金融機関の決定及び	
				砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」(平成	砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」(平成	砂糖勘定の累積欠損が多額に及ぶ状況下において、「糖価調整制度の持続的な運営を図る	s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、	＜主要な業務実績＞ 砂糖勘定の短期借入については、令和7年3月に一般競争入札を実	＜評価と根拠＞ 評価b 競争性を持たせた借入金融機関の決定及び	
				砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」(平成	砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」(平成	砂糖勘定の累積欠損が多額に及ぶ状況下において、「糖価調整制度の持続的な運営を図る	s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、	＜主要な業務実績＞ 砂糖勘定の短期借入については、令和7年3月に一般競争入札を実	＜評価と根拠＞ 評価b 競争性を持たせた借入金融機関の決定及び	

	22 年 9 月農林水産省公表）及び「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」（令和 4 年 12 月農林水産省公表）に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。	22 年 9 月農林水産省公表）及び「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」（令和 4 年 12 月農林水産省公表）に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。	ための取組について」（令和 6 年 9 月農林水産省公表）に沿った収支改善の取組や「糖価調整制度安定運営緊急対策交付金（令和 6 年度補正予算）」が措置されたことに併せて、糖価調整制度の安定運営のため、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等による借入コストの抑制に努める	かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	施し、変動利率（日本円 T I B O R）プラス固定利 率 ・ ス プ レ ッ ド 0.156％（3 者加重平均）で借入契約を締結した。 借入に当たっては、日本円 T I B O R 部分の支払利息を低く抑えるため、年末年始を除き借入期間を全て 1 週間以内としたことにより、実際に借入れた利率は、短期プライムレート（令和 8 年 3 月 末 時 点 2.125％）を大幅に下回る 0.659％となった。 なお、令和 8 年度の借入に向けて、令和 8 年 3 月 13 日に一般競争入札を行い、スプレッド部分について 0.163％（2 者加重平均）とする契約を締結した。	適切な借入期間の設定により、借入コストの抑制に努めることができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	
--	--	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報
（（契約に係る事務手続等） 契約事務については、会計規程、契約事務細則等に契約方式、手続等を規定している。 契約方式は原則として一般競争入札によることとしているが、緊急の必要性、競争に付することが不利と認められる場合等にあっては随意契約ができることとしており、個別の契約締結に当たっては、経理担当理事、総務部及び経理部職員で構成する随意契約等審査委員会において、事前に審査を行っている。 また、総合評価落札方式や複数年度契約に関しては、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局長事務連絡）に基づき、規程を定め、「総合評価落札方式について」（19 農畜機第 4914 号）及び「複数年度契約について」（20 農畜機第 3538 号）により適切に措置している。 （第三者への再委託） 委託契約の内容全てを第三者に再委託することは禁止している。やむを得ず契約内容の一部を第三者に再委託する場合には、書面により機構の承認を得ることを契約事務細則で定めており、契約事務責任者がその合理性等について審査・承認を行っている。令和 7 年度においては 15 件（少額随意契約を除く。）について再委託の承認を行ったが、いずれも的確かつ効率的に契約を履行するためには、やむを得ないと判断したものである。 （一者応札の解消に向けた取組） ①入札時期の前倒し、②公告期間の延長、③PMO 支援者から助言を得た上でのシステム仕様書等の作成・開示、④調達情報の「メルマガ」配信、⑤ホームページでの今後の入札予定の掲載等、競争参加者の増加に向けた取組を実施したことにより、一者応札は 46 件（前年度 44 件）となった。

(法人の長に対する報告)

令和7年6月10日に開催された第17回契約監視委員会の審査結果について理事長に報告した。また、随意契約等審査委員会の審査結果を含め契約全体の状況等については、四半期毎に理事長及び監事に報告し、点検・評価を受けた。

(会計検査院からの指摘への対応)

令和7年度は指摘なし

(でん粉勘定の短期借入に係るコストの抑制)

砂糖勘定の取組と同様に、でん粉勘定の短期借入については、令和7年3月にスプレッド部分を0.450%（2者加重平均）とする借入契約を締結し、実際に借入れた利率は、短期プライムレート（令和8年3月末時点2.125%）を大幅に下回る1.012%となった。なお、令和8年度の借入に向けて、令和8年3月13日に一般競争入札を行い、スプレッド部分について、0.280%（1者加重平均）とする契約を締結した。

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－1、3－2	3－1 財務運営の適正化		
	3－2 資金の管理及び運用		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：003270、003271、003273、003275、003276、003286、003302、020876

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第5 財務内容の改善に関する事項	第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1～3 [略]	第3 予算、収支計画及び資金計画 1～3 [略]	◎第3 予算、収支計画及び資金計画			評価	B
							大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、いずれもBであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。 中項目の総数：2 評価Sの中項目数：0×4点＝ 0点 評価Aの中項目数：0×3点＝ 0点 評価Bの中項目数：2×2点＝ 4点 評価Cの中項目数：0×1点＝ 0点 評価Dの中項目数：0×0点＝ 0点 合計 4点（4／4＝100%）	
	1 財務運営の適正化 中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効率的に執行する。	4 財務運営の適正化	4 財務運営の適正化	○1 財務運営の適正化			評価	B
							＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：2 評価sの小項目数：0×4点＝ 0点	

						評価 a の小項目数：0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数：2 × 2 点＝ 4 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 4 点（4 ÷ 4＝100%） ・運営費交付金の収益化については、基準に基づき収益化単位の業務毎に予算と実績の管理を行うとともに、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示した。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし <その他事項> 特になし								
独立行政法人会計基準の改訂（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、令和 3 年 9 月 21 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。 また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。	独立行政法人会計基準の改訂（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、令和 3 年 9 月 21 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。 また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。	独立行政法人会計基準の改訂（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、令和 3 年 9 月 21 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。 また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。	◇（１）収益化単位毎の予算管理 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する ◇（２）セグメント情報の開示 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、	<主要な業務実績> 「独立行政法人農畜産業振興機構の運営費交付金収益化に係る基準等について」（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 農畜機第 5928 号）等に基づき、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績の管理を行った。 <主要な業務実績> 令和 6 年度決算において、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を行った。	<評価と根拠> 評価 b 引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績の管理を行うことができた。 <課題と対応> 特になし <評価と根拠> 評価 b 令和 6 年度決算において、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を行うことができた。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><th>評価</th><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table> <table><tr><th>評価</th><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評価	b	法人の自己評価は、適当と認められる。		評価	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評価	b													
法人の自己評価は、適当と認められる。														
評価	b													
法人の自己評価は、適当と認められる。														

					運用を実施した。 1 債券の運用利回りを高めるため、比較的利回りが低い債券について、売却銘柄全体で、切り替えた場合の令和7年度の受取利息の増加額が売却損を上回り、実質的に受取利息が増加することを方針として、利回りの高い債券への切り替えを実施した。この結果、畜産勘定の資本金で保有する債券について、合計 37 億円の切り替えを引き合いにより実施した（平均利回り 0.699 % → 2.940%）。 2 償還を迎えた債券について、引き合いにより債券を購入した。 野菜勘定 計 26 億円（平均利回り 1.524%） 以上により、令和7年度は 1,637 百万円の運用益を獲得した。	<課題と対応> 特になし	
--	--	--	--	--	--	-------------------------------	--

4. その他参考情報
(資金の保有状況等) 畜産関係の資金として、調整資金 859 億円及び畜産業振興資金 2,077 億円（関連法人等に対する出資金見合等 75 億円を含む。）、野菜関係の資金として、野菜生産出荷安定資金 481 億円を令和7年度末で保有しているが、国庫等から受け入れた事業財源の当期末残高であり、翌年度以降の事業等に充てるため「独立行政法人会計基準」に基づき長期預り補助金等として整理している。 (関連会社等に対する出資) 関連会社等に対する出資は、旧農畜産業振興事業団から承継したものであり、機構法附則第8条及び業務方法書第252条に基づき適切に出資に係る株式又は持分の管理を行っている。 これらについては、令和7年5月～9月の間に出資対象である全法人に対して決算ヒアリング等を行い、その経営状況の分析を踏まえ、必要な指導等を行った。 なお、平成15年10月の独立行政法人化以降、新たな出資は行っていない。

(関連会社等との契約の状況)
関連会社及び関連公益法人等と当機構の間には契約に係る取引はない。

(目的積立金等の状況)

法人全体		(単位：百万円、%)				
		令和5年度末 (初年度)	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金		6,323	5,591	4,901		
目的積立金		-	-	-		
積立金		-	288	410		
	うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務		409	518	679		
当期の運営費交付金交付額(a)		3,142	3,073	2,890		
	うち年度末残高(b)	409	518	679		
当期運営費交付金残存率(b÷a)		13.0	16.9	23.5		

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

畜産勘定		(単位：百万円、%)				
		令和5年度末 (初年度)	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金		870	870	870		
目的積立金		-	-	-		
積立金		-	15	17		
	うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務		147	222	196		
当期の運営費交付金交付額(a)		860	796	746		
	うち年度末残高(b)	147	222	196		
当期運営費交付金残存率(b÷a)		17.1	27.9	26.3		

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

補給金等勘定		(単位：百万円、%)				
		令和5年度末 (初年度)	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金		4,955	4,357	3,672		
目的積立金		-	-	-		
積立金		-	-	-		
	うち経営努力認定相当額					

(注1) 金額は、百万円未満四捨五入である。

(注2) 当勘定は、運営費交付金は措置されていない。

野菜勘定		(単位：百万円、%)				
------	--	------------	--	--	--	--

	令和5年度末 (初年度)	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	17	10	5		
目的積立金	-	-	-		
積立金	-	62	125		
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	77	127	343		
当期の運営費交付金交付額(a)	771	792	986		
うち年度末残高(b)	77	127	343		
当期運営費交付金残存率(b÷a)	10.0	16.1	34.8		

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

砂糖勘定

(単位：百万円、%)

	令和5年度末 (初年度)	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 (最終年度)
目的積立金	-	-	-		
積立金	-	-	-		
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	96	92	85		
当期の運営費交付金交付額(a)	1,048	1,047	857		
うち年度末残高(b)	96	92	85		
当期運営費交付金残存率(b÷a)	9.2	8.8	9.9		

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

でん粉勘定

(単位：百万円、%)

	令和5年度末 (初年度)	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	480	354	354		
目的積立金	-	-	-		
積立金	-	210	264		
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	79	65	48		
当期の運営費交付金交付額(a)	397	377	243		
うち年度末残高(b)	79	65	48		
当期運営費交付金残存率(b÷a)	19.9	17.1	19.8		

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

肉用子牛勘定

(単位：百万円、%)

	令和5年度末 (初年度)	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	-	-	-		

目的積立金		-	-	-		
積立金		-	1	5		
	うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務		9	12	7		
当期の運営費交付金交付額(a)		65	61	58		
	うち年度末残高(b)	9	12	7		
当期運営費交付金残存率(b÷a)		13.8	18.9	12.1		
(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。						

第4 短期借入金の限度額

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
4－1～4－3	4－1 運営費交付金に係る短期借入金			
	4－2 国内産糖価格調整事業に係る短期借入金			
	4－3 でん粉価格調整事業に係る短期借入金			
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：003276	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	－	第4 短期借入金の限度額	第4 短期借入金の限度額	◎第4 短期借入金の限度額 短期借入金額の十分な精査			評価	B
							大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、いずれもBであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。	
							中項目の総数：3 評価Sの中項目数：0×4点＝ 0点 評価Aの中項目数：0×3点＝ 0点 評価Bの中項目数：2×2点＝ 4点 評価Cの中項目数：0×1点＝ 0点 評価Dの中項目数：0×0点＝ 0点 （評価対象外：1） 合計 4 点（4／4＝100%）	
							評価	－
		1 運営費交付金に係る短期借入金 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短	1 運営費交付金に係る短期借入金 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短	○1 運営費交付金に係る短期借入金 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった	＜主要な業務実績＞ 資金の状況を常に把握した結果、借入れの必要	＜評価と根拠＞ 評価－	評価	－
							－	

		期借入金の限度額は、単年度 4 億円とする。	期借入金の限度額は、 4 億円とする。	a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	はなかった。	＜課題と対応＞ －			
		2 国内産糖価格調整事業に係る短期借入金	2 国内産糖価格調整事業に係る短期借入金	○ 2 国内産糖価格調整事業に係る短期借入金			<table><tr><td>評価</td><td>B</td></tr></table> ＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はbであり、この数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数： 1 評価 s の小項目数： 0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数： 0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数： 1 × 2 点＝ 2 点 評価 c の小項目数： 0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数： 0 × 0 点＝ 0 点 合計 2 点（2／2＝100%） ・砂糖勘定の繰越欠損金については、機構が糖価調整制度を適切に運営した結果、生じたものである。当該制度においては、調整金収入の水準を決定する指定糖調整率や生産者等への交付金単価等は当省において決定するため、機構においては、直接、収支をコントロールできる仕組みとはなっていない。砂糖勘定の短期借入金は、機構が甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足に対応したものであり、適切であると認められる。また、借入に当たっては、入札を実施し、借入利率を低減するなどの取組を行っている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし	評価	B
評価	B								

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

						小項目の評定はbであり、この数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評定はBとした。 小項目の総数：1 評定 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評定 a の小項目数：0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数：1 × 2 点＝ 2 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 2 点（2 / 2 =100%） ・でん粉勘定の短期借入金は、機構がでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金等の不足に対応したものであり、適切であると認められる。また、借入金は令和7年度中に全て償還されている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし <その他事項> 特になし				
	でん粉価格調整事業の でん粉原料用いも交付金 及び国内産いもでん粉交 付金の支払資金の一時不 足となる場合における短 期借入金の限度額は、単 年度 120 億円とする。	でん粉価格調整事業の でん粉原料用いも交付金 及び国内産いもでん粉交 付金の支払資金の一時不 足となる場合における短 期借入金の限度額は、120 億円とする。	s：取組は十分であり、 かつ、目標を上回る顕 著な成果があった a：取組は十分であり、 かつ、目標を上回る成 果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分で あり、改善を要する d：取組は不十分であり、 抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 令和7年5月から6 月、同年12月及び令和8 年2月から3月につ けて、交付金の支払資金 が一時不足したため借入 金が発生し、期中におけ る短期借入金残高の最高 額は限度額の範囲内であ る3億円であったが、3 月末にはすべて償還した。	<評定と根拠> 評定b でん粉勘定の短期借入 金は、機構が制度を的確 に運営した結果、でん粉 原料用いも交付金及び国 内産いもでん粉交付金の 支払資金等の不足に対応 するためのものであり、 借入れに至った理由等は 適切であった。また、借 入先を入札で決定する等 により、借入利率を低く 抑え金利負担の軽減を図 ることができた。	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										
					<課題と対応>					

						特になし	
--	--	--	--	--	--	------	--

4. その他参考情報
(砂糖勘定の繰越欠損金) 繰越欠損金は、主に国内産糖価格調整事業を砂糖の価格調整制度に基づき運営した結果として発生した調整金収支差である。 令和7年度においては、調整金等収入 387 億円に対し、交付金等支出 397 億円で 10 億円の調整金の収支差が生じたことから、令和7年度末における砂糖勘定の繰越欠損金は 641 億円となった。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5－1～5－3	5－1	緊急的な経済対策として補正予算で措置等された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による国庫納付	
	5－2	平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による国庫納付	
	5－3	所有する職員宿舍の廃止に向けた取組	
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート：003276

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	－	第 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	第 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	◎第 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画			評価	B
				○ 1 緊急的な経済対策として補正予算で措置等された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による国庫納付			大項目（評価指標の「◎」を付したものは、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、いずれも B であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評価は B とした。	
							中項目の総数： 3 評価 S の中項目数： 0 × 4 点＝ 0 点 評価 A の中項目数： 0 × 3 点＝ 0 点 評価 B の中項目数： 3 × 2 点＝ 6 点 評価 C の中項目数： 0 × 1 点＝ 0 点 評価 D の中項目数： 0 × 0 点＝ 0 点 合計 6 点（6 / 6 = 100%）	
							評価	B
					＜評価に至った理由＞ 小項目の評価は b であり、この数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評価は B とした。			
					小項目の総数： 1			

						評価 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数：0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数：1 × 2 点＝ 2 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 2 点（2 / 2＝100%） ・緊急的な経済対策として平成 21 年度及び令和 2 年度補正予算で措置された畜産業振興事業に係る返還金等については、令和 7 年 10 月に、令和 4 年度予備費で措置された畜産業振興事業に係る未執行額については、農林水産大臣の認可を受けて令和 8 年 3 月に適切に国庫納付した。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし									
		緊急的な経済対策として平成 21 年度補正予算、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度補正予算、平成 26 年度補正予算及び令和 2 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等が不要財産となる又は不要財産と見込まれる場合には、その翌年度までに金銭により国庫に納付する。	緊急的な経済対策として平成 21 年度補正予算、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度補正予算、平成 26 年度補正予算及び令和 2 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等が不要財産となる又は不要財産と見込まれる場合には、その翌年度までに金銭により国庫に納付する。	s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は充分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 緊急的な経済対策として平成 21 年度補正予算及び令和 2 年度補正予算で措置された畜産業振興事業に係る返還金等 877 百万円を令和 7 年 10 月 30 日に、909 百万円を 10 月 31 日に国庫納付した。 令和 4 年度に措置された畜産業振興事業の未執行額等については、農林水産大臣の認可を受けて国庫納付した。	＜評価と根拠＞ 評価 b 国からの納入告知に基づき、計画どおり国庫納付を行うことができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評価</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr><tr><td>評価</td><td>B</td></tr><tr><td colspan="2">＜評価に至った理由＞ 小項目の評価は b であり、この数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることか</td></tr></table>	評価	b	法人の自己評価は、適当と認められる。		評価	B	＜評価に至った理由＞ 小項目の評価は b であり、この数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることか	
評価	b														
法人の自己評価は、適当と認められる。															
評価	B														
＜評価に至った理由＞ 小項目の評価は b であり、この数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることか															

			国庫納付			ら、評価はBとした。 小項目の総数：1 評価 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数：0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数：1 × 2 点＝ 2 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 2 点（2／2＝100%） ・平成 23 年度に牛肉・稲わらせシウム関連緊急対策として予備費を財源に措置した肉用牛肥育経営緊急支援事業について、令和 7 年 4 月、7 月及び 10 月に適切に国庫納付した。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし										
	平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、早期に金銭により国庫に納付する。	平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、金銭により国庫に納付する。	s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 平成 23 年度に牛肉・稲わらせシウム関連緊急対策として予備費を財源に措置した肉用牛肥育経営緊急支援事業に係る返還金等 839 千円を令和 7 年 4 月 25 日、7 月 17 日及び 10 月 17 日に国庫納付した。	＜評価と根拠＞ 評価 b 国からの納入告知に基づき、計画どおり国庫納付を行うことができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評価</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr><tr><td>評価</td><td>B</td></tr><tr><td colspan="2">＜評価に至った理由＞ 小項目の評価は b であり、この数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評価は B とした。</td></tr><tr><td colspan="2">小項目の総数：1</td></tr></table>	評価	b	法人の自己評価は、適当と認められる。		評価	B	＜評価に至った理由＞ 小項目の評価は b であり、この数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評価は B とした。		小項目の総数：1	
評価	b															
法人の自己評価は、適当と認められる。																
評価	B															
＜評価に至った理由＞ 小項目の評価は b であり、この数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評価は B とした。																
小項目の総数：1																

						評価 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数：0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数：1 × 2 点＝ 2 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 2 点（2 / 2 =100%） ・ 所有する職員宿舎の廃止に向けた取組として、瀬ヶ崎宿舎について、関東財務局と不要財産の国庫納付に係る調整を適切に実施した。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし					
		また、所有する職員宿舎を 7 戸廃止し、国庫納付に向け、関係機関と調整を行う。	また、所有する職員宿舎を現中期目標期間中において 7 戸廃止し、国庫納付に向け、関係機関と調整を行う。	s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は充分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 関東財務局の現地確認により指摘のあった「引継ぎまでに整備する事項」について、工作物の撤去など計画的に取組んだ。	＜評価と根拠＞ 評価 b 関東財務局の現地確認により指摘のあった「引継ぎまでに整備する事項」について、計画的に実施することができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><th>評価</th><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評価	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評価	b										
法人の自己評価は、適当と認められる。											

4. その他参考情報
特になし

第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
6	第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度 値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	－	第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし	第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし	－	＜主要な業務実績＞ 実績なし	＜評定と根拠＞ 評定－ ＜課題と対応＞ －	評定	－
							－	

4. その他参考情報
特になし

第7 剰余金の使途

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
7	剰余金の使途		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度 値等)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情 報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	－	第7 剰余金の使途 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。	第7 剰余金の使途 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。	◎第7 剰余金の使途 剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 業務運営に必要なものに充てるべき剰余金はなかった。	＜評定と根拠＞ 評定－ ＜課題と対応＞ －	評定	－

4. その他参考情報	
特になし	

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
8－1～8－8	8－1 ガバナンスの強化 （1）内部統制の充実・強化 （2）コンプライアンスの推進 8－2 職員の人事に関する計画 （1）職員の人事に関する方針 （2）人員に関する指標 （3）業務運営能力等の向上 8－3 情報公開の推進 （1）照会事項への対応 （2）資金の流れ等についての情報公開の推進	8－4 消費者等への広報 （1）アンケート調査の実施及び広報活動の改善策についての検討 （2）ホームページ等での情報提供の推進 （3）消費者等との意見交換会等の開催 8－5 情報セキュリティ対策の向上 （1）情報セキュリティ対策 （2）連絡体制の整備 8－6 施設及び設備に関する計画 8－7 前期中期目標期間繰越積立金の処分 8－8 長期借入れを行う場合の留意事項	
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート：003276

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	（参考） （前中期目標期間 最終年度値等）	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	情報提供した事項に対する照会件数	－	1件	1件	3件	－			
	目標業務日以内に対応した件数	翌業務日以内の対応	1件	1件	3件	－			
	達成度合	－	100%	100%	100%	－			
	機構からの直接補助対象者等に係る情報公表回数	－	2回	2回	2回	2回			
	目標業務日以内に対応した回数	9月末までの公表	2回	2回	2回	2回			
	達成度合	－	100%	100%	100%	100%			
	生産者等への資金に係る情報公表回数	－	2回	2回	2回	2回			
	目標業務日以内に対応した回数	9月末までの公表	2回	2回	2回	2回			
	達成度合	－	100%	100%	100%	100%			
	輸入指定糖等から徴収した調整金の総額等に係る情報公表回数	－	4回	4回	4回	4回			
	目標業務日以内に対応した回数	四半期終了月の翌月末までの公	4回	4回	4回	4回			

	表							
達成度合	—	100%	100%	100%	100%			
機構からの補助金により造成された基金数	—	5 基金	5 基金	4 基金	4 基金			
保有状況等を公表した基金数	全ての基金について公表	5 基金	5 基金	4 基金	4 基金			
達成度合	—	100%	100%	100%	100%			
事業返還金を含む経理の流れに係る情報公表回数	—	1 回	1 回	1 回	1 回			
目標業務日以内に対応した回数	9 月末までの公表	1 回	1 回	1 回	1 回			
達成度合	—	100%	100%	100%	100%			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第 6 その他業務運営に関する重要事項	第 8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第 8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	◎第 8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項			評価 B 大項目（評価指標の「◎」を付したもの）は、当該大項目に含まれる中項目（評価指標の「○」を付したもの）の評価を点数化して行う。中項目の評価は、いずれもBであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。 中項目の総数：8 評価Sの中項目数：0×4点＝ 0点 評価Aの中項目数：0×3点＝ 0点 評価Bの中項目数：6×2点＝ 12点 評価Cの中項目数：0×1点＝ 0点 評価Dの中項目数：0×0点＝ 0点 （評価対象外：2） 合計 12 点（12／12＝100%）	
							評価 B <評価に至った理由> 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。	
	1 内部統制の充実・強化	1 ガバナンスの強化	1 ガバナンスの強化	○ 1 ガバナンスの強化				

	法令等を遵守しつつ 適正に業務を行い、機構	(1) 内部統制の充実・ 強化 法令等を遵守しつつ 適正に業務を行い、機構	(1) 内部統制の充実・ 強化 内部統制の充実・強化 を図るため、次の取組を	(1) 内部統制の充実・ 強化			小項目の総数：7 評価 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数：0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数：7 × 2 点＝ 14 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 14 点 (14／14＝100%) ・内部統制の充実・強化については、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、内部統制委員会を開催し、PDCA サイクルによる業務の検証を行い、その対応について検討を行った。また、理事長の主催により、原則、毎週、幹部会を開催し、業務運営の方向性を明確に伝えとともに、組織として取り組むべき課題やその対応方針を把握・共有し、その内容をイントラネットに掲載するなどして役職員に広く周知した。さらに法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上のため、行動憲章のアンケートの実施、個人情報保護に関する研修等を実施した。 ・法令等の遵守状況の確認や適切な業務の執行を確保する観点から内部監査を実施したほか、リスク管理委員会において各部のリスク管理の実施状況について審議した。 ・コンプライアンスの推進については、外部有識者を含むコンプライアンス委員会の審議を経て策定したコンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンスの認識度調査、自己点検及び推進週間等を計画どおり実施した。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし
--	--------------------------	--	---	--------------------	--	--	--

	に期待される役割を適切に果たしていくため、理事長のリーダーシップの下、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実施するとともに、実施状況についてモニタリングを行い、必要に応じて規程等を見直す等、内部統制の更なる充実・強化を図る。 また、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスを推進する。	に期待される役割を適切に果たしていくため、理事長のリーダーシップの下、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実施するとともに、実施状況についてモニタリングを行い、必要に応じて規程等を見直す等、内部統制の更なる充実・強化を図る。	行い、必要に応じて規程等を見直す。 ア 内部統制を適切に推進するための内部統制委員会を開催し、各種内部統制の取組に係るモニタリングを実施する。	◇ア 内部統制の推進 s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は充分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 令和 7 年 5 月 26 日に内部統制委員会を開催し、各種内部統制の取組に係る令和 5 年度の点検結果のフォローアップ及び令和 6 年度のモニタリング結果の点検を行った。 また、行動憲章の浸透を更に促進するため、行動憲章周知週間（令和 7 年 12 月 1 日～12 日）を設け、ポスター掲示及び認識等に関するアンケートを実施した。アンケートでは、行動憲章の 5 つの指針のうち 1 つについて自らの行動目標等を記載させ、その実践に資するため幹部会で共有した。	<評定と根拠> 評定 b 内部統制委員会を開催し、各種取組に関する点検等を通じ、PDCA サイクルによる確実な検証及び今後に向けた対応の検討を行うことができた。また、行動憲章の更なる浸透に向け、指針を踏まえた行動の振り返りを通じて、役職員の具体的な行動目標を考えさせるとともに、それらを役職員間で共有することができた。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
	評定	b									
	法人の自己評価は、適当と認められる。										
		イ 理事長の意思決定を補佐するための役員会を開催する。		◇イ 役員会の開催 s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は充分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 年度計画の変更、財務諸表の承認申請等の業務運営等に関する重要事項について、理事長の意思決定を補佐するため、役員会を 9 回開催し、審議を行った。	<評定と根拠> 評定 b 役員会を適切に開催することにより、理事長の意思決定の補佐に十分取り組むことができた。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b										
法人の自己評価は、適当と認められる。											
	ウ 組織目標の達成等に必要情報を適切		◇ウ 役職員間の情報共有	<主要な業務実績> 組織に与えられたミ	<評定と根拠> 評定 b	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。		
評定	b										
法人の自己評価は、適当と認められる。											

			に伝達し、役職員間の意思疎通及び情報の共有化を図るため、幹部会を定期的を開催する。	s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	セッションを有効かつ効率的に実施するための内部統制の充実を図るため、理事長の主催により、原則、毎週、幹部会を開催し、業務運営の方向性を明確に伝えとともに、組織として取り組むべき課題やそれへの対応を把握・共有し、その内容をイントラネットに掲載するなどして役職員に広く周知した。	幹部会を定期的を開催し、その内容をイントラネットへ掲載するなどして、役職員間の意思疎通及び情報共有に十分取り組むことができた。	
		エ	令和7年度内部監査年度計画に基づく内部監査を実施する。	◇エ 内部監査の実施 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 令和7年度内部監査年度計画（令和7年3月17日付け6農畜機第8180号）に基づき、野菜業務部、地方事務所、畜産振興部及び企画調整部の所掌業務並びに法人文書の管理、保有個人情報等の管理及び情報セキュリティ対策に係る業務システム等の運用について内部監査を実施し、内部監査報告書を取りまとめ、理事長に報告した。	＜評定と根拠＞ 評定b 内部監査年度計画における被監査部署4部署及び3テーマ（計7件）について、計画どおり内部監査を実施することができた。	評価 b 法人の自己評価は、適当と認められる。
		オ	業務上のリスクを適切かつ効率的に管理するため、リスク管理の取組を推進する。	◇オ リスク管理対策の推進 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分で	＜主要な業務実績＞ 令和7年5月26日にリスク管理委員会を開催し、各部におけるリスク管理の実施状況等について審議した。 また、機構全体のリスク管理の取組の実効性を高めることを目的として、機構のリスク管理	＜評定と根拠＞ 評定b 計画どおりリスク管理委員会を開催すること等により、リスクの適切かつ効率的な管理に十分取り組むことができた。	評価 b 法人の自己評価は、適当と認められる。

				あり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	の取り組み方に関する事例を交えた動画を作成し、令和7年 12 月 3 日～12 月 22 日に全役職員を対象として、動画視聴等による研修を実施した。	特になし			
			カ 個人情報の適正な取扱いを通じた個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護対策を講じる。	◇カ 個人情報保護対策の推進 s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は充分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 令和7年7月 22 日～9月 30 日に開催された個人情報保護制度等の運用に関するオンライン研修会（総務省）を職員7名に受講させた。また、本部の新規採用職員及び臨時職員、並びに地方事務所（鹿児島及び那覇）の派遣職員を対象として、個人情報の取扱いについて指導を行った。 令和7年7月7日～7月 23 日の間に実施されたコンプライアンスに関する認識度調査において、個人情報の保護について確認を行い、個人情報の漏えい防止のための対応が適切に行われていることを確認し、その結果を幹部会にて周知した。 また、令和7年 12 月 15 日～令和8年2月6日の間に個人情報の適正な取扱いのための研修を個人情報保護管理者及び個人情報保護管理担当者に受講させた。 なお、令和8年2月6日に開催された個人情報	<評定と根拠> 評定b 個人情報保護に関する研修、認識度調査及びその結果に対する周知、個人情報保護管理担当者の自己点検等を通じて、個人情報保護対策を推進することができた。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr></table> 法人の自己評価は、適当と認められる。	評定	b
評定	b								

				報保護法等に基づく監視・監督等に関するオンライン説明会（個人情報保護委員会）に職員 22 名を出席させた。 さらに、令和 8 年 2 月 13 日～3 月 4 日に、個人情報保護管理担当者及び特定個人情報等取扱者（各課長）を対象に、個人情報に係る取得から廃棄に至る各段階の取扱いに関する自己点検を実施した。						
	（２）コンプライアンスの推進 機構に対する国民の信頼を確保する観点から、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスを推進する。	（２）コンプライアンスの推進 法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、コンプライアンス委員会で審議された令和 7 年度コンプライアンス推進計画に基づくコンプライアンスを推進する。	◇（２）コンプライアンスの推進 s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は充分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 令和 7 年度コンプライアンス推進計画（令和 7 年 3 月 24 日付け 6 農畜機第 8390 号）に基づき、コンプライアンス推進相談等窓口（内部相談窓口・外部相談窓口）の適切な運営を行うとともに、内部相談窓口の利用拡大に向けた取組として今年度も月 2 回「なんでも相談デー」を実施した。 また、同計画に基づき、コンプライアンスの推進に向けた取組（認識度調査、自己点検、「コンプライアンス推進週間」（5 月、11 月）における啓発、外部講師による研修、他法人等における事例等の情報提供等）を計画どおり実施した。 さらに、令和 8 年 3 月 3 日にコンプライアンス委員会を開催し、同計	＜評定と根拠＞ 評定 b 令和 7 年度コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンスの推進に向けた取組を計画どおり実施し、コンプライアンスを推進することができた。 また、コンプライアンス委員会において、同計画に基づく取組実績を報告するとともに、令和 8 年度コンプライアンス推進計画について審議の上、これを策定することができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><th>評定</th><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

				画に基づく取組実績を報告するとともに、令和8年度コンプライアンス推進計画について審議の上、これを策定した。				
2 職員の人事に関する計画	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	○ 2 職員の人事に関する計画			<table><tr><td>評価</td><td>B</td></tr></table> ＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はaが2、bが4であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：6 評価 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数：2 × 3 点＝ 6 点 評価 b の小項目数：4 × 2 点＝ 8 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 14 点（14／12＝117%） ・職員の人事に関する方針については、機構の組織・業務運営の活性化を図るため、職員の適正配置等を適切に実施したほか、各セグメント業務に関する高い専門性を持つ職員を育成するためキャリアパスを見直した。また、職員の採用について、採用パンフレットの作成、業界研究会等への参加、オープンカンパニーの開催等の取組を拡大することにより応募者が増加した。 ・業務運営能力等の向上については、職員の基礎知識等の習得、農村派遣研修の実施、専門的能力の養成及びデジタル人材育成のための研修を年間を通じて計画的に実施した。 ・仕事と子育てを両立できる職場環境の整備を促進するため、令和7年4月改正の次世代育成支援対策法に基づく新基準による「くるみん認定」を早期に取得した。また、子の養育のための部分休業に係る子の対象年齢を拡大した。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし	評価	B
評価	B							

	機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正配置を行う。 また、人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を的確に把握するとともに、人材育成のための研修、関係機関との人事交流、在外経験に関する取組や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく取組等を行う。	（１）職員の人事に関する方針 機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、業務運営の効率化に努め、人事管理・人材育成に関する指針等を踏まえた職員の適正配置を行う。 また、人事評価及び研修等の取組を通じ、職員のモチベーション及びモラルの向上を図る。	（１）職員の人事に関する方針 機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、業務運営の効率化に努め、人事管理・人材育成に関する指針等を踏まえた職員の適正配置を行う。 また、人事評価及び研修等の取組を通じ、職員のモチベーション及びモラルの向上を図る。	◇（１）職員の人事に関する方針 s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は充分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 人事管理・人材育成に関する指針等を踏まえて職員の適正配置を行ったほか、人事管理の根幹を成す３つの規程を次のとおり見直した。①畜産振興事業団、蚕糸砂糖類価格安定事業団及び野菜供給安定基金といった前身となる組織に採用された職員が減少する中で各セグメントのスペシャリストの育成を図るため、法人と職員が明確な将来像をもって意欲的に業務に取り組めるよう、人事管理・人材育成に関する指針（キャリアパス）を制定後初めて本格的に見直し、課長代理昇格前に職員と組織の認識の共有を図るため、総務担当理事が面談を実施することや、専門的な知識を持つ職員の育成を新たに位置づけた。②より適正な人事評価に資するよう、これまで被評価者の目標項目ごとの自己評価を踏まえて、評価者が評価を行っていたところ、評価者が目標項目ごとに被評価者を評価するよ	＜評定と根拠＞ 評定 a 職員が意欲を持って業務遂行能力を発揮できるように、人事管理に関連する規程を組織再編と併せて一体的に見直し、更なる職員の適正配置を行う条件整備を行い、組織強化を図ることができた。 また、採用については、各種採用活動の取組の強化により、新規採用応募者が前年の３倍となるなどの成果を得ることができたことから、a 評価とした。 ＜課題と対応＞ 特になし	＜その他事項＞ 特になし	
							評定	a
							平成 15 年の機構の独立行政法人化から 20 年以上が経過し、業務横断的な人事管理が進展していく中で、機構の前身である畜産業振興事業団、蚕糸砂糖類価格安定事業団及び野菜供給安定基金に採用された職員が減少していることを踏まえ、畜産、野菜、特産の各セグメント業務に関する高い専門的知識を有する職員の育成を図るため、キャリアパスを見直し、業務の実施体制の強化や機構業務の円滑な承継を促進させた。 また、人事評価を通じた職員の育成や評価結果の適切な反映のため、人事評価制度を見直し、職員の意欲の向上や人材育成を図った。 このほか、職員の採用において、パンフレットを作成し、積極的に活用したほか、業界研究会等への参加、オープンカンパニーの開催等の取組を拡大することにより、応募者が増加したことは、人材確保や組織運営の活性化が図られ、目標を上回る成果があったものと認められるため、a 評価とした。	

				う変更した。③組織再編に伴う課の削減を踏まえ、より能力評価に基づく昇任が行えるよう課長への昇任基準を見直した。 また、令和7年度において9名の新規採用及び1名の経験者採用を行うとともに、令和8年4月の採用選考を行った（新規採用5名、経験者採用3名）。なお、令和8年4月の新規採用の応募者については、前年32名だったのに対して約3倍の93名と大幅に増加した。前年は実施しなかった令和8年4月の経験者採用においても、34名の応募があった。 加えて、新しい取組として、機構の知名度向上を目的とした採用パンフレットを作成し、送付希望のあった大学のキャリアセンター等に送付した(16校、約260部)。 この結果、令和9年度新規採用に向けた業界研究会等の参加については、昨年度から実施している3大学に加えて、新たに関東以外の地域の大学を含む3大学のキャリアセンターの支援を受けて、計10回（前年は4回）の業界研究会等に参加し、機構の業務内容を説明した。 さらに、オープンカン	
--	--	--	--	--	--

				パニーについては、当初 4 回開催予定だったところ、反響が大きかったため計 6 回（前年は 3 回）に増やして開催し、47 名（前年は 25 名）の学生が参加して、先輩職員との座談会や職場見学を行った。（平均満足度 4.83（5 点満点）） 3 月に 2 回開催した会社説明会については、インフルエンザの流行で当日のキャンセルが多かったものの、117 名（前年は 103 名）と前年を上回る学生が参加した。						
	（2）人員に係る指標 期末の常勤職員数は、250 人を上回らないものとする。 〔参考〕 中期目標期間中の人件費総額見込み 11,007 百万円	（2）人員に関する指標 期末の常勤職員数は、250 人を上回らないものとする。	◇（2）人員に関する指標 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する （各年度の年度計画において規定されている具体的な常勤職員数の目標に基づき、達成度合を評価する）	<主要な業務実績> 期末の常勤職員数は 230 人となった。	<評定と根拠> 評定 b 常勤職員数が計画どおり 250 人を上回っていないことを確認した。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										
	（3）業務運営能力等の向上	（3）業務運営能力等の向上	（3）業務運営能力等の向上							

	機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、以下のとおり研修等を行う。	機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、以下のとおり研修等を行う。		◇ア 階層別研修の実施 s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は充分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 令和7年度新規採用者等に対し、職員として必要な基礎知識や職場への適応力を付与することを目的に、以下の研修を実施した。 ア 新聞購読研修（11月～3月、令和8年度新規採用予定者5名） イ 労働衛生研修（4月、10月、令和7年度新規採用者等10名） ウ 業務概要習得研修（4月、10月、令和7年度新規採用者等10名） エ 初任者基礎研修（4月、令和7年度新規採用者9名） オ 初任者現地研修（10月、令和7年度新規採用者等10名） 一般職員に対し、係員、係長、課長補佐、課長代理のそれぞれの階層において職務遂行能力や資質を高めることを目的に以下の研修を実施した。 また、昨年度に引き続き農村派遣研修等を実施し、関係団体や役職員の協力を得て受入農家を選定し、10名の職員に研修を受講させること	＜評定と根拠＞ 評定b 階層別に求められる職員の業務遂行能力を養成するための、階層別研修を計画どおり実施することができた。 ＜課題と対応＞ 特になし		
	ア 各職階で必要とされる知識等の習得を目的とした階層別研修（初任者、一般職員、管理職）を実施する。	ア 各職階で必要とされる知識等の習得を目的とした以下の階層別研修を実施する。 （ア）初任者研修として、初任者基礎研修、初任者現地研修等 （イ）一般職員研修として、行政実務研修、メンタルヘルス研修等 （ウ）管理職研修として、新任管理職研修、評価者研修等					評定	b
	法人の自己評価は、適当と認められる。							

				ができた。 ア 係員研修（22 名） イ 農村派遣研修等（10 名） ウ 係長研修（28 名） エ 行政実務研修（4 名） オ 課長補佐研修（14 名） カ 課長代理研修（25 名） キ シニア層向け研修（2 名） ク 総務省統計研修（12 名） ケ TOEIC IP テスト（19 名） コ 役職員を講師とした機構業務の位置付け等に係る研修を 4 回（延べ 348 名）実施した。 サ メンタルヘルス研修（非管理職（課長代理除く））（138 名） 管理職に対し、必要とされる知識及び技能を付与し、管理者としての能力を高めることを目的に以下の研修を実施した。 ア 新任管理職研修（4 名） イ 中堅管理職研修（22 名） ウ 評価者研修（4 名） エ メンタルヘルス研修（93 名）	
--	--	--	--	--	--

	イ 各部門で必要とされる専門的な知識等の習得を目的とした部門別研修（会計事務職員研修、衛生管理者養成研修、海外派遣研修等）の専門別研修を実施する。	イ 各部門で必要とされる専門的な知識等の習得を目的とした以下の部門別研修を実施する。 （ア）総務・人事関連研修として、個人情報保護研修、衛生管理者養成研修等 （イ）監査関連研修として、内部監査研修 （ウ）会計関連研修として、会計事務職員研修 （エ）広報関連研修として、広報研修 （オ）調査情報関連研修として、語学力向上研修、海外派遣研修（JETRO 派遣含む。） （カ）畜産関連研修として、中央畜産技術研修、食肉関連研修	◇イ 専門別研修の実施 s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は充分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 職員の専門能力を養成するため、以下の研修を実施した。 ・総務・人事関連研修 ア 個人情報保護研修（3名） イ 公文書管理研修（10月、1名） ウ 衛生管理者養成研修（3名） ・内部監査研修（1名） ・会計関連研修 ア 会計事務職員研修（1名） イ 予算編成支援システム研修（2名） ・広報関連研修（2名） ・調査情報関連研修 ア 語学向上研修（8名） イ 海外派遣研修（JETRO 派遣を含む）（JETRO 派遣2名） ・畜産関連研修 ア 中央畜産技術研修会（14名） イ 食肉基礎研修（6名） ウ 食肉専門研修（3名） エ 畜産基礎講座（6名） ・貿易実務研修（4名）	<評定と根拠> 評定 b 職員の専門的能力を養成するための専門別研修を計画どおり実施することができた。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><th>評定</th><th>b</th></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
	評定	b								
	法人の自己評価は、適当と認められる。									
ウ デジタル化に対応した業務の効率化に資するよう、デジタル人材育成研修（情報ネ	ウ デジタル化に対応した業務の効率化に資するよう、以下のデジタル人材育成研修	◇ウ デジタル人材育成研修の実施 s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕	<主要な業務実績> デジタル人材を育成するため、以下の研修を実施した。	<評定と根拠> 評定 b デジタル人材の育成を図るためのデジタル	<table><tr><th>評定</th><th>b</th></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。		
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

		ットワーク維持管理研修等)の実施等デジタル人材の育成を図るための取組を推進する。	を実施する。 (ア) I Tパスポート取得を支援する I Tリテラシー向上研修 (イ) PMO向け情報システム統一研修 (ウ) P J M O (情報システム担当者) 向け情報システム知識習得研修 (情報ネットワーク維持管理研修等)	著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	ア I Tリテラシー向上研修 (17 名) イ 情報システム統一研修 (11 名) ウ 情報システム知識習得研修 (47 名)	人材育成研修を計画どおり実施することができた。 ＜課題と対応＞ 特になし				
	エ 女性が活躍でき、職員が仕事と子育てを両立させることができる雇用環境の整備を通じ、企業価値の向上及び優秀な人材の確保に資するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成 27 年法律第 64 号) に基づく「えるぼし認定」及び次世代育成支援対策推進法 (平成 15 年法律第 120 号) に基づく「くるみん認定」を取得する取組を推進する。	エ 女性が活躍でき、職員が仕事と子育てを両立させることができる雇用環境の整備を通じ、企業価値の向上及び優秀な人材の確保に資するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成 27 年法律第 64 号) に基づく「えるぼし認定」については、認定を継続させる。また、次世代育成支援対策推進法 (平成 15 年法律第 120 号) に基づく「くるみん認定」を取得する取組を推進する。	◇エ 「えるぼし認定」等の取得に係る取組の推進 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b : 取組は十分であった c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 企業価値の向上と人材確保のため「えるぼし認定」に係る行動計画に基づいた実績を令和 8 年 2 月に厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」に公表した。 また、「くるみん認定」は、次世代育成支援対策推進法に基づき、令和 3 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日を行動計画の期間として取り組んできたところである。当該行動計画の期間が終了したため、令和 7 年 5 月に東京労働局にくるみん認定の申請を行った。 令和 7 年 4 月の次世代育成支援対策推進法改正に伴い、認定基準等が改正された (男性労働者の育休取得率が 10 % 以上から 30 % 以上に引き上げなど) ため、経過措置としての旧基準に	＜評定と根拠＞ 評定 a 「えるぼし」認定の継続及び新基準を上回る取組成果により、令和 7 年 10 月 8 日に新基準の「くるみん認定」を早期に取得することができた。 また、職員の仕事と子育ての両立を目的に部分休業の対象を拡大するなど、女性が活躍でき、職員が仕事と子育てを両立させることができる雇用環境を整備する取組について、目標を上回る成果があったと評価できることから a 評価とした。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><th>評定</th><th>a</th></tr><tr><td colspan="2">令和 5 年度の女性活躍推進法の「えるぼし認定」に続いて、職員の仕事と育児の両立を目的に、次世代育成支援対策推進法の「くるみん認定」を取得した。令和 7 年 4 月に次世代育成支援対策推進法が改正され、認定基準が引き上げられたが、機構は既に新基準を満たす取組を実施していたため、早期に新基準による認定を受けることができた。また、部分休業に係る子の対象年齢を拡大した。 これにより、女性の活躍推進や仕事と育児の両立を支援する職場として、採用応募者の増加や職員の定着につながり、機構職員の人材確保が図られ、目標を上回る成果があったものと認められるため、a 評価とした。</td></tr></table>	評定	a	令和 5 年度の女性活躍推進法の「えるぼし認定」に続いて、職員の仕事と育児の両立を目的に、次世代育成支援対策推進法の「くるみん認定」を取得した。令和 7 年 4 月に次世代育成支援対策推進法が改正され、認定基準が引き上げられたが、機構は既に新基準を満たす取組を実施していたため、早期に新基準による認定を受けることができた。また、部分休業に係る子の対象年齢を拡大した。 これにより、女性の活躍推進や仕事と育児の両立を支援する職場として、採用応募者の増加や職員の定着につながり、機構職員の人材確保が図られ、目標を上回る成果があったものと認められるため、a 評価とした。	
評定	a									
令和 5 年度の女性活躍推進法の「えるぼし認定」に続いて、職員の仕事と育児の両立を目的に、次世代育成支援対策推進法の「くるみん認定」を取得した。令和 7 年 4 月に次世代育成支援対策推進法が改正され、認定基準が引き上げられたが、機構は既に新基準を満たす取組を実施していたため、早期に新基準による認定を受けることができた。また、部分休業に係る子の対象年齢を拡大した。 これにより、女性の活躍推進や仕事と育児の両立を支援する職場として、採用応募者の増加や職員の定着につながり、機構職員の人材確保が図られ、目標を上回る成果があったものと認められるため、a 評価とした。										

				よる「くるみん認定」となると見込んでいたものの、当該行動期間の取組が新基準を上回るものであったことから、令和7年10月8日に新基準の「くるみん認定」の通知を受けた。さらに、厚生労働省の「両立支援のひろば」にくるみん認定取得について公表された。 なお、育児・介護休業等実施規程を改正し、令和7年度から、職員が仕事と子育てを両立させることができる雇用環境の整備を目的として、子を養育するための部分休業の対象を小学1年生までとし、令和8年度からは小学校3年生まで拡大することとした。 加えて、女性が活躍でき、仕事と子育てを両立させることができる雇用環境の整備に関する職員の意識醸成を目的として、女性活躍推進研修（240名）を実施した。								
3	情報公開の推進	3	情報公開の推進	3	情報公開の推進	○3	情報公開の推進	<table><tr><td>評価</td><td>B</td></tr><tr><td colspan="2"> ＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：6 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：0×3点＝0点 </td></tr></table>	評価	B	＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：6 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：0×3点＝0点	
評価	B											
＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はいずれもbであり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の80%以上120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：6 評価sの小項目数：0×4点＝0点 評価aの小項目数：0×3点＝0点												

						評価bの小項目数：5×2点＝10点 評価cの小項目数：0×1点＝0点 評価dの小項目数：0×0点＝0点 (評価対象外：1) 合計10点(10／10＝100%) ・資金の流れ等についての情報公開の推進については、機構の補助金や交付金等に係る情報の公開、畜産業振興事業による基金の保有状況等の公表及び畜産業振興資金の経理の流れについて、定められた期間内に確実に公表した。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし			
(1) 情報開示及び照会事項への対応 公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。	(1) 情報開示及び照会事項への対応 公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく情報の開示を行うほか、同法第22条第1項に基づき情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。	(1) 情報開示及び照会事項への対応 公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく情報の開示を行うほか、同法第22条第1項に基づき情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。	◇(1) 照会事項への対応 情報提供した事項に関する照会についての原則として翌業務日以内の対応 分母を情報提供した事項に関する照会件数とし、分子を翌業務日までに対応した件数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった	＜主要な業務実績＞ 実績なし	＜評価と根拠＞ 評価 － ＜課題と対応＞ 特になし	評価	－	－	
評価	－								
－									

	（２）資金の流れ等についての情報公開の推進 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を９月末までに公表する。	（２）資金の流れ等についての情報公開の推進 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の取組を行う。	（２）資金の流れ等についての情報公開の推進 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の取組を行う。	d：達成度合は、80%未満であった						
	ア 畜産関係業務、野菜関係業務 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。	ア 畜産関係業務、野菜関係業務 （ア）機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を９月末までに公表する。	ア 畜産関係業務、野菜関係業務 ◇（ア）補助事業者に係る情報公開 分母を公表回数とし、分子を９月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 畜産関係業務及び野菜関係業務において、機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を令和７年９月末までに公表した。	＜評定と根拠＞ 評定b 達成度合は100%（2回/2回）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
	評定	b								
	法人の自己評価は、適当と認められる。									
また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。	また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。 これらの事項について	（イ）生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額を９月末までに公表する。	◇（イ）生産者等への資金に係る情報公開 分母を公表回数とし、分子を９月末までに公表した回数とする。	＜主要な業務実績＞ 畜産関係業務及び野菜関係業務において、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額を令	＜評定と根拠＞ 評定b 達成度合は100%（2回/2回）であった。	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

		ては、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。		s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	和7年9月末までに公表した。	<課題と対応> 特になし	
特産関係（砂糖・でん粉）の交付金交付業務の運営状況等については、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期終了月の翌月末までに公表する。	イ 特産関係（砂糖・でん粉）業務 特産関係（砂糖・でん粉）については、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、四半期終了月の翌月末までに公表する。	イ 特産関係（砂糖・でん粉）業務 機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、四半期終了月の翌月末までに公表する。	◇イ 特産関係（砂糖・でん粉）業務 分母を公表回数とし、分子を四半期終了月の翌月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	<主要な業務実績> 機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について四半期終了月の翌月末までにホームページにおいて公表した。	<評定と根拠> 評定b 達成度合は100%（4回/4回）であった。 <課題と対応> 特になし	評定	b
						法人の自己評価は、適当と認められる。	
また、畜産業振興事業により事業実施主体において造成された基金	ウ 機構からの補助金により造成された基金に係る情報公開の	ウ 機構からの補助金により造成された基金に係る情報公開の	◇ウ 基金の保有状況等の公表 分母を機構からの補	<主要な業務実績> 基金基準等に準じて定めた基準に基づき、以	<評定と根拠> 評定b 達成度合は100%（4	評定	b
						法人の自己評価は、適当と認められる。	

	については、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、事業実施主体を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を機構において公表する。	推進 畜産業振興事業により事業実施主体において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、事業実施主体を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を取りまとめ、機構において公表する。	推進 畜産業振興事業により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等に基づき、基金の保有状況、今後の使用見込み等を取りまとめて公表する。	助金により造成された基金数とし、分子を公表した基金数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	下の4基金について、名称、基金額等の基本的事項等を令和7年10月27日に公表した。 ①融資準備財産 ②畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金 ③貸付機械取得資金 ④畜産高度化支援リース基金	基金/4基金）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	
	このほか、畜産関係業務について、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを理の流れを9月末までに公表するとともに、事業返還金の活用について、その会計処理の分かりやすい説明を付記する等、積極的に説明責任を果たすものとする。	エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進 畜産関係業務について、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。 また、事業返還金の活用について、その会計処理の分かりやすい説明を付記する等により、積極的な説明を行う。	エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進 畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを、事業返還金の活用理由等を付記した上で9月末までに公表する。	◇エ 経理の流れの公表 分母を公表回数とし、分子を9月末までに公表した回数とする。 s：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は100%であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ 令和6年度の実績に係る畜産業振興資金に繰り入れられた補助事業に係る返還金を含む経理の流れを、事業返還金の活用理由等を付記した上で、分かりやすい内容で令和7年9月12日に公表した。	＜評定と根拠＞ 評定b 達成度合は100%（1回/1回）であった。 ＜課題と対応＞ 特になし	
					評価	b	法人の自己評価は、適当と認められる。

	4 消費者等への広報	4 消費者等への広報	4 消費者等への広報	○ 4 消費者等への広報			<table><tr><td>評価</td><td>B</td></tr><tr><td colspan="2"> ＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80％以上120％未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：4 評価 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数：0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数：4 × 2 点＝ 8 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 8 点（8／8＝100％） ・ホームページ等での情報提供の推進については、広報 Web マガジンを毎月計画どおり発行し、子供が利用しやすくするため、キッズコーナーのコンテンツやページデザインを見直した。 ・消費者等との意見交換会等の開催については、「実りのフェスティバル」の開催に合わせて「未来につなぐ発想力」として、食品メーカーを招いて、でん粉や野菜を使った食べられる食器の紹介やでん粉を活用した企業の取組について情報発信した。また、a l i c セミナーの開催や各イベントに参加し、機構の業務や農畜産物の情報について発信した。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし </td></tr><tr><td>消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに、機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を動画等を活用し、ホームページや各種ソーシャルメディアを通じて積極的に分かりやすい形で発信する。</td><td>消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに機構の業務運営に対する国民の理解を深める観点から、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を動画等を活用し、ホームページや各種ソーシャルメディアを通じて積極的に分かりやすい形で発信するため、以下の取組を実施する。</td><td>消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに機構の業務運営に対する国民の理解を深める観点から、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を動画等を活用し、ホームページや各種ソーシャルメディアを通じて積極的に分かりやすい形で発信するため、以下の取組を実施する。</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>(1) 消費者ニーズの把握に向けたアンケート調査の実施及び広報活動の改善策についての検討</td><td>(1) 消費者ニーズの把握に向けたアンケート調査の実施及び広報活動の改善策についての検討</td><td>(1) アンケート調査の実施及び広報活動の改善策についての検討</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>ア 広報活動の強化を図るため、広報推進委</td><td>◇ア 広報推進委員会における広報活動の</td><td>＜主要な業務実績＞</td><td>各部の幹部職員から</td><td>＜評価と根拠＞</td><td>評価 b</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	評価	B	＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80％以上120％未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：4 評価 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数：0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数：4 × 2 点＝ 8 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 8 点（8／8＝100％） ・ホームページ等での情報提供の推進については、広報 Web マガジンを毎月計画どおり発行し、子供が利用しやすくするため、キッズコーナーのコンテンツやページデザインを見直した。 ・消費者等との意見交換会等の開催については、「実りのフェスティバル」の開催に合わせて「未来につなぐ発想力」として、食品メーカーを招いて、でん粉や野菜を使った食べられる食器の紹介やでん粉を活用した企業の取組について情報発信した。また、a l i c セミナーの開催や各イベントに参加し、機構の業務や農畜産物の情報について発信した。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし		消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに、機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を動画等を活用し、ホームページや各種ソーシャルメディアを通じて積極的に分かりやすい形で発信する。	消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに機構の業務運営に対する国民の理解を深める観点から、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を動画等を活用し、ホームページや各種ソーシャルメディアを通じて積極的に分かりやすい形で発信するため、以下の取組を実施する。	消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに機構の業務運営に対する国民の理解を深める観点から、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を動画等を活用し、ホームページや各種ソーシャルメディアを通じて積極的に分かりやすい形で発信するため、以下の取組を実施する。						(1) 消費者ニーズの把握に向けたアンケート調査の実施及び広報活動の改善策についての検討	(1) 消費者ニーズの把握に向けたアンケート調査の実施及び広報活動の改善策についての検討	(1) アンケート調査の実施及び広報活動の改善策についての検討					ア 広報活動の強化を図るため、広報推進委	◇ア 広報推進委員会における広報活動の	＜主要な業務実績＞	各部の幹部職員から	＜評価と根拠＞	評価 b							
	評価	B																																					
	＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80％以上120％未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：4 評価 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数：0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数：4 × 2 点＝ 8 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 8 点（8／8＝100％） ・ホームページ等での情報提供の推進については、広報 Web マガジンを毎月計画どおり発行し、子供が利用しやすくするため、キッズコーナーのコンテンツやページデザインを見直した。 ・消費者等との意見交換会等の開催については、「実りのフェスティバル」の開催に合わせて「未来につなぐ発想力」として、食品メーカーを招いて、でん粉や野菜を使った食べられる食器の紹介やでん粉を活用した企業の取組について情報発信した。また、a l i c セミナーの開催や各イベントに参加し、機構の業務や農畜産物の情報について発信した。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし																																						
	消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに、機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を動画等を活用し、ホームページや各種ソーシャルメディアを通じて積極的に分かりやすい形で発信する。	消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに機構の業務運営に対する国民の理解を深める観点から、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を動画等を活用し、ホームページや各種ソーシャルメディアを通じて積極的に分かりやすい形で発信するため、以下の取組を実施する。	消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに機構の業務運営に対する国民の理解を深める観点から、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を動画等を活用し、ホームページや各種ソーシャルメディアを通じて積極的に分かりやすい形で発信するため、以下の取組を実施する。																																				
		(1) 消費者ニーズの把握に向けたアンケート調査の実施及び広報活動の改善策についての検討	(1) 消費者ニーズの把握に向けたアンケート調査の実施及び広報活動の改善策についての検討	(1) アンケート調査の実施及び広報活動の改善策についての検討																																			
	ア 広報活動の強化を図るため、広報推進委	◇ア 広報推進委員会における広報活動の	＜主要な業務実績＞	各部の幹部職員から	＜評価と根拠＞	評価 b																																	

			員会を開催し、改善策を検討する。	改善の検討 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	構成される広報推進委員会を4回開催し、ホームページその他の広報活動の改善・強化につながる方策や情報発信の方法等を検討した。	広報推進委員会における検討により、広報活動の改善・強化に十分取り組んだ。 ＜課題と対応＞ 特になし				
	消費者等へのアンケート調査を実施し、その結果等を踏まえ、ホームページ等の見直しを検討する。	イ 消費者等のニーズを把握するため、ホームページ等に関するアンケート調査を実施するとともに、その結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」等の見直しを検討することにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。	◇イ アンケート調査の実施 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 消費者等のニーズを把握するため、アンケート調査を実施した（調査期間：令和8年1月。対象：全国の15歳以上の男女、有効サンプル数は200名）。また、調査結果について、広報推進委員会に報告し、次年度の広報活動計画の検討を行った。	＜評定と根拠＞ 評定b アンケート調査を実施し、ホームページ等の見直しの検討に十分取り組んだ。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										
	(2) ホームページ等での情報提供の推進 アンケート調査結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。	(2) ホームページ等での情報提供の推進 アンケート調査結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。	◇(2) ホームページ等での情報提供の推進 ホームページでの「消費者コーナー」の充実等を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成	＜主要な業務実績＞ 広報Webマガジンのテーマや記事内容を工夫し、毎月計画どおりに発行した。また、消費者コーナーのうちキッズコーナーについて、子供が利用しやすいよう、コンテンツを見直すとともにページデザインを見直した。SNSの活用については、前年度に	＜評定と根拠＞ 評定b 広報Webマガジンを充実した内容で計画通り発行するとともに、ホームページのキッズコーナーのコンテンツを見直した。これらにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進することができた。 また、SNSを活用	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b									
法人の自己評価は、適当と認められる。										

				果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	引き続き、産地や生産現場に関する情報を発信した。また、YouTube（a l i cチャンネル）においては、国産野菜の生産から出荷の実態、異性化糖の歴史や活用状況等を視聴者に分かりやすく伝える動画を公開した。	し、産地で撮影等を行った情報を積極的に発信することで、農畜産物や機構業務について、消費者等の理解の促進を図ることができた。 ＜課題と対応＞ 特になし		
	（３）消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換等により、農畜産物や機構業務に関する消費者等の理解の促進を図る。	（３）消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換等により、農畜産物や機構業務に関する消費者等の理解の促進を図る。 また、アンケート調査の実施により、意見交換会等を通じて得られた情報等について効果測定を行うこととし、参加者の理解度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。	◇（３）消費者等との意見交換会等の開催 分母を5段階評価の4.0とし、分子を消費者等との意見交換会等の参加者に対して実施するアンケート調査結果の5段階評価の平均値とする。 s：達成度合は100%以上であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる a：達成度合は100%以上であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる b：達成度合は、100%以上であった c：達成度合は、80%以上100%未満であった d：達成度合は、80%未満であった	＜主要な業務実績＞ アンケート調査の集計結果は5段階評価で平均値4.4であり、目標の4.0を上回った。 ・意見交換会：4.4 ・セミナー：4.4 ・出展イベント：4.4 消費者等との意見交換会については、「未来につなぐ発想力～国産でん粉を使った『食べられる器』まるごと野菜を使った『食べられるスプーン』～」と題し、食品メーカー及び機構職員が登壇し、でん粉を活用した企業の取組、a l i c 関連事業等の紹介を通して意見交換をすることにより、所管する農畜産物やa l i c の業務に対する理解の促進を図った。なお、「実りのフェスティバル」との同一会場で開催したことによる相乗効果もあり、来場者数は前年度から大幅に増加した（令和7年度 29名、令和6年度	＜評定と根拠＞ 評定b 達成度合は100%以上（4.4/4.0）であった。 消費者等との意見交換会、a l i c セミナー及びイベント出展を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換等により、農畜産物や機構業務について、消費者等の理解の促進を図ることができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><th>評定</th><td>b</td></tr></table> 法人の自己評価は、適当と認められる。	評定	b
評定	b							

				12 名（機構役職員を除く。))。 a l i c セミナーについては、YouTube（a l i c チャンネル）を利用して海外（ニューヨーク、ブリュッセル、シドニー）から現地の最新情報を発信した。また、新たな取組として、職員による講演（「世界の豚肉需給を読み解く～カナダ、メキシコ、スペイン、ブラジル、中国の現場から～」）を対面・オンライン配信のハイブリッドで開催した。 イベント出展については、「第 20 回食育推進全国大会」及び「第 64 回農林水産祭実りのフェスティバル」に参加し、来場者に対し、機構業務や農畜産物の正しい知識等に関する情報発信を丁寧に行った。				
5 情報セキュリティ対策の向上	5 情報セキュリティ対策の向上	5 情報セキュリティ対策の向上	○ 5 情報セキュリティ対策の向上			<table><tr><td>評価</td><td>B</td></tr></table> ＜評価に至った理由＞ 小項目の評価はいずれも b であり、これらの合計数値の割合が基準となる数値の 80 % 以上 120 % 未満であることから、評価は B とした。 小項目の総数：2 評価 s の小項目数：0 × 4 点＝ 0 点 評価 a の小項目数：0 × 3 点＝ 0 点 評価 b の小項目数：2 × 2 点＝ 4 点 評価 c の小項目数：0 × 1 点＝ 0 点 評価 d の小項目数：0 × 0 点＝ 0 点 合計 4 点（4 / 4 = 100 %）	評価	B
評価	B							

	サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づく最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」や「情報システムの整備及び管理等の基本的な方針」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。	（１）情報セキュリティ対策の向上 サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づく最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」や「情報システムの整備及び管理等の基本的な方針」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。	（１）情報セキュリティ対策の向上 サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づく最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」や「情報システムの整備及び管理等の基本的な方針」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。	◇（１）情報セキュリティ対策 s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ 令和 7 年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき、以下①から⑥の取組を実施した。 ① 役職員を対象とした動画配信型の情報セキュリティ研修、標的型メール訓練及びテレワーク時を含む情報セキュリティ対策に関する自己点検を行った。点検結果に基づく各部の改善結果の評価を行ったことで得られた留意点については、次年度の自己点検計画に反映させることとした。 ② 情報セキュリティインシデントへの対応力を高めるため、外	＜評定と根拠＞ 評定 b 令和 7 年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき、情報セキュリティに係る研修、訓練、自己点検等の取組等を計画どおり実施できた。 また、情報セキュリティ委員会において、令和 7 年度情報セキュリティ対策推進計画の実績を総括し、審議した上で、令和 8 年度の同計画を策定し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図ることができたことから、取組は十分であった。 ＜課題と対応＞	・情報セキュリティ対策については、令和 7 年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき、情報セキュリティに係る研修、訓練、自己点検等の取組を計画どおり実施した。また、情報システムを対象としたセキュリティ診断や外部監視サービス、ファイル暗号化、ウイルス対策ソフトの運用を継続したほか、情報セキュリティ委員会を開催した。 ・連絡体制の整備については、当省担当部局との連絡網の整備・更新、情報セキュリティに係る適時の情報交換を的確に実施した。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし		
	<table><tr><td>評定</td><td>b</td></tr></table>							評定	b
	評定	b							
	法人の自己評価は、適当と認められる。								

				部通信遮断訓練及び情報システム担当職員を対象とした連絡訓練を実施した。 ③ 情報セキュリティ対策、ITリテラシー、不審メール対処方法等について、ポップアップ形式で役職員に対し随時周知した。 ④ 情報システムを対象に、情報セキュリティ対策を維持・強化するためのセキュリティ診断及び情報システムの運用状況や今後の更新等の予定・進捗を確認するためのヒアリングを実施した。 ⑤ サイバー攻撃や不正アクセスに対する対策として、外部ファイアウォール、プロキシサーバ、IPSによる外部監視サービス、ファイル暗号化システム及びウイルス対策ソフトの運用を継続した。 ⑥ NISCが令和5年度に実施した情報セキュリティ監査（ペネトレーションテスト）のフォローアップの対応を完了した。 また、令和8年3月4日に情報セキュリティ委員会を開催し、令和7年度情報セキュリティ	特になし	
--	--	--	--	---	------	--

				対策の実績を報告するとともに、令和8年度情報セキュリティ対策推進計画の了承を得た。							
		(2) 緊急時を含めた連絡体制の整備 農林水産省との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について農林水産省との情報交換を積極的に行う。 特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。	(2) 緊急時を含めた連絡体制の整備 所管部局との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について所管部局との情報交換を積極的に行う。 特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに所管部局の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。	◇(2) 連絡体制の整備 s：取組は充分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は充分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は充分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	<主要な業務実績> 農林水産省の担当部局を含めた緊急時の連絡網の整備・更新を行った。また、ソフトウェアの脆弱性情報の共有や情報セキュリティ上の課題とその対応策の実施状況等について、同省の担当部局に報告等を行うなど、適時適切に情報交換を行った。 このほか、機構内の各情報システム責任者や保守業者等の緊急連絡先名簿についても整備・更新し、連絡体制を整備した。	<評価と根拠> 評価b 緊急時を含めた連絡体制の整備等について、農林水産省担当部局との連絡網の整備・更新、同部局との情報セキュリティに係る適時の情報交換を的確に実施することができたことから、取組は充分であった。 <課題と対応> 特になし	<table><tr><td>評価</td><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評価	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
	評価	b									
	法人の自己評価は、適当と認められる。										
—	6 施設及び設備に関する計画 予定なし	6 施設及び設備に関する計画 予定なし	○6 施設及び設備に関する計画 —	—	—	<table><tr><td>評価</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="2">—</td></tr></table>	評価	—	—		
評価	—										
—											
—	7 積立金の処分に 関する事項	7 積立金の処分に 関する事項	○7 前期中期目標期間繰越積立金の処分			<table><tr><td>評価</td><td>B</td></tr><tr><td colspan="2"><評価に至った理由> 小項目の評価はbであり、この数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：1 評価sの小項目数：0×4点＝ 0点 評価aの小項目数：0×3点＝ 0点 評価bの小項目数：1×2点＝ 2点 評価cの小項目数：0×1点＝ 0点 評価dの小項目数：0×0点＝ 0点 合計 2点（2／2＝100%）</td></tr></table>	評価	B	<評価に至った理由> 小項目の評価はbであり、この数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：1 評価sの小項目数：0×4点＝ 0点 評価aの小項目数：0×3点＝ 0点 評価bの小項目数：1×2点＝ 2点 評価cの小項目数：0×1点＝ 0点 評価dの小項目数：0×0点＝ 0点 合計 2点（2／2＝100%）		
評価	B										
<評価に至った理由> 小項目の評価はbであり、この数値の割合が基準となる数値の 80%以上 120%未満であることから、評価はBとした。 小項目の総数：1 評価sの小項目数：0×4点＝ 0点 評価aの小項目数：0×3点＝ 0点 評価bの小項目数：1×2点＝ 2点 評価cの小項目数：0×1点＝ 0点 評価dの小項目数：0×0点＝ 0点 合計 2点（2／2＝100%）											

						・前中期目標期間繰越積立金については、各勘定において定められた方法に基づき、適切に処分を実施した。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし ＜その他事項＞ 特になし					
		畜産勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号。以下「機構法」という。）附則第 8 条第 1 項に基づき管理及び処分を行う。また、補給金等勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ機構法第 10 条第 1 号ロからへまでに規定する業務、同条第 5 号ホ及びへに規定する業務並びに肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項に規定する業務に充てることとし、野菜勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、第 4 期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第 5 期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとする。	畜産勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号。以下「機構法」という。）附則第 8 条第 1 項に基づき管理及び処分を行う。また、補給金等勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ機構法第 10 条第 1 号ロからへまでに規定する業務、同条第 5 号ホ及びへに規定する業務並びに肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項に規定する業務に充てることとし、野菜勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、第 4 期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第 5 期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとする。	s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する	＜主要な業務実績＞ （畜産勘定） 前中期目標期間繰越積立金 870 百万円は、旧農畜産業振興事業団から承継した株式会社への出資の持分として、機構法附則第 8 条第 1 項に基づき管理していることを確認した。 （補給金等勘定） 令和 7 年度決算において 685 百万円の当期純損失を計上したため、機構法第 10 条第 1 号ロからへまでに規定する業務に前中期目標期間繰越積立金（7 年度末残高 3,672 百万円）を充てた。 （野菜勘定） 第 4 期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第 5 期中期目標期間へ繰り越した 24 百万円を有形固定資産の減価償却に要する費用等に充てた（7 年度末残高 5 百万円）。	＜評定と根拠＞ 評定 b 前中期目標期間繰越積立金は、畜産勘定、補給金等勘定及び野菜勘定においてそれぞれ適切に管理することができた。 ＜課題と対応＞ 特になし	<table><tr><th>評定</th><td>b</td></tr><tr><td colspan="2">法人の自己評価は、適当と認められる。</td></tr></table>	評定	b	法人の自己評価は、適当と認められる。	
評定	b										
法人の自己評価は、適当と認められる。											

	6 長期借入れを行う 場合の留意事項 機構法に基づき長期 借入れを行うに当たっ ては、市中の金利情勢等 を考慮し、極力有利な条 件での借入れを行う。	8 長期借入れを行う 場合の留意事項 機構法に基づき長期 借入れを行うに当たっ ては、市中の金利情勢等 を考慮し、極力有利な条 件での借入れを行う。	—	○ 8 長期借入れを行 う場合の留意事項 長期借入金の極力有 利な条件での借入れ s：取組は十分であり、 かつ、目標を上回る顕 著な成果があった a：取組は十分であり、 かつ、目標を上回る成 果があった b：取組は十分であった c：取組はやや不十分で あり、改善を要する d：取組は不十分であ り、抜本的な改善を要 する	＜主要な業務実績＞ 長期借入れは行わな かった。	＜評定と根拠＞ 評定— ＜課題と対応＞ —	<table><tr><td>評定</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="2">—</td></tr><tr><td>評定</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="2">—</td></tr></table>	評定	—	—		評定	—	—	
	評定	—													
	—														
	評定	—													
—															

4. その他参考情報
特になし